

国立女性教育会館

開館30周年記念誌

The 30th Anniversary

男女共同参画社会実現のための学びの拠点
— 30年のあゆみ —



独立行政法人 国立女性教育会館

National Women's Education Center of Japan

国立女性教育会館開館30周年記念誌

目次

C O N T E N T S

はじめに	1
目で見える国立女性教育会館のあゆみ	2
1. 国立女性教育会館の概要	17
2. 国立女性教育会館主催事業の変遷	18
(1) 研修	18
(2) 交流	27
(3) 調査研究	29
(4) 情報	35
(5) その他	38
(6) 主催事業の変遷一覧	40
3. 主な作成資料一覧	46
4. 施設・設備・利用案内	49
5. 利用状況	51
(1) 年度別利用状況	51
(2) 外国人利用状況	52
(3) 女性教育情報センター利用状況	53
6. 他機関との連携・協力状況	54
＜資料編＞	
1. 年表	56
2. 歴代館長、運営委員、外部評価委員一覧	68
3. 組織、法令、規程	71
4. 中期目標・中期計画等	77
5. 施設配置等	100

はじめに



独立行政法人
国立女性教育会館理事長
神田 道子

国立女性教育会館は、昭和52年7月に、国立としては唯一の女性教育に関する社会教育施設として設置され、同年10月の受入れ事業開始以来、今年で30周年を迎えることができました。これも会館創設から今日までの会館の事業運営に対する関係各位の一方ならぬご支援ご協力の賜物であり、心から感謝申し上げます。

開館当時は、敷地内の木々もまだ細い幹で、木立の間隙から会館全体が見渡せたほどでしたが、今日では、武蔵嵐山溪谷などの自然に恵まれたここ嵐山の地に相応しい景観を呈するほどになり、開館以来、延300万人を超える利用者を和ませております。

この間、当会館の事業も、研修、交流、調査研究、情報の4つの機能を活かし、時々喫緊の課題に対応した男女共同参画に資する事業を実施し、国内外の関係者や関係機関との連携を深めつつ、着実にその充実を図ってまいりました。これまでの事業の成果は、国内で活躍する女性リーダーにより、各地の取組みへ還元されているばかりでなく、開発途上国の女性指導者により、帰国後に自国での取組みに役立てられるなど、広く国内外に普及されてきております。

平成13年度に、政府の行政改革の一環により独立行政法人に移行した当会館は、中期目標・中期計画により様々な事業を展開しており、平成18年度からの5年間にわたる第2期中期目標では、基幹的な指導者への研修の重点化、喫緊の課題解決のための調査研究や学習プログラムの開発、国内外の連携協力、交流、国際貢献などの事業の充実を図り、アジア太平洋地域の拠点としての役割を果たすとともに、女性の歴史の記録を次代に伝えていく女性アーカイブの構築を新たに進めることが掲げられております。

また、男女共同参画基本計画（第2次）におきましても、当会館がわが国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、人材育成・研修、学習プログラムの開発・提供、必要な情報の提供、女性関連施設等拠点間の交流の促進などを通じて、地域との連携を図りつつ、女性教育の推進に一層努めていく必要があることが示されております。

今後、当会館が、男女共同参画社会の形成に資する女性のチャレンジやエンパワーメントの支援をさらに推進できるよう、研修、交流、調査研究、情報の各機能を一体的に発揮し、機動的で効果的・効率的な各種事業の展開に努めてまいります。

今後とも、皆様方の一層のご指導、ご支援をお願い申し上げます。



第1回「婦人教育会館調査研究協力者会議」(S46.8.2)



第1回「運営委員会」(S52.8.23)
前列左から望月哲太郎社会教育局長、木田宏事務次官、齋藤正初代会長、
縫田暉子初代館長



受入れ事業開始



開館式 (S52.11.12)



初の主催事業—第1回「全国婦人団体研究集会」(S52.12.7～9)



第1回「公開講座」—これからの教育—
(S53.2.4)



「会館だより」「婦人教育情報」創刊

昭和46年度～56年度

- | | | | |
|----------|--|----------|---|
| 昭和46年 7月 | 婦人教育会館調査研究協力者会議（議長 齋藤正氏）発足 | 9月 | 本館、宿泊棟完成 |
| 昭和48年 3月 | 敷地を埼玉県比企郡嵐山町に決定、閣議報告 | 10月 | 研修棟完成 受入れ事業開始 |
| 昭和50年10月 | 起工式 | 11月 | 開館式 |
| 昭和51年 3月 | 国立婦人教育会館（仮称）に関する懇談会発足 | 12月 | 「全国婦人団体研究集会」開始 |
| 昭和52年 7月 | 国立婦人教育会館設置（文部省の附属機関として庶務課、事業課をもって発足）
初代館長に縫田暉子が就任 | 昭和53年 2月 | 「公開講座」（S56年度～「公開講演会」）開始
「婦人教育施設研究集会」開始 |
| 8月 | 第1回運営委員会（会長 齋藤正氏）開催 | 昭和53年 3月 | 機関誌「会館だより」創刊号を発行 |
| | | 4月 | 情報交流課新設 |
| | | 8月 | 「情報資料協力者会議」開始
会館ボランティア登録開始 |



第1回「婦人教育研究セミナー」(S53.9.7～9)



情報図書室開室 (S54.11.12)



国連婦人の10年・1980年世界会議事務局補佐
エリザベス・リードさん来館 (S54.10.2)



第1回「婦人学級研究集会」(S54.2.20～22)



第1回「家庭教育研究セミナー」
(S54.12.18～20)



初の国際セミナー開かれる(ユネスコと会館の共催)
「婦人のための教育・訓練・雇用に関するセミナー
—子育て後の再教育・訓練をめぐる—」



日ソセミナーで来館されたテレシコワさん
(左から二人目)(響書院にて)

- 9月 「婦人教育研究セミナー」開始
- 12月 体育館、屋内プール完成
- 昭和54年 2月 「婦人学級研究集会」開始
「アジアの女性」写真展開催
- 3月 日本家屋(響書院)、茶室(和庵)完成
- 6月 体育施設・日本家屋等落成披露行事
- 9月 婦人国内研修受入事業(S60～H6年度「婦人国内交流集会」)開始
- 10月 「婦人教育情報」創刊
- 11月 情報図書室開室

- 12月 「家庭教育研究セミナー」開始
- 昭和55年 2月 「全国婦人教育交流集会」開始
- 7月 「女性学講座」開始
- 12月 ユネスコ「婦人のための教育・訓練・雇用に関する国際セミナー」実施
- 昭和56年 5月 「婦人問題書誌の書誌」発行
- 11月 「婦人教育国際交流事業」開始
- 昭和57年 3月 「図書目録第1編」発行



皇太子殿下、同妃殿下（現天皇、皇后両陛下）会館御視察（S57.6.22）



開館5周年記念事業（S57.11.10～30）
「婦人教育の充実をめざして—学習と実践の輪を—」
小川文部大臣を迎えて開館5周年記念論文発表会で挨拶する志熊第2代館長



開館5周年記念女性フェスティバル



第1回「家庭教育学級研究集会」
（S57.7.15～17）



OECD・CERI「家庭教育国際セミナー」（S58.10.25～30）

昭和57年度～61年度

- | | | | | | |
|-------|-----|-----------------------------------|-------|--------------------------------------|--|
| 昭和57年 | 4月 | 図書複写サービス開始 | 11月 | 「婦人の学習活動専門講座」（H3～6年度「女性の学習活動専門講座」）開始 | |
| | 5月 | 常陸宮妃殿下会館御視察 | 昭和59年 | 9月 | 「雑誌目録」発行 |
| | 6月 | 皇太子殿下、同妃殿下（現天皇、皇后両陛下）会館御視察 | | 11月 | 「NWEC Newsletter」創刊 |
| | 7月 | 館長に志熊敦子が就任
第1回「全国家庭教育学級研究集会」開催 | 昭和60年 | 3月 | 「家庭教育国際セミナー」開始 |
| | 11月 | 国立婦人教育会館開館5周年記念事業 | | 5月 | 情報協力者会議「婦人教育情報センター基本構想」を報告 |
| 昭和58年 | 8月 | 「高等教育における女性学関連講座開設状況調査」開始 | | | 文部省科学研究費特定研究補助事業「急増する母親の就労に伴う家庭生活の変動と家庭・地域社会の次世代育成力の活性化に関する総合的調査研究」に協力 |
| | 10月 | OECD・CERI「家庭教育国際セミナー」実施 | | | |



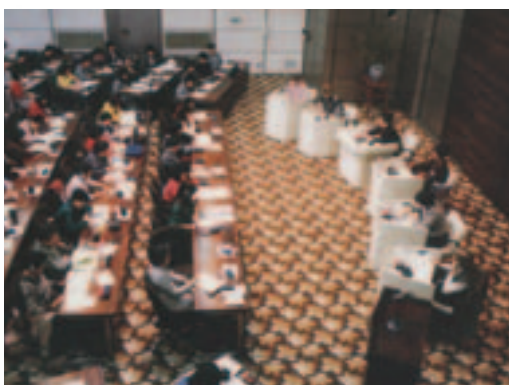
「図書目録」「雑誌目録」「NVEC Newsletter」創刊



「世界の女性雑誌展」(S60.10.22～24)



第1回「家庭教育国際セミナー」(S60.3.19～22)



「婦人教育情報国際セミナー」(S60.10.29～31)



ESCAP主催「婦人情報ネットワークシステムの開発に関する地域セミナー」(S61.12.1～5)

- 8月 機関誌「会館だより」を「国立婦人教育会館ニュース」に名称変更
- 10月 「情報に関する婦人教育国際セミナー」開始
「世界の女性雑誌展」開催
- 昭和61年 2月 「婦人教育シソーラス調査研究会」開催
「婦人国際交流集会」開催（H2年度～「国際交流フォーラム」）
- 4月 「婦人教育史に関する調査研究」開始
- 12月 ESCAP主催「婦人情報ネットワークシステムの開発に関する地域セミナー」開催



延べ利用者100万人達成の日（S62.5.23）の利用団体



「女性学講座」（S62.8.28～30）で主催者挨拶中の前田第3代館長



中島文部大臣を迎えて国立婦人教育会館開館10周年記念式典（S62.11.12）



婦人教育情報センター開所（中央は縫田第2代運営委員会会長）（S62.11.14）



開館10周年記念 婦人教育情報国際セミナー（S62.11.14～17）

昭和62年度～平成4年度

昭和62年 4月 館長に前田瑞枝が就任
 5月 会館利用者延べ100万人を超える
 8月 運営委員会会長に縫田嘩子氏就任
 11月 国立婦人教育会館開館10周年記念事業開催
 婦人教育情報センター開所
 昭和63年 4月 「婦人の社会参加のためのプログラム開発」
 開始
 「婦人国際交流のつどい」開催

平成元年 11月 「女性学国際セミナー」開催
 12月 「女性に関する情報担当者研修会」開始
 平成 2年 1月 「海外婦人教育情報専門家情報処理研修事
 業」開始
 11月 「国立婦人教育会館出前講座」開始
 平成 3年 1月 中型汎用コンピューターを導入
 7月 オンライン情報検索サービス（WINET）
 開始



「女性学国際セミナー」(H元.11.23～26)



第1回「女性に関する情報担当者研修会」(H元.12.14～15)



「海外婦人教育情報専門家情報処理研修事業」
(H2.1.17～3.20)



「国立婦人教育会館出前講座」第1回は青森県、第2回は京都府にて開催

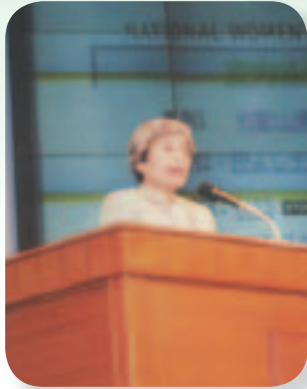


第1回「女と男のジョイントフォーラム」(H3.11.29～12.1)



オンライン情報検索サービス (WINET: Women's Information Network System) 開始

- 8月 運営委員会会長に藤原房子氏就任
11月 「女と男のジョイントフォーラム」開始
平成 4年 4月 「青年男女の固定的な性別役割分担意識是正のためのプログラム研究」開始
学習情報データベースサービス開始
「女性及び家族に関する統計の調査研究」開始



「フォーラム家庭教育」で主催者挨拶中の大野第4代館長



「フォーラム家庭教育」「社会の中の家庭・家族の中の子どもたち」(H7.9.29)



事業課に研究員を配置



ホームページをインターネット上で公開 (H7.12.25)



第1回「NWECAアドバンストコース」で講義する
文部省板東婦人教育課長(現:内閣府男女共同参画局長)

平成5年度～8年度

- | | |
|--|---|
| <p>平成 5年 4月 事業課に研究員を配置
科学研究費補助金取扱規程が規定する「研究機関」となる(「アジアにおける女性政策と女性の社会参加に関する調査研究」)
「社会教育における女性学教育の内容と方法に関する調査研究」開始</p> <p>平成 6年 3月 館内情報ネットワーク(LAN)敷設
パソコン通信システム「WINET-BBS」導入</p> <p>4月 将来構想検討委員会「国立婦人教育会館の将来構想について」を報告</p> | <p>「開発と女性に関する文化横断的調査研究」開始
「女性及び家族に関する学習情報の調査」開始</p> <p>平成 7年 4月 館長に大野曜が就任
事業課に客員研究員を配置
文部省委嘱「新教育メディア研究開発事業」実施</p> <p>9月 文部省委嘱「フォーラム家庭教育」開催</p> <p>11月 「第4回世界女性会議・NGOフォーラム北京'95特別展示」開催</p> |
|--|---|



「海外婦人教育情報専門家情報処理研修事業」の参加者と講師の文部省大西婦人教育課長 (H8.7.25～9.4)



会館利用者延べ200万人達成 (H8.11.28)



「NWECアドバンストコース」で講義する藤原第3代運営委員会会長 (H8.12.16)



第4回世界女性会議・NGOフォーラム北京'95特別展示 (H7.11.1～30)



第1回「女性の教育問題担当官セミナー」 (H9.1.28～2.26)



正面玄関に愛称「ヌエック」を表示

- 平成 8年 12月 ホームページをインターネット上で公開
- 1月 「NWEC (国立婦人教育会館) アドバンストコース開始
- 4月 「都市化社会の進行と家族・地域の教育機能に関する調査研究」開始
- 5月 「アジア及び太平洋地域における女性政策と女性学」合評会開催 (お茶の水大学ジェンダー研究センターと共催)
- 6月 「婦人教育施設職員のためのセミナー」開始
- 8月 「女性学・ジェンダー研究フォーラム」開催

- 11月 会館利用者延べ200万人を超える
- 12月 ホームページ上で「家庭教育マルチメディアデータベース」を公開
- 平成 9年 1月 愛称「ヌエック」に決定
- 「女性の教育問題担当官セミナー」開始



「婦人教育施設職員のためのセミナー」で講演する
神田第4代運営委員会会長（現理事長）（H9.6.10）



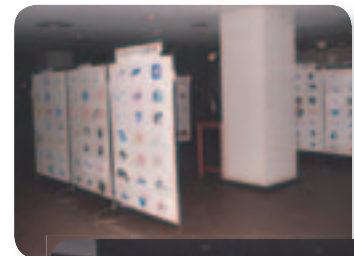
「国立婦人教育会館研究紀要」「WINET情報」創刊



森田文部政務次官を迎えて
開館20周年記念式典（H9.11.14）



開館20周年記念 女性と生涯学習国際フォーラム
（H9.11.14）



シンボルマーク決定



シンポジウム「女性施設とボランティアについて考える」



又エックボランティアの活動



又エックボランティア「嵐山に夢をつなぐ女たち」実行
委員会による「又エックボランティア・フェスティバル」
公開座談会「歴代館長は語る」（H9.11.22）

平成9年度～10年度

- | | | | |
|----------|--|----------|--|
| 平成 9年 4月 | 機関誌「国立婦人教育会館ニュース」を「ヌエックニュース」に名称変更 | 平成10年 3月 | 「WINET情報」創刊 |
| 5月 | 公開シンポジウム開催（以降、平成17年度まで毎年開催） | 4月 | 「男女共同参画の視点に立った家庭教育推進方策に関する調査研究」開始
「地域の子育て環境づくりに関する調査研究」開始
社会教育実習生の受入開始 |
| 8月 | 「教師のための男女平等教育セミナー」開始
「女性の生涯学習のための地域セミナー」開始
運営委員会会長に神田道子氏就任 | 9月 | 「家庭・地域で担う子育て支援セミナー」開始 |
| 10月 | 「国立婦人教育会館研究紀要 創刊号」発行 | 平成11年 1月 | ホームページからWINETデータベース、
研修室・宿泊室予約状況等を公開 |
| 11月 | 国立婦人教育会館開館20周年記念事業開催、シンボルマーク決定 | | |



「家庭・地域で担う子育て支援セミナー」(H12.9.8～9)



NWEC (国立婦人教育会館) 国際フォーラム (H11.11.25～27)



第1回「女性関連施設等情報ネットワーク研究協議会」(H11.12.16～17)



ヌエック女性情報ニューシステム(WinetCASS)公開



グアテマラ地方行政コース

平成11年度～12年度

平成11年 4月 文部科学省委嘱により「全国ボランティア
情報提供・相談窓口事業」開始
9月 「高齢社会に向けての男女共同参画学習に
関する調査研究」開始
11月 「男女共同参画学習推進フォーラム」開始
「男女共同参画学習フェスティバル」開催
12月 「女性関連施設等情報ネットワーク研究協
議会」開始
「グアテマラ地方行政コース」開始
平成12年 3月 スエック女性情報ニューシステム (WinetCASS) 公開

4月 「女性のエンパワーメントのための生涯学
習拡充方策に関する調査研究」開始〔韓国
女性開発院との共同研究〕
「女性教育シソーラスに関する調査研究」開始
5月 「エル・ネット家庭教育セミナー」実施
8月 女性学・ジェンダー研究国際フォーラム
国連特別総会「女性2000年会議」特別展示実施
平成13年 1月 名称を「国立女性教育会館」に改称



「独立行政法人国立女性教育会館」設立
門標除幕式



TICT (ティクト, Training of ICT)
サイト公開 (H13.5)



全国交流フェスティバル (H13.10.19～21)
自由企画プログラム



「女性関連施設職員のための
セミナー」(H14.6.4～7)



「女性情報国際フォーラム 女性情報のグローバルなネットワークをめざしてー生活に根ざした情報から考えるー」(H14.10.12～13)



「国際女性情報処理研修」(H14.10.3～14)



第1回「女性の教育推進セミナー」(H14.2.12～3.9)

第1期中期目標期間（平成13年度～17年度）

平成13年 4月 「独立行政法人国立女性教育会館」設立
第1期中期目標期間開始
理事長に大野曜が就任
「女性の学習関心と学習行動に関する国際比較調査」開始
「ジェンダー統計に関する調査研究」開始
5月 TICT (ティクト, Training of ICT) サイト公開
6月 「女性関連施設職員のためのセミナー」開始
7月 「独立行政法人国立女性教育会館運営委員

会」設置 (8月第1回委員会開催)
11月 「女性情報国際フォーラム」開催
「国際女性情報処理研修」開始
平成14年 2月 「女性のエンパワーメント支援セミナー」開始
「女性の教育推進セミナー」開始
4月 「子育てサークル等支援に関する調査研究」開始
6月 「子育てサークル交流支援研究協議会」開始
11月 研究国際室設置



第1回「女性のエンパワーメント支援セミナー」
(H14.2.26～27)



第1回「子育てネットワーク研究交流協議会」(H15.6.28～29)



ヌエック公開シンポジウム「日韓女性の生涯学習／平生学習」
(H15.6.27)



「女性関連施設相談担当者実務研修」分科会
(H18.1.25～27)



「女性の生涯学習国際フォーラム生涯学習とそれぞれの「エンパワーメント」」(H16.7.3～4)



「国別研修カンボジア」(H17.1.12～2.18)
研修員作成のリーフレット



「国別研修カンボジア研修」テレビ会議



男女共同参画統計
データブック



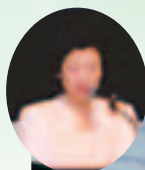
(財)日本統計協会の「平成17年度
統計活動奨励賞」を受賞

- 平成15年 4月 「女性のキャリア形成支援に関する調査研究」開始
「女性研究者ネットワーク支援のための調査研究」開始
- 6月 「女性と男性に関する統計の調査研究」開始
「子育てネットワーク研究交流協議会」開始
ヌエック公開シンポジウム「日韓女性の生涯学習／平生学習」開催
- 7月 「男女共同参画を進めるための学校教育セミナー」開始
- 平成16年 2月 「女性関連施設相談担当者実務研修」開始
4月 理事長に神田道子が就任

- 「家庭教育に関する国際比較調査」開始
「男女共同参画社会形成のための学習プログラム研究」開始
- 6月 「女性関連施設管理職セミナー」開始
- 7月 「キャリア形成支援推進セミナー」開始
「女性の生涯学習国際フォーラム」開催
- 8月 「男女共同参画のための女性学・ジェンダー研究・交流フォーラム」開催
- 10月 NWECプログラム開始（第1回は「与謝野晶子の生き方」）
- 11月 「国立女性教育会館地域セミナー」開始
- 平成17年 1月 「国別研修カンボジア」開始



「女性の学習国際フォーラム 災害と女性のエンパワーメント」
(H17.12.10～11)



山中外務大臣政務官による
主催者挨拶



森山衆議院議員による来賓挨拶



「人身取引問題に関する国際シンポジウム」(外務省、国際移住機関 (IOM) 共催) (H18.2.25)



女子栄養大学と連携協定を締結 (H18.1.11)



日本女子体育大学と連携協定を締結 (H18.2.22)



「女性のキャリア形成支援サイト」
公開 (H18.3)



「女子高校生夏の学校」研修棟前で集合写真 (H18.8.17～19)

第1期中期目標期間 (平成13年度～17年度)

- | | |
|---|---|
| <p>平成17年 4月 「人身取引とその防止・教育・啓発に関する調査研究」開始
「女性アーカイブセンター機能に関する調査研究」開始
「多様なキャリア形成を支援するための情報提供システムに関する調査研究」実施
女性のキャリア形成支援サイト構築</p> <p>8月 ヌエック公開シンポジウム「女子高校生夏の学校」開催</p> <p>10月 「女性のチャレンジ支援アドバイザー等研修」開催</p> | <p>11月 「配偶者からの暴力被害者支援基礎セミナー」開催
(財)日本統計協会「統計活動奨励賞」を受賞</p> <p>12月 「女性の学習国際フォーラム」開催</p> <p>平成18年 1月 女子栄養大学と連携協定を締結
「配偶者からの暴力被害者支援応用セミナー」開催</p> <p>2月 日本女子体育大学と連携協定を締結
「人身取引問題に関する国際シンポジウム」開催
「配偶者からの暴力被害者支援管理職セミナー」開催</p> <p>3月 「女子学生のキャリア教育・就活支援者セミナー」開催
「読売・NWEC女性アカデミア21」開催</p> |
|---|---|



韓国両性平等教育振興院と交流・協力協定を締結 (H18.4.26)



国立女性教育会館・韓国両性平等教育振興院協定締結記念シンポジウム (H18.12.2)



第1回「女性関連施設・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」(H18.6.14～16)



毎日小学生新聞70周年記念事業「めざせ！食育マイスター」(H18.7.29～30)



第1回「男女共同参画のための研究と実践の交流推進フォーラム」でコーディネーターをする天野東京女学院大学副学長（現運営委員会会長）(H18.8.25)



女性情報ポータル“Winet（ウィネット）”公開 (H18.4)



韓国女性開発院と研究交流・協力協定を締結 (H18.9.28)

第2期中期目標期間（平成18年度～）

平成18年 4月 第2期中期目標期間開始
 韓国両性平等教育振興院と交流・協力協定を締結
 女性情報ポータル“Winet（ウィネット）”公開
 女性アーカイブ構築開始
 「女性関連施設に関する調査研究」開始
 「家庭教育・次世代育成支援のためのプログラムに関する調査研究」開始
 「女性のキャリア形成支援のためのプログラムに関する調査研究」開始
 「男女共同参画に関する統計の調査研究」開始
 5月 「家庭教育・次世代育成指導者養成セミナー」開始

6月 利用者300万人を超える
 「女性関連施設・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」開始
 7月 「女性のキャリア形成支援推進研修」開始
 毎日小学生新聞70周年記念事業「めざせ！食育マイスター」開催
 8月 「男女共同参画のための研究と実践の交流推進フォーラム」開催
 「女子高校生夏の学校」開催
 9月 韓国女性開発院と研究交流・協力協定を締結
 12月 「国立女性教育会館・韓国両性平等教育振興院協定締結記念シンポジウム」開催



第1回「アジア太平洋地域の女性リーダーエンパワーメントセミナー」
(H19.2.1～11)

最終日シンポジウム終了後の研修生



家庭教育に関する国際比較調査報告書



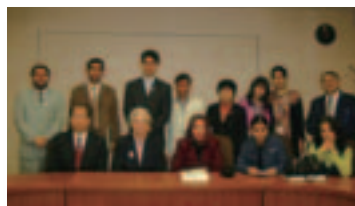
女性のエンパワーメント国際フォーラム（読売・NVEC女性アカデミア21）
(H19.2.24)



フォーラムについて読売新聞朝刊に見開き1面で掲載



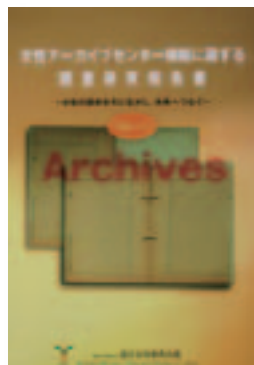
「男女共同参画のための研究と実践の交流推進フォーラム」(H19.8.31～9.2)
リレートーク「未来へのメッセージ～新たな男女共同参画への取組」



国別研修「アフガニスタン」(H19.2.5～2.23)



国別研修「ナイジェリア」(H19.9.10～10.5)



女性アーカイブセンター機能に関する調査研究報告書

国立女性教育会館開館30周年記念「女性アーカイブセンター開設先行展示」のお知らせ



第2期中期目標期間（平成18年度～）

- 平成19年 1月 「女性の教育推進セミナーⅡ」開始
「配偶者からの暴力等に関する相談員研修」開始
2月 「アジア太平洋地域の女性リーダーエンパワーメントセミナー」開始
「女性のエンパワーメント国際フォーラム」開催
「国別研修アフガニスタン」実施
4月 「人身取引の多面的防止・教育・啓発に関する調査研究」開始
「アーカイブの構築とその活用に関する実践的研究」開始

- 「女性の理工系進路選択支援に関する調査研究」開始
9月 「国別研修ナイジェリア」実施
11月 国立女性教育会館開館30周年記念事業開催
－「開館30周年記念シンポジウム」開催
－「女性のエンパワーメント国際フォーラム」開催
－「女性アーカイブセンター開設先行展示」実施
－「女性アーカイブデジタル・システム」一部公開

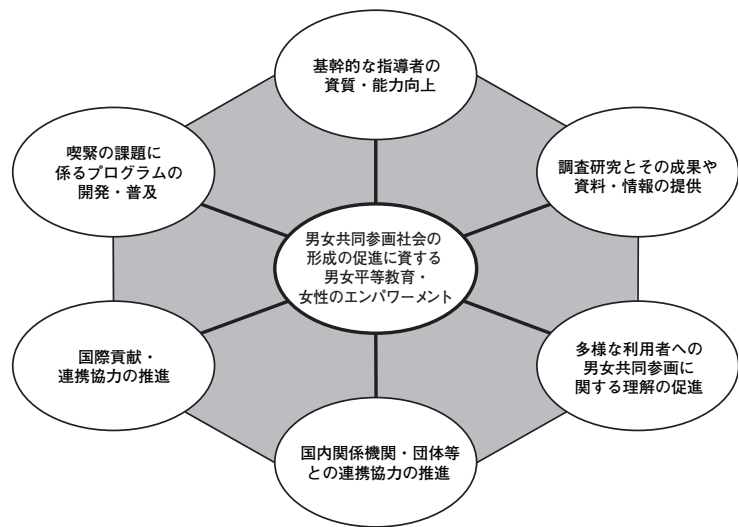
国立女性教育会館の概要

独立行政法人国立女性教育会館は、男女共同参画社会の形成をめざして、国内外の女性関連施設や機関との連携を図りつつ、女性教育指導者や関係者に対する研修、女性団体・家庭教育支援団体等の交流機会の提供、女性教育・家庭教育に関する専門的な調査研究及び女性と家族に関する情報収集・提供の充実を図り、女性教育に関するナショナルセンターとしての役割を果たしている。

◆目的

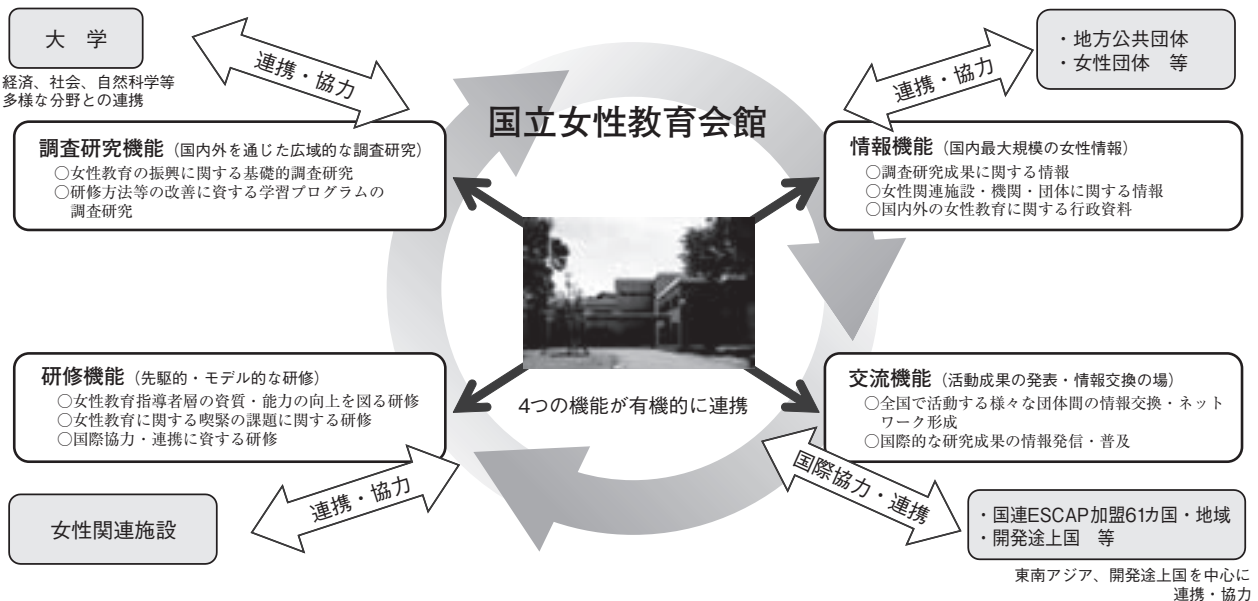
女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的としている。

その目的を達成するため、文部科学大臣より示されている中期目標に基づき、次の機能及び他機関との連携・協力により、各事業を実施している。



中期目標（平成18～22年度）

◆機能と連携・協力状況



国立婦人教育会館は、多くの女性団体、研究者や女性教育関係者の要望を受け、昭和52年に文部省（現文部科学省）の附属機関として設立された。「婦人教育の振興を図るため、婦人教育指導者その他の婦人教育関係者に対する実践的な研修及び婦人教育に関する専門的な調査研究を行う」ことを目的とした、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターの誕生である。

その後、「婦人」から「女性」へと一般的に用語の用法が変化し、行政用語も替わっていった中で、国立婦人教育会館の名称も、平成13年1月から「国立女性教育会館」に変更された。さらに同年4月1日には、政府の行政改革の一環として独立行政法人制度が創設されたことに伴い、独立行政法人に移行するという今までにない大きな転換期を迎え、今日に至っている。これにより国立女性教育会館（以下「会館」）は、「女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする」となり、会館のあらゆる事業が男女共同参画社会の形成の促進に資する事業として明確に位置づけられた。

そして、5年間にわたる中期目標を達成するために、中期計画と毎年度作成する年度計画に即した事業を展開し、目標・計画を着実に達成しているかどうかを文部科学省に設置された評価委員会により、毎年度終了後に事後評価されることとなった（第1期中期目標期間:平成13～17年度、第2期:平成18～22年度）。この中期目標・計画の策定、実施の過程において、会館は唯一の女性教育に関するナショナルセンターとしての役割を果たすべく、政府の政策や社会の動きをこれまで以上に事業に反映させるとともに、国内外の関係機関・団体との連携協力を深化させ、女性のエンパワーメントを内容とする女性教育の振興を図り、男女共同参画社会の形成の促進に努めている。

第2期中期目標においては、基幹的女性指導者への研修の重点化、女性アーカイブ機能の充実、アジア太平洋地域を中心とする国際貢献・国際協力の強化などが主要な柱として掲げられている。

また、政府が定めた「男女共同参画基本計画（第2次）」（平成17年12月27日閣議決定）においても、会館がわが国唯一のナショナルセンターとして果たすべき役割について明確に定められている。

会館は、その目的を達成するために、「研修」「交流」「調査研究」「情報」という4つの機能を有機的に連携させながら事業を実施している。

以下、直近の10年間を中心に、4つの機能ごとに主催事業の歩みを振り返ることとする。

1 研修

日本国内の女性関連施設の職員、女性教育行政及び男女共同参画行政の担当者、女性団体・NPOなどを対象にした国内研修と、海外の女性教育担当者、男女共同参画担当者やNGOの代表者などを対象にした国際研修を実施してきた。会館の研修は、政府の男女共同参画に対する考え方や施策の動向をタイムリーに反映するとともに、プログラムの企画・実施において調査研究や情報など会館の他の機能と連携し、その成果を取り入れているところに大きな特長がある。研修の対象者やテーマは、その時々々の社会の動きや政策に対応して変化してきた。

(1) 国内研修

設立当初から実施している全国の女性関連施設職員等を対象にした研修や、家庭教育に関する研修を始めとして、女性のエンパワーメント支援、キャリア形成支援、進路選択支援に関する研修、配偶者からの暴力等に関する研修など、政策課題や社会のニーズに対応して多様な研修を実施してきた。

第2期中期目標期間（平成18～22年度）においては、女性教育の基幹的指導者を育成するというナショナルセンターとしての役割に鑑み、地方において基幹となる女性関連施設管理職や女性団体・NPO等のリーダーを対象を重点化したほか、女性のチャレンジ支援や配偶者からの暴力被害者支援など喫緊の課題への対応に特化した研修を行っている。

また、参加者による研修成果の普及・還元を促進するため、参加者による当該研修成果の活用プランの作成を研修プログラムのなかに位置づけるとともに、研修修了後概ね6カ月経過時に、実際の活用状況についてフォローアップ調査を行い、同調査の結果等を踏まえ、適宜研修内容等の見直しを行っている。

①女性関連施設職員、女性団体のリーダー等を対象にした研修

主催事業の中で最も長い歴史をもつのが、女性関連施設職員、女性団体のリーダー等を対象にした研修である。昭和52年度の開館当初、文部省が直轄事業として実施していた「婦人教育施設研究集会」や「全国婦人団体研究集会」などを会館が引き継いで以降、今日まで女性関連施設の職員や女性団体のリーダー等を対象にした研修を実施してきた。

当初は女性関連施設職員全体を対象としていたが、平成16年度よりナショナルセンターとしての役割を果たすべく対象を管理職に特化し、第2期中期目標期間（平成18～22年度）以降は女性関連施設の管理職に加えて、男女共同参画基本計画（第2次）に会館の役割として明記されている「拠点施設を支える人材の育成・研修」を実施するために、女性団体やNPOのリーダーも対象とする研修に変わった。

昭和52年度から開始した全国の婦人教育施設職員を対象とする「婦人教育施設研究集会」は平成7年度まで続き、その後平成8年度から、職員コースと館長コースに分かれてプログラムを行う「婦人教育施設職員のためのセミナー」に移行した。また、同じく昭和52年度から開始した「全国婦人団体研究集会」は平成5年まで続き（昭和61～63年度は実施せず）、都道府県・政令指定都市の女性団体のリーダーに対して、その時々課題に応じた研修が行われた。昭和53年度から56年度まで実施した「婦人学級研究集会」及び「婦人ボランティア活動研究集会」の対象者は、それぞれ婦人学級、ボランティア活動グループのリーダーであった。そして、昭和57年度から平成6年度までは、行政担当者、女性教育、家庭教育に関するリーダー等を対象として、「婦人（女性）の学習活動専門講座」を行った。その後、男女共同参画社会の形成に向け、女性教育、家庭教育に関する事業の企画・立案に必要な専門的知識・技術の習得と、女性、家庭に関し当面する課題の解決に資する実践的な研修「NWEC（国立婦人教育

会館) アドバンストコース」を平成7年～12年度の6年間にわたって実施した。

平成10年度に開催した「女性関連施設等情報担当者研修・交流会」は、平成元年～8年度に行われていた「女性に関する情報担当者研修会」(平成9年度に「婦人教育施設職員のためのセミナー」に情報担当者コースとして統合(～11年度))の継続を望む声が高かったことから、実施された事業である。平成11年度から17年度は情報事業として、情報ネットワーク形成の推進を図ることを目的とした「女性関連施設等情報ネットワーク研究協議会」を実施した。

法人化初年度の平成13年度には、会館の名称も「国立女性教育会館」に変更されていたことを踏まえ、「婦人教育施設職員のためのセミナー」の事業名を「女性関連施設職員のためのセミナー」へと変更した。このセミナーは「婦人教育施設職員のためのセミナー」と同じく職員コースと館長コースに分かれており、女性関連施設職員のエンパワーメントを目指す研修プログラム自体に大きな変化はなかった。また、「NWECアドバンストコース」も「女性のエンパワーメント支援セミナー」に組み替えた。本セミナーは男女共同参画社会の形成に向け、女性のエンパワーメントを支援するため、女性教育・家庭教育に関する事業の企画・立案、及び女性教育・家庭教育に関する団体・グループやNGO活動の推進に必要な専門的知識・技術の習得、並びに男女共同参画の視点の定着・深化に向けた実践的な研修を目標として実施した。

その後「女性関連施設職員のためのセミナー」は、平成16年度に「女性関連施設管理職セミナー」として館長等の管理職を対象とした研修に変わったが、これは第2期中期計画期間(平成18～22年度)から、研修対象者を女性教育の基幹的指導者に重点化するという、文部科学省による見直しの方向の検討状況を踏まえ、その方向性を先取りしたものである。従来職員コースと館長コースに分けていたセミナーを管理職に特化した内容とし、一般の職員を対象としたコースを廃止した。同様に、女性教育等に関する行政関係事業の企画・運営に携わる者全般を研修対象に含んでいた「女性のエンパワーメント支援セミナー」も、対象者を女性教育の基幹的指導者に重点化するという見直しの方向性を受け廃止した。

平成18年度からは「女性関連施設・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」として、女性関連施設の管理職を対象とした「女性関連施設管理職コース」と女性団体やNPOなどのリーダーを対象にした「団体リーダーコース」を設け、一部合同での研修を含めて実施している。本研修は男女共同参画を推進するための拠点である女性関連施設管理職と、その拠点を中心に活動している女性団体・NPOリーダーそれぞれのニーズを踏まえた課題を取り上げ、実践に直結した学習を行うとともに、両者による交流の機会を設け、地域における男女共同参画の推進を目指している。

②家庭教育に関する研修

家庭教育に関する研修も女性関連施設職員等を対象にした研修と同じく歴史が深く、昭和57年から平成2年まで行われた「全国家庭教育学級研究集会」を端緒としている。他の研修事業と比べて、地方や他機関との共催で実施することが多く、交流や連携を重視した研修を実施してきたが、第2期中

期目標期間以降は、その特長を残しつつも次世代育成という喫緊の課題もテーマに加え、実践的、専門的なプログラム研修として実施されている。

平成7年度から7年間続いた「フォーラム家庭教育」は、文部省（現文部科学省）と初年度は北海道教育委員会と、以後は埼玉県教育委員会との共催で実施した。本フォーラムは数百人規模の一般の人々を対象にした講演、シンポジウム等を主な内容としていた。また平成10年度から実施した「家庭・地域で担う子育てセミナー」は、地域で家庭教育支援に関わっている行政担当者や、団体・グループで活動している者を参加対象とし、講義やワークショップ、分科会、そして全体会など多様な方法でプログラムを構成している。

平成14年度の「子育てサークル交流支援研究協議会」はNPOや子育てネットワークとの共催で、子育てサークルの交流を支援するために実施した事業である。平成15年度からは、「子育てネットワーク研究交流協議会」として、地域で一体となった子育て支援（母親の育児不安の解消、父親の育児参加の促進等）をめざし、都道府県や女性関連施設と共催し、連携協力関係に基づいて毎年3カ所以上の地域で開催した（平成14年度：愛知県、大阪府、横浜市、平成15年度：福岡県、東京都、大阪府、平成16年度：福岡県、大分県、岡山県、山形県、平成17年度：大分県、愛媛県、宮崎県、北海道）。

平成18年度からは男女共同参画の喫緊の課題として次世代育成をテーマに加えて、「家庭教育・次世代育成支援指導者研修」として、会館では「家庭教育・次世代育成のための指導者養成セミナー」を、地域では「家庭教育・次世代育成地域協働フォーラム」を実施している（平成18年度は浜松市、平成19年度は京都市で開催）。本フォーラムは会館で実施した研修の成果を地域で普及・還元するため、セミナー参加者を中心にNPO等と実行委員会を組織し、プログラムの企画・運営を行うものであり、実施地域における市町村の男女共同参画行政や教育委員会、女性関連施設、高等教育機関、子育て支援団体等との新たな連携につながる取組みになっている。

③女性のキャリア形成支援、進路選択支援、チャレンジ支援に関する研修

女性が生涯を通じて充実した生き方ができるよう、キャリア形成を推進する教員、指導主事、女性関連施設職員等を対象に、男女共同参画の視点から学校や地域におけるキャリア教育・キャリア形成を支援する研修を実施してきた。

平成9年度から実施した「教師のための男女平等教育セミナー」は、幼稚園、小学校、中学校、高校など主に教員を対象に、生涯学習の観点から教員の男女平等に関する意識の醸成を目指すものであった。平成15年度には「男女共同参画を進めるための学校教育セミナー」となったが、平成16年度からは学校教育分野だけでなくより幅広い層を対象に、男女共同参画の視点に基づき女性のキャリア形成支援を推進することを目的として、「キャリア形成支援推進セミナー」へと事業展開を図った。平成18年度には「女性のキャリア形成支援推進研修」として、女性関連施設等や大学・短大等におけるプログラムの立案、サポートシステムの構築等、キャリア形成支援に関する専門的・実践的研修を

行った。

また、女性のキャリア形成支援、進路選択支援に関する研修は、社会の動きや政策、参加者のニーズ等を反映し、主催事業にとどまらず受託事業や、他機関との連携・協力を通じた事業として多様な形態で実施している。

平成17年度、平成18年度は、内閣府からの委託により「女性のチャレンジ支援アドバイザー等研修」を実施した。平成17年度は、ネットワーク連携、研修プログラムづくりなどのコース別演習やワークショップを取り入れた。平成18年度は、行政や女性関連施設における女性のチャレンジ支援を担う役割・機能に着目して、アドバイザーコースとコーディネーターコースとに分け、参加者のニーズと直結し、研修成果が充分あがるようプログラムに工夫を加えている。

平成17年度に開始した「女子高校生夏の学校～科学・技術者のたまごたちへ～」は、日本学術会議科学力増進分科会や男女共同参画学協会連絡会など、多くの学会等と連携して、女性の科学技術分野への参画を促進するために、女子高校生の科学技術分野に対する興味・関心を喚起するとともに、具体的なロールモデルを示して同分野の職業への理解の深化及び進学意欲・進路選択意識の向上に資することを目的として行った事業である。平成17年度は「女性研究者ネットワーク支援のための調査研究」（平成15～16年度）の成果を活用した「ヌエック公開シンポジウム」として行った。本事業は、翌年度の文部科学省の「女子中高生理系進路選択支援事業」の取組例として挙げられ、その後平成18、19年度は、文部科学省も共催に加わり、文部科学省の委託事業として実施し、男女共同参画の推進にとって先駆的な事業として、マスメディアにも多く取り上げられた。

本事業は、男女共同参画基本計画（第2次）における「新たな取組を必要とする分野」の1つに掲げられている科学技術分野への女性の参画促進を図り、また、科学技術創造立国を目指す第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）に掲げられている「女性研究者の活躍促進」の「女子の興味・関心の喚起・向上にも資する取組を強化するとともに、女性が科学技術分野に進む上での参考となる身近な事例やロールモデル等の情報提供を推進する」先駆的な範例であるとともに、これまで会館の利用が少ない若年層を対象とした、新たな利用者層の開拓に資するものである。

また、「女子学生のキャリア教育・就活支援者セミナー」は、利用拡大のためのプログラム（NWECプログラム）として、特に女性のキャリア形成支援に焦点をあて、大学・短大の教職員を対象に、平成17年度、18年度に、参加費を徴収して実験的に行ったものである。北海道や沖縄をはじめ全国から参加者が集まり、大学や短大における女子学生のキャリア教育・就職支援への関心の高さ、ニーズの多さを示している。

④配偶者からの暴力等に関する研修

女性に対する暴力が深刻な社会的問題となり、平成16年には「配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律」が改正され、保護命令制度が拡充されるなど、政府においても女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組みが強化されてきている。会館でもそのような状況を踏まえ、配偶者からの

暴力等に関する研修事業を実施してきた。

平成15年度から、全国の女性関連施設の相談事業を支援するために、相談全般を内容とする「女性関連施設相談担当者実務研修」を3年間にわたって実施した。平成18年度からは男女共同参画に関する喫緊の課題であり、また相談内容としても急増している配偶者からの暴力被害者支援に内容を絞って「配偶者からの暴力等に関する相談員研修」を実施している。

平成17年度からは、内閣府の委託を受け、全国の配偶者暴力相談支援センター等の相談員等を対象に、相談手続きの円滑かつ迅速な対応や相談の質の向上を図ることを目的とした「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」も実施している。本セミナーは相談員の経験年数等に応じ、「基礎セミナー」（概ね経験3年未満の者を対象）、「応用セミナー」（概ね経験3年以上の者を対象）、「管理職セミナー」（相談事業を統括する立場の者を対象）の3つのセミナーから成る。

ことに平成18年度の「配偶者からの暴力等に関する相談員研修」については、内閣府の受託事業「配偶者からの暴力被害者支援応用セミナー」と一部合同で開催し、配偶者暴力相談支援センターと男女共同参画センター等の女性関連施設の相談員との情報や意見の交換が行われ、効果的・効率的な運営を図った。

⑤地域における女性関連施設等との連携による研修

会館は国内唯一のナショナルセンターとして、従来から地方公共団体や地域の女性関連施設等と共催し研修事業を行ってきた。平成2年度から平成8年度まで実施してきた「国立婦人教育会館出前講座」を踏まえて、平成9年度より「女性の生涯学習のための地域セミナー」を開催した。本セミナーは都道府県や政令指定都市と共催し、地域で女性の生涯学習に関する研修を実施するものである。平成11年度からは「男女共同参画学習推進フォーラム」と名称を変更し、男女共同参画社会の形成を目指し、地域の実情に応じた生涯学習の推進と広域的な施設間のネットワークの形成の充実を図ることを目的として5年間継続して実施した。

平成16年度からは会館で実施してきた事業の成果を活用し、女性関連施設等と連携してプログラムを地域の実情に応じて開発し、女性関連施設職員、女性教育・家庭教育団体等のリーダーを対象とする「国立女性教育会館地域セミナー」を実施することとした。平成17年度には本地域セミナーと内閣府委託事業の「配偶者からの暴力被害者支援基礎セミナー」とを合同開催し、3地域の施設で研修を行った。

<開催地域・共催団体等>

平成 10 年度	青森県	青森県教育委員会
	山口県	山口県婦人教育文化会館
	千葉県	さわやかちば県民プラザ・ 生涯学習センター・ 女性センター
	福井県	福井県生活学習館
平成 11 年度	秋田県	(財) 秋田県婦人会館
	神奈川県	神奈川県立かながわ女性センター
	広島県	(財) 広島県女性会議
	福岡県	福岡県女性総合センター
		(財) 福岡県女性財団
	大分県	大分県立生涯学習センター
平成 12 年度	岩手県	もりおか女性センター
	石川県	石川県立女性センター
	岐阜県	岐阜県生涯学習センター
	和歌山県	和歌山県女性センター
平成 13 年度	川崎市	川崎市立男女共同参画センター
		川崎市教育委員会
	新潟県	新潟県立生涯学習推進センター
		(財) 新潟女性財団
	鳥取県	鳥取県男女共同参画センター
	香川県	香川大学生涯学習教育研究センター
		香川県教育委員会
高松市教育委員会		
平成 14 年度	秋田県	(財) 秋田県婦人会館
	埼玉県	埼玉県男女共同参画推進センター
	富山県	富山市女性交流センター (富山市)
		富山市市民学習活動センター (富山市教育委員会)
	滋賀県	滋賀県立男女共同参画センター
		滋賀県男女共同参画推進協議会
平成 15 年度	北海道	北海道静内町公民館
	兵庫県	兵庫県立男女共同参画センター
		兵庫県立嬉野台生涯教育センター
	熊本県	くまもと県民交流館
平成 16 年度	青森県	青森県男女共同参画センター
	大阪市	大阪市立男女共同参画センター
平成 17 年度	福島県	福島県男女共生センター
	愛知県	愛知県女性総合センター
	福岡市	福岡市男女共同参画推進センター

⑥ その他の研修

男女共同参画社会の形成に向けて、より多くの人々に、女性・男性、家庭、家族等に関する今日的課題について解決の手がかりを得てもらうことを目的として、様々なテーマで学識経験者等による講演会を開催してきた。草創期の昭和53年に「公開講座」として開始した本事業は、昭和56年度から「公開講演会」と名称を変更し、以後平成16年度まで継続して実施した。

<テーマ例>

平成10年度：「高齢期における豊かなライフスタイルの実現」

平成11年度：「男女が対等な立場で責任を担う社会の実現をめざして」
「今を生きる、自分らしく生きる」

平成12年度：「私とボランティア活動－教育こそボランタリィ精神で－」

平成13年度：「ゆたかな高齢期をつくる－向老期をともに生き、ともに学ぶ－」
「環境問題を考える旅－2002 エコツアーリズム年－」

平成14年度：「今、^{いのち}生命を考える」

平成15年度：「夢を編む」

平成16年度：「チャレンジ！私の生き方」

(2) 国際研修

国際協力・連携に資する女性のエンパワーメント支援のために、開発途上国、特に国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）加盟国の女性教育行政担当者及びNGO等関係団体の指導者等に対して男女共同参画及び女性教育に関する参加型の実践的な研修を実施している。

① アジア・太平洋地域の女性を対象にした研修

平成元年度から12年間、アジア太平洋地域の行政官を対象に、情報処理能力を高めるためにODA事業として「海外婦人教育情報専門家情報処理研修事業」を実施した。平成元年度から5年度までは受入人数4名、期間9週間、平成6年度から7年度は4名、6週間、平成8年度から12年度は6名、6週間の研修を行い、合計で30カ国から58名が参加した。

独立行政法人となった平成13年度には、「国際女性情報処理研修」と名称を変更するとともに、研修生の受入人数を30名に大幅に拡大し、日程を約2週間に短縮した。この変更によって、より多くのアジア太平洋地域の女性たちが、本研修に参加できる機会を得ることができるようになり、計35カ国から145名が参加した。

これら2つの研修はいずれも女性の地位向上にとって情報が非常に重要であることを踏まえ、情報処理技術の習得とネットワークの構築によって、アジア太平洋地域の女性のエンパワーメントに資することを目的として実施され、平成17年度で終了した。

平成18年度からは、第2期中期目標期間における主要事項の1つであるアジア太平洋地域のハブとしての国際貢献・国際協力を強化する観点から「アジア太平洋地域の女性リーダーエンパワーメントセミナー」を実施している。本セミナーはリーダーに必要な能力を身につけ、ネットワークを構築し、アジア太平洋地域における女性リーダーの資質向上を目指すことを目的とするテーマ別討論を中心とした参加型セミナーである。

②国際協力機構（JICA）からの受託による女性教育、男女共同参画に関する研修

JICAからの受託による国際研修には、文化、政治・経済事情、歴史的背景などが異なる複数の国から参加者を招へいする〈集団研修〉と、ある特定の1カ国からの参加者のみを対象とし、当該国の男女共同参画の推進に関するプロジェクトとして行われる〈国別研修〉があり、いずれも参加者はJICAが募集・選定している。

<集団研修>

JICAの受託事業としては、平成8年度から12年度までの「女性の教育問題担当官セミナー」とその流れを受け継ぐ平成13年度から17年度までの「女性の教育推進セミナー」、その続編にあたる平成18年度からの「女性の教育推進セミナーⅡ」がある。本セミナーは開発途上国の政府・機関等で女性の教育問題に携わっている担当者を招へいし、講義やワークショップ、見学などを通して資質・能力の向上を図り、当該国における女性教育の推進を支援することを目的としている。研修期間は約1カ月程度であり、参加者の人数は毎年10名程度で、アジアやアフリカ、中南米など世界の様々な地域から参加している。本セミナーは開発途上国でも特に女性の就学率や識字率の低い国を対象としているが、さらにJICAの要請によりアフガニスタンやコソボなど政治的情勢の不安定な国からの特別参加も受け入れている。

<国別研修>

平成16年度から、カンボジア女性省等の職員等毎年約4名を対象に、1カ月から1カ月半にわたる国別研修を実施した。女性と男性に関する統計の知識と技法の習得を通じて、カンボジアの省庁職員の男女共同参画に関するデータの収集・整備・政策立案・実施・モニタリング能力を向上させることを目的としている。

18年度は、新たに国別研修「アフガニスタン」を受託した。アフガニスタンの中央省庁7省庁の職員8名を対象に、約3週間にわたり、女性情報及び女性と男性に関する統計の基礎知識や技法を習得し、行政能力の向上を図ることを目的に実施した。

また、平成19年度から新たな国際研修「ナイジェリア」を受託した。本研修はナイジェリアの国立女性開発センター（NCWD）及びカノ州女性省職員を対象に、ナイジェリア国内に多数設置されている地域の女性センター（WDC）の活性化のために有効なガイドラインの開発及び普及に必要なとされる知識と技法を習得することを目的としている。

<その他>

平成11年度から3年間、大阪大学と連携し、「グアテマラ地方教育行政コース」を実施した。グアテマラの教育行政官や地方行政官10名を対象とし、大阪大学の受入期間4週間のうち3日間を会館が担当した。

平成17、18年度には「男女共同参画推進セミナーⅡ」を受入れ、約1カ月の日程のうち2日間のプログラムを提供した。本セミナーは開発途上国における男女共同参画に関するナショナル・マシーナリー（国内本部機構）の機能強化や、男女共同参画の推進及び女性の地位向上に貢献することを目指して平成2年度から開催されており、アジア、大洋州、アフリカ等の国々から毎年約10名の研修員が参加している。

2 交流

女性団体・NPO・NGO・グループと行政関係者、研究者等の交流の機会を提供として、ネットワーク形成の促進を図るため、国内外の女性教育関係者が幅広く参加し相互に学習活動の成果の発表や情報交換等を行う交流事業を実施している。

(1) 国内交流

設立当初の昭和55年度から継続してきた「女性学講座」の流れを引き継いだ「女性学・ジェンダー研究フォーラム」は、女性の地位向上に向け、それぞれ個別になされていた研究と教育・実践を結び女性のエンパワーメントを図る試みとして実施された。本フォーラムは平成7年度の「第4回世界女性会議」と、それに並行して開催された「北京NGOフォーラム」を背景に、「女性学講座」の成果を踏まえ、男女共同参画社会の形成に向け、女性のエンパワーメントの推進及び女性の人権の確立を図るため、全国各地で女性学・ジェンダー研究について研究・教育・実践活動を行っている団体・グループ・個人が日頃の活動の課題や成果を出し合い、情報交換を行うためのネットワークづくりの場を提供することをねらいとして開催した。

フォーラムの企画は企画委員会と会館の共同企画とした。プログラムは、会館提供プログラムと全国から公募した自主企画のワークショップ等で構成した。

平成16年度からは多様な分野で活動する人々が一同に会する機会を提供するために、平成15年度まで実施した「女性学・ジェンダー研究フォーラム」と平成12～15年度の4年間実施した「ヌエック・全国交流フェスティバル」を統合し、「男女共同参画のための女性学・ジェンダー研究・交流フォーラム」を実施した。

平成18年度からは「男女共同参画のための研究と実践の交流推進フォーラム」として、「男女共同参画基本計画（第2次）」で示されている「新たな取組を必要とする分野」や男女共同参画を推進する上で対応が急がれる課題から設定した①女性のキャリア形成とチャレンジ支援、②科学技術分野へ

の女性の参画、③防災と女性、④地域の活性化と男女共同参画、⑤環境分野への女性の参画、⑥女性関連施設・社会教育施設の役割の6つのテーマでワークショップを全国から公募し、会館提供ワークショップとともに、3日間で73件のワークショップを実施した（平成19年は67件）。フォーラムの企画・運営には、外部の有識者から成る企画委員のほか、交流推進委員を依頼し、会館と共同であった。

（2）国際交流

国際交流事業は毎年テーマを設定して、海外からパネリストを招へいし、国内外から参加者を集めてフォーラムを実施している。平成10年度の「NWEC国際フォーラム」は、「男女共同参画社会の実現と生涯学習」をテーマに、ユネスコ教育局基礎教育部長をはじめオーストラリア、アメリカ、イギリスよりパネリストを招き討論を行った。平成11年度は国連が開催を予定していた「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」を踏まえ、「エンパワーメントは21世紀への合言葉－新たな共生をめざして－」をテーマに開催し、スウェーデン、アメリカ、ネパール、カナダ、韓国、フィリピン等から招いた専門家が活発な意見交換を行った。

平成12年度の「女性学・ジェンダー研究国際フォーラム」は平成8年度から続いている国内交流事業「女性学・ジェンダー研究フォーラム」と合同で実施され、例年以上にスケールの大きな国際フォーラムとなった。国際連合広報センターと共催で実施した本フォーラムのテーマは「21世紀に向けての男女平等・開発・平和」であり、女性2000年会議の成果を受け、女性のエンパワーメントにかかわる多様な研究・教育・実践活動の課題や成果を出し合い情報交換を行うとともに、国内外のネットワークづくりを推進した。

独立行政法人に移行した平成13年度から15年度においては、「女性情報のグローバルなネットワークをめざして」という統一テーマで「女性情報国際フォーラム」を開催した。本国際フォーラムには、国際女性情報処理研修の参加者も参加した。サブテーマは「女性情報の新たな広がりを探る」(H13)、「生活に根ざした情報から考える」(H14)、「女性情報によるエンパワーメント戦略の展望と提言」(H15)であり、国際社会における情報化の進展状況を反映しつつ、女性情報の現状・課題の分析から、エンパワーメントや政策への提言を行うための具体的方策について考えるという流れであった。

「女性の生涯学習国際フォーラム」は、平成13年度から15年度にノルウェー、韓国、アメリカ、日本の4カ国において、海外の研究者と共同で行った「女性の学習関心と学習行動に関する国際比較調査」の研究成果を発表し、日本における生涯学習のあり方を考えることを目的に開催した。本フォーラムの一部は、教育情報衛星通信ネットワーク（エル・ネット）を通じて共催機関の福井県生活学習館と双方向で結んで実施され、当日の様子は全国の生涯学習施設や公民館などで生放送された。また、平成17年度の「女性の学習国際フォーラム」は「災害と女性のエンパワーメント」というテーマで、自然災害が女性に与える影響を伝え合い、女性のエンパワーメントと男女共同参画による防災・減災・復興及び支援策について討論し、グローバルなネットワークを目指すことを目的に実施した。阪神・淡路大地震から10年経過したことを契機に企画された本フォーラムは、新潟中越地震やインドネシア

のスマトラ沖地震・津波などの大きな自然災害の発生後、時をおかずして行われたこともあり、従来よりも多様な人々の参加と関心を促した。

平成18年度から、国際フォーラムは「女性のエンパワーメント国際フォーラム」に名称を変更し、女性のエンパワーメントに重点を置いた交流事業となった。平成18年度は読売新聞社と共催で読売・NWEC女性アカデミア21「産む・産まない各国男女事情」を開催した。本フォーラムでは会館が実施した「家庭教育に関する国際比較調査」（平成16～17年度）の結果を手がかりとしながら、アメリカ、韓国、フランス、日本のパネリストがそれぞれの国の女性の社会参画、父親の家事育児への参加の現状等について活発な発表を行った。本フォーラムは会館の調査研究成果が、他の事業の展開に結びついた明確な事例である。

3 調査研究

男女共同参画社会の形成の促進をめざし、その課題を解決するために有効な学習プログラムや教材の研究開発に関する調査研究を実施している。会館の調査研究は、成果を会館の研修や交流事業に活かすことができ、実践性が高いところに大きな特長がある。また、ナショナルセンターである会館の幅広いネットワークを活用し、国内外の有識者や専門家の協力、関係機関との連携により、会館外部の人的資源を最大限に活用して、効果的・効率的な調査研究を実施している。

調査研究内容としては、設立当初より女性教育・家庭教育の2つの大きな柱のもと、時宜に応じた社会的問題や政策的課題を反映したテーマを取り上げてきた。また、男女共同参画社会形成の現状を把握するために必要不可欠な男女共同参画に関する統計も、調査研究の重要なテーマであり、その研究成果は国際研修プログラムの開発や、研修事業の参考資料や情報事業のデータベースとして、継続的に提供・活用されている。

第2期中期目標期間は、会館主催の研修事業へのフィードバックを今まで以上に重視し、研究成果が研修、交流、情報等の各機能と連携が図られ、より広く利活用される調査研究に重点化するとともに、ナショナルセンターとして地球規模の課題についての調査研究も積極的に行うこととされている。

(1) 女性教育に関する調査研究

女性教育に関しては設立間もない頃から「婦人教育研究セミナー」（昭和53～57年度）や、国際セミナー（昭和55、平成元年度）、女性学講座（昭和55年～平成7年度）を通して、女性の生活をめぐる諸問題について学際的な研究を行ってきた。

平成6年度から10年度までの5年計画で、「開発と女性」プロジェクトの分析を行うとともに女性のエンパワーメントのための具体的な戦略を構築することを目的に、「開発と女性に関する文化横断的調査研究」を実施した。（平成8、9年度は科学研究費補助金によるタイ、ネパール海外調査を実施）

平成12年度から14年度までの3年計画で「女性のエンパワーメントのための生涯学習拡充方策に関

する調査研究」を実施するとともに、平成13年度から15年度は、科学研究費補助金で「女性の生涯学習に関する日韓比較研究」を実施した。これらの調査研究では、韓国女性開発院が韓国側のプロジェクトメンバーとなり、調査票の作成から分析までを共同で行ったが、このことが、平成18年4月に会館と韓国女性開発院が交流・協力協定を締結する端緒になった。

平成13年度から15年度まで実施した「女性の学習関心と学習行動に関する国際調査研究」では、日本、アメリカ、韓国、ノルウェーの4カ国の女性の生涯学習の状況について調査を実施し、平成16年7月に調査研究の成果を活かして国際フォーラムを開催した。

平成15年度から始まった「女性のキャリア形成支援に関する調査研究」は、15年度は文部科学省委託事業「女性の多様な生涯学習の調査研究」として実施し、生涯学習との関わりを契機として、様々な分野で活躍している女性（団体）へのインタビュー調査をもとに事例集『キャリア形成に生涯学習をいかした女性たち』を作成した。16、17年度は「生涯学習の活用と女性のキャリア形成支援に関する調査研究」に名称を変更し、NPO活動をキャリア形成に生かした女性にインタビューを行い、事例集『キャリア形成支援にNPO活動をいかした女性たち』を作成した。これらの事例集は会館の研修においてワークショップで研修資料として使用されるとともに、地域の勉強会や研修でも活用されている。

平成17年度の「多様なキャリア形成を支援するための情報提供システムに関する調査研究」では、そうした会館調査研究の成果であるロールモデルと、学習支援情報、関連情報を提供し、中央省庁や地方自治体のチャレンジ・サイト等との横断検索が可能な『女性のキャリア形成支援サイト』を構築した。

文部科学省の「多様なキャリアが社会を変える 第1次報告（女性研究者への支援）」（平成15年3月25日文部科学省「女性の多様なキャリアを支援するための懇談会」）において、女性研究者の能力を十分に発揮できる場を広げようとする大学・学会・団体などの動きをネットワーク化し、相互の交流や情報交換を促進することが提言されていることを踏まえ、平成15年度から16年度の2年間にわたる「女性研究者ネットワーク支援のための調査研究」では、様々な研究分野で活躍する研究者が情報交換や協議を行うための懇談会を開催するとともに、女性研究者のネットワークづくりを支援するための調査研究を行い、その成果を活かして、自然科学・医学・人文科学・社会科学の各分野の女性研究者25名のロールモデル集『キャリアを拓く』を作成した。さらに成果を活用し、若い世代が科学への夢を育むことができるよう「女子高生夏の学校—科学・技術者のたまごたちへ—」をヌエック公開シンポジウムとして実施した。

平成18年度からは「女性のキャリア形成支援のためのプログラムに関する調査研究」を実施している。本研究においては女性の多様なキャリアを効果的に支援する方策を検討するため、女性のキャリア形成の場として新たな可能性をもつNPO活動に着目し、その実態を把握するとともに、女性のNPO活動を支援するために必要なプログラムを開発する。

(2) 家庭教育に関する調査研究

家庭教育に関しては、設立間もない頃から「家庭教育研究セミナー」（昭和54～平成7年度）や「家庭教育国際セミナー」（昭和59、61、平成2、6年度）などで、家庭教育関連分野の研究者による研究討議が行われ、会館事業の柱として重要な位置を占めてきた。

平成8年度から11年度の「家庭教育に関するマルチメディアデータベースの調査研究」では、家庭教育に関するマルチメディアデータベースを構築した。それとともに、データベースを活用した家庭教育に関する学習プログラムについて調査研究を行った。

平成11年度から始まった「地域の子育て環境づくりに関する調査研究」では、家庭教育をサポートする地域の環境づくりについて、全国各地で活動が活発になった子育てサークルに着目し、その実態と課題を調査した。その後、平成14年度から2年計画で実施した「子育てサークル等支援に関する調査研究」の1年次において、子育てサークルの事例収集や子育てネットワークの分析を行った。その結果、活動を充実させるために必要な課題が明確化され、子育て支援の場として公民館等の地域の拠点が必要とされつつも、子育て支援の場として十分に機能していない場合もあることがわかった。そこで2年次の平成15年度に公民館等の職員を対象としたブックレット『次世代育成と公民館』を作成し、主催事業などをはじめとしてその活用・普及を図ることとなった。平成14年度には本調査研究と併せて文部科学省委託の調査研究「子育てネットワーク等子育て支援団体についての情報提供の在り方に関する調査研究」で子育てネットワーク等子育て支援団体についての情報と教育委員会の支援事業に関する全国調査を実施し、データベースを作成した。

平成12年度には「エル・ネット家庭教育」を実施し、エル・ネットで配信される家庭教育に関する15回の番組を作成し放送した。

平成16年度から17年度にかけては、日本や諸外国の家庭・家族の変化、家庭教育の実態、親の意識、家庭教育の支援状況等を調査し、現代日本の家庭教育の特色や少子高齢社会における家庭教育の課題を明らかにすることを目的として、「家庭教育に関する国際比較調査」を実施した。対象国は日本、韓国、タイ、アメリカ、フランス、スウェーデンの6カ国であり、各国の現状を比較するとともに、日本女性学習財団が文部省の委託により10年前に実施した「家庭教育国際比較調査」（平成5～6年度）と比較検討して、時勢による状況の変化についても考察した。平成18年8月に発表された本調査研究結果は、積極的な広報も一助となって、マスコミに注目され、新聞の全国紙、地方紙はもとより、TV、情報用語集など多様なメディアで取り上げられた。翌18年度には、この調査研究を基に「女性のエンパワーメント国際フォーラム」を読売新聞社と共催した。

平成18年度からは、「家庭教育・次世代育成のためのプログラムに関する調査研究」を3年計画で実施している。

(3) 男女共同参画に関する統計の調査研究

「男女共同参画基本計画（第2次）」では、「あらゆる政策に男女共同参画の視点を盛り込む際の基礎資料として、男女の置かれている状況を客観的に把握することのできる統計情報等の収集・整備・提供を行うことが必要である」旨が示されている。開館当初から研修のための参考資料として女性に関する統計データを収集しており、昭和62年からは2年ごとに「統計にみる女性の現状」を刊行するとともに、女性と家族に関する統計データベースを開発し平成9年度から公開するなど、男女共同参画統計に関する事業を展開してきた。男女共同参画に関する統計データの整備、充実の要請が高まる中で、平成13年度に調査研究を立ち上げ、男女共同参画の視点に立った統計データの内容、提供の方法等について研究し、その成果としてデータ集『男女共同参画統計データブック2003－日本の女性と男性－』を作成した。その研究を引き継ぐ「女性と男性に関する統計の調査研究」では、データ集を最新のデータに更新し、項目等もよりわかりやすく精査して『男女共同参画統計データブック2006－日本の女性と男性－』を作成した。また調査研究の中でデータベースも検討し内容の充実を図っている。こうした長年の取組みが評価され、平成17年度には財団法人日本統計協会の統計活動奨励賞を受賞した。平成18年度からの「男女共同参画に関する統計の調査研究」では、これまでの研究成果であるデータブックをよりユーザーフレンドリーにするために、女性関連施設等の協力を得て調査研究を行っている。

(4) 地球規模の課題に関する調査研究

ナショナルセンターとして、女性教育、男女共同参画に関する国内の課題のみならず、国際的な課題にも対応すべく、平成17年度から、女性の基本的人権の侵害に当たり、人道的観点からも深刻な問題である人身取引に関する調査研究を進めている。政府の人身取引対策行動計画（平成16年12月7日人身取引対策に関する関係省庁連絡会議決定）や男女共同参画基本計画（第2次）においても、会館がこの問題の調査研究に取り組むことが明示されている。また、人身取引の問題に対応するためには、国際機関や海外の機関等と連携し、国内の女性関連施設等につなげていく必要があるが、学際的メンバーや国内外のNGO、国際機関を含めた関係機関との会館のネットワークを活用して調査研究を進めている。

平成17年度から18年度の2年間で「人身取引とその防止・教育・啓発に関する調査研究」を実施した。本研究は日本を目的地ないし経由地とする人身取引の実態を解明し、人身取引を予防するための教育・啓発のあり方を検討することを目的としている。国内及び海外における人身取引の現状を把握するために関係機関への聞き取り調査やアンケートによる調査等を行い、そのうち一部は文部科学省の科学研究費補助金（「アジア太平洋地域の人身取引問題と日本の国際貢献～女性のエンパワーメントの視点から～」）を得て実施した。

平成19年度からは、これらの研究成果を踏まえて、人身取引が抱える社会的課題の多側面に着目し、課題の解決に向けた防止・教育・啓発のあり方に焦点をあて、女性のエンパワーメント拠点の国際的ネットワーク形成の促進も視野に入れ、プログラム開発に資する調査研究を行っている。

(5) その他の課題に関する調査研究

平成11年度から3年計画で「高齢社会に向けての男女共同参画に関する調査研究」として、高齢期における豊かなライフスタイルの実現に向けた男女共同参画学習を進めるため、男女共同参画の視点から、高齢男女の生活と意識に関する調査を行った。

「男女共同参画社会形成のための学習プログラム研究」は、これまでに会館で実施されてきた学習プログラムを集約するとともに、女性関連施設・国際協力機関等で実施されてきたプログラムを収集・分析し、研究成果が会館の主催事業に活用されることとなった。特に会館が実施する研修事業の基盤となる要素として、「男女共同参画推進意識の醸成」、「実態把握力」、「実践力」の3つが重要であることを明らかにし、以後のプログラム作成の枠組みの骨子となっている。

平成18年度から20年度にかけて実施する「女性関連施設に関する調査研究」では、男女共同参画の推進拠点として重要な役割を担う女性関連施設が、男女共同参画社会の形成及び女性のエンパワメントに果たしている役割、その社会的影響について明らかにするためにその事業や運営体制について、全国女性会館協議会の協力を得て調査研究を行っている。本研究の成果は、基幹的指導者の資質・能力の向上を目的とする女性関連施設のリーダーを対象とした研修事業で活用し、男女共同参画を推進する基幹的指導者の育成に資するものとなる。

(6) 情報に関する調査研究

平成7年度から12年度に行った「女性及び家族に関する学習情報の調査」は、関係機関等への調査を通じて、女性及び家族に関する学習情報を収集・データベース化し、オンラインで提供することによって、女性情報の流通促進を図ると同時に、女性の学習機会の拡充を図ることを目的としたものである。調査は「学習事例」「女性学」「施設」「国際交流団体」の4種類を1年毎に行う予定であったが、パソコン通信からインターネットへの転換期にあったため、平成11年度にWINETデータベースを大幅に見直し、女性情報ニューシステムWinetCASS（ウィネットキャス）を構築した際に、「学習事例」と「国際交流団体」データベースは提供を取り止めることとなった（なお、WinetCASSの構築に伴い、平成11年度の調査は行われなかった）。平成12年度には「高等教育機関における女性学関連科目等の調査研究（学務関係基本調査）」と、「女性関連施設データベース」のリニューアル、Web版データ更新ツールの作成を行った。

平成13年度から14年度は「女性及び家族に関する学習情報の調査研究」として、平成13年度は「高等教育機関における女性学関連科目等の調査研究」を、平成13年度の学務調査の結果を踏まえ教員調査を行い、報告書を作成した。平成14年度は「女性及び家族に関する統計データベースに関する調査研究」を行い、データベース改善方針を検討し、データベースの改良、「女性と男性に関する統計データベース」への名称変更を行った。

平成12年度から13年度は「婦人教育シソーラスに関する調査研究」（平成13年度は「女性教育シソーラスに関する調査研究」）を行った。これは会館及び全国の女性センター等女性関連施設の情報資源

を有効に活用できるよう、女性教育関連用語における新しい概念構造を体系化し、インターネット上で提供する情報検索システムにおける「検索用語集（シソーラス）」の新しいあり方とその可能性を探るものであった。『女性情報シソーラス』を開発し、会館の提供する各種データベースへの組み込みを行い、検索の利便性が向上した。

平成15年度は「女性教育のための衛星通信システム等プログラム発信事業に関する調査」を実施した。衛星通信システムやインターネットを介したビデオ・オン・デマンド方式による情報発信事業の在り方等について調査し、遠隔情報発信に適切な教育・学習プログラムの検討を行った。

平成16年度には会館が新たに提供すべき女性・家族関連のコンテンツ及びポータルサイトの内容・構成・機能についての検討を行い、男女共同参画社会形成に資する情報提供の充実を図るために「女性情報ポータル再構築」のための検討を行い、検討結果を踏まえ、平成17年度に再構築の作業を実施、平成18年4月に公開した。

第2期中期目標期間において、女性アーカイブセンター機能の充実が、新たに会館の主要業務として加えられたことに先行して、平成17年度から18年度には「女性アーカイブセンター機能に関する調査研究」を実施し、全国の女性関係の史・資料の所在調査を行うとともに、会館が構築する女性アーカイブに係る史・資料の収集・整理・提供の方針等についての調査研究を行い、報告書を作成、公表した。

(7) 調査研究成果の普及等

女性教育、家庭教育に関する調査研究で得られた最新の成果を発表し、男女共同参画に向けた調査研究の充実を図ることを目的に、平成10年度から17年度まで「ヌエック公開シンポジウム」を実施した。

<テーマ等一覧>

平成10年度：子どもとおとなの居場所づくり－家庭を支える地域の教育力を考える－

平成11年度：国際シンポジウム「開発におけるジェンダーとエンパワーメント」

平成12年度：第1部 少子化社会の子育てのゆくえ－広がる子育てサークル－

第2部 『国立婦人教育会館研究紀要「第4号」』 入選論文報告会

平成13年度：第1部 男女共同参画－はじめの一歩を家庭から－

第2部 『国立女性教育会館研究紀要「第5号」』 入選論文報告会

平成14年度：女性情報を有効に使うために－女性情報シソーラスの開発と活用－

平成15年度：日韓シンポジウム

「女性の生涯学習／平生学習…自己開発と社会参画のために」

平成16年度：女性の生涯学習国際フォーラムの一部として実施

平成17年度：女子高校生夏の学校－科学・技術者のたまごたちへ－

このほか、平成17年度には「人身取引とその防止・教育・啓発に関する調査研究」の一環として、外務省、国際移住機関(IOM)との共催及びNGO人身売買禁止ネットワーク(JNATIP)との協力で、「人身取引問題に関する国際シンポジウム」を国連大学ウ・タント会議場において、会場が満席になるほどの多くの参加者を得て開催し、報告書を作成した。

また、平成18年4月に会館が韓国両性平等教育振興院(KIGEPE)と交流・協力協定を締結したことを記念し、同年12月に会館において、日韓で共通する課題である男女共同参画のリーダー像をテーマに、基調講演者としてKIGEPE院長を招へいし「国立女性教育会館・韓国両性平等教育振興院協定締結記念シンポジウム」を開催し、報告書を作成した。

4 情報

男女共同参画社会の形成及び女性の多様な学習に必要な女性、家庭・家族に関する国内外の情報の収集・整理・提供を推進している。また、情報のデータベース化を促進し、インターネット上の女性情報ポータルサイトを構築することによって、多様なニーズに応じた情報提供サービスの充実を図ってきた。

第2期中期目標期間からは、全国の女性関連施設の有する女性教育に関するプログラムなど、地域レベルでは収集困難な広域的・専門的な国内外の資料・情報の収集、提供に重点化するとともに、利用しやすいポータルとデータベースの構築を行っている。

(1) 女性関連施設関連職員等への支援

平成11年度から17年度まで「女性関連施設等情報ネットワーク研究協議会」を実施した。本協議会は全国の女性関連施設等の情報担当者を対象に、女性関連施設等における情報活用方法、情報機能の連携のあり方等について研究協議を行うとともに、女性情報に関する専門的・実践的な研修を行い、各施設・職員間の情報ネットワーク形成の推進を図ることを目的としたものであった。

また、平成12年度から平成15年度まで「女性関連施設職員のためのICT習得サポートプロジェクト」として、女性情報の視点に立ったICT(情報コミュニケーション技術)の習得を目的としたプロジェクトを実施した。平成13年度に「TICT(ティクト: Training of ICT for staff at women's facilities)サイト」をWeb上に公開し、教材及び情報・交流の場を提供することにより、技術習得と情報ネットワーク形成の推進を支援した。

「女性情報レファレンス事例集」は、このサイトのコンテンツの1つとして開発されたが、プロジェクト終了に伴い、データベースの1つとして継続することとなった。

(2) 女性教育情報センターの整備充実

昭和54年度に「情報図書室」を設置し、昭和62年度に「婦人教育情報センター」(平成13年1月から「女性教育情報センター」に名称変更)を開設し、男女共同参画及び女性、家庭・家族に関する専門図書

館として、資料・情報を収集・整理し、利用者に提供している。また、レファレンスサービス、文献複写サービス、図書資料の展示などを通して情報提供の充実を図っている。

平成18年度からは、文献複写サービスのインターネットによる利用受付を開始し、大幅な利用の増加が見られた。また、平成18年度は、収集方針の見直しを行うとともに、センター内に研究用閲覧個室を2室整備し、利用環境の向上を図った。図書資料の展示については、主催研修事業に関連したテーマを設定したほか、より多くの研修参加者が女性教育情報センターを利用するよう積極的に取り組んでいる。

(3) 女性アーカイブの構築

平成17年度、18年度に実施した「女性アーカイブセンター機能に関する調査研究」成果を踏まえ、平成18年度からは男女共同参画を推進してきた女性の生き方や行動、学習活動、女性政策・施策等の歴史的事実を検証するため、女性に関する史・資料を体系的に収集・整理、提供する「女性アーカイブ」の構築を開始した。

平成19年度には、文部科学省により女性アーカイブセンターの整備のための改修工事に係る施設整備費補助金が予算措置され、文部科学省の科学研究費補助金による「女性アーカイブの構築とその活用に関する実践的研究」が認められた。また、会館の開館30周年にあわせ「女性アーカイブセンター開設先行展示」を11月から12月の約1カ月間開催し、「女性デジタルアーカイブシステム」も一部公開することとしている。

(4) ポータルサイトの公開・整備充実

「女性情報ポータル“Winet”（Women's information network, ウィネット）」は、女性の現状と課題を伝え、女性の地位向上と男女共同参画社会の形成を目指した情報の総合窓口として、平成16年度の調査研究において検討され、平成17年度の構築作業を経て、平成18年4月に公開した。

Winetは以下の3つの要素で構成されている。

- ①女性情報ナビゲーション（リンク集。インターネット上の有用な資源への道案内）
- ②国立女性教育会館作成のデータベース
- ③女性情報CASS（キャス、会館作成のデータベース、及び他の関連機関のデータベースの横断検索）

これらを整備充実し、政策担当者、研究者、学習者、団体・グループ関係者、メディア関係者等の利用者のニーズに、迅速・的確に応えられるコンテンツ及びアクセス手段を提供している。

データベースは以下のような様々な変遷を経て、整備・充実されてきた。

- ・WINET（ウィネット、Women's Information NETwork Systemの略）の整備充実（平成3～11年度）
会館作成の文献情報データベース、調査情報データベース（施設、女性学、学習事例、国際交流）。平成11年1月にWebより提供開始（それ以前はパソコン通信）。
- ・Winet CASS（ウィネットキャス、Women's information network systemとCross Access Search Systemの略）の

整備充実（平成11～17年度）

WINETデータベースに、女性情報CASS、HP-CASS（ホームページ・キャス、国内外の女性情報に関するホームページを横断的に検索）の横断検索機能を開発し、女性情報のポータルサイト“WinetCASS”として平成11年3月に公開。

- ・女性情報ポータル再構築（平成17年度）、女性情報ポータル公開・整備充実（平成18年度～）

データベース、横断検索システムの提供状況は以下のとおりである。

- 文献情報データベース（昭和62年度～）
- 高等教育機関における女性学関連科目データベース（平成2、6、8年度）
- 女性学・ジェンダー論関連科目データベース（平成13年度より共同構築、毎年更新）
- 女性関連施設データベース（平成3、5、9、10年度、12年度より共同構築、毎年更新）
- 女性と家族に関する統計データベース（平成12～14年度）
- 女性と男性に関する統計データベース（平成15年度～）
- 女性情報CASS（平成11年度～）
- 女性情報HP-CASS（平成11～17年度）
- 女性情報シソーラス（平成14年度～）
- 子育てネットワーク・データベース（平成14～15年度）
- 女性情報レファレンス事例集（平成13年度～）
 - *平成13年度に「TICTサイト」のコンテンツとして開始。16年度よりWinetCASSのデータベースとして位置づけ。
- 男女共同参画人材情報データベース（平成17年度～）
- 女性のキャリア形成支援サイト（平成17年度～）
- 女子中高生理系進路選択支援事業（平成18年度）

平成19年度現在、Winetは次のデータベースで構成されている。

- ・文献情報データベース
女性教育情報センターが所蔵している図書、雑誌、地方行政資料、和雑誌記事、新聞記事についてのデータベース
- ・女性関連施設データベース
全国の女性関連施設の概要、実施事業、情報事業、相談事業の毎年の調査結果をデータベース化したもの。各施設がWeb上で登録・更新できるシステムを活用してデータの登録・更新を行っている。
- ・女性学・ジェンダー論関連科目データベース
全国の高等教育機関における女性学・ジェンダー論関連科目について毎年の調査結果をデータベース化したもの。女性関連施設データベース同様、各機関がWeb上で登録・更新できるシステムを活用している。
- ・女性と男性に関する統計データベース
日本の女性及び男性の状況を把握する上で重要な統計をあらゆる分野にわたって取り上げ、データベース化したもの。数値を示す統計表をエクセルで収録している。
- ・女性情報シソーラス
女性に関する情報を効率よく検索するための用語集で、Winetの各データベースへ組込まれている。五十音順リストとカテゴリー一覧、また用語やカテゴリーから検索できる用語データベースも提供。
- ・女性情報レファレンス事例集
女性関連施設でよくある情報相談（レファレンス）を、Q&A形式でまとめた事例集。
- ・男女共同参画人材情報データベース
男女共同参画社会推進のための事業企画、また施策の実施に際しての参考となるよう、人材の情報提供を目的としたデータベース。
- ・女性のキャリア形成支援サイト
女性が様々な新しい分野へチャレンジし、生涯にわたり、主体的に選択しながらキャリアを形成していくために、多様な事例（ロールモデル）、キャリア形成のための学習支援情報、関連情報を提供するサイト。各地の女性のチャレンジ・サイトが横断検索できる。
- ・女子中高生理系進路選択支援事業
平成18年度文部科学省委託事業により「理系にかかわる仕事・活動」をしている20人の事例（ロールモデル）を収集し、上記「女性のキャリア形成支援サイト」で公開した。

5 その他

(1) マスコミ、企業等との連携協力による事業

平成17年度、18年度は読売新聞社と共催で「読売・NWEC女性アカデミア21」を、日本プレスセンター10階ホール（東京都千代田区内幸町）において実施した。平成17年度は「どうする、団塊女性－主婦最盛世代のシルバー期－」というテーマでシンポジウムを実施した。平成18年度は「女性のエンパワーメント国際フォーラム」として「産む・産まない各国男女事情－次世代育成に関する国際調査から－」という主題で、会館が実施した「家庭教育に関する国際比較調査」の結果を手がかりに、日本、韓国、フランス、米国の専門家により、父親の家事・育児への参加、ワーク・ライフ・バランス、それらを支える政策・制度や文化について、国際シンポジウムを行った。

また、平成18年度には、会館、毎日小学生新聞、毎日新聞社の主催で、小学生とその保護者を対象とした「毎日小学生新聞70周年記念事業『めざせ！食育マイスター 一食卓で取り戻そう 家族のコミュニケーション』」を1泊2日で開催した。本事業は会館との連携協定を締結している女子栄養大学や「早寝早起き朝ごはん」全国協議会、企業、関係団体の共催、後援、食材や調理道具等の提供の協力等を得て実施し、修了した参加児童全員に「子ども食育マイスター」の称号と記念メダルを授与した。

(2) NWECプログラム（利用拡大のためのプログラム）

平成16年度から学習支援事業として、幅広い一般の人々を対象に生涯学習活動の充実のために、各回50人程度の参加者を公募し、実験的に「利用拡大のためのプログラム」（平成18年度から「NWECプログラム」）を、参加費を徴収して実施している。本プログラムは女性の生き方、家族の中の女と男、女性と健康等のテーマを取り上げ、男女共同参画及び女性教育に関する理解の促進を図るとともに、会館周辺の地域資源を組み合わせた学習プログラムとすることで、広く会館の利用拡大を図ることを目指すものである。

<事業一覧>

平成16年度：「与謝野晶子の生き方」「樋口一葉の生き方」「三ヶ島菫子の生き方」

平成17年度：「女子学生のキャリア教育・就活支援者セミナー」「漱石とその妻鏡子」

「金子みすゞの世界」「現代社会と茶道文化」「運動と健康」

「北条政子の生き方」「節分 in 嵐山」「早春の自然観察」

「食・栄養・健康のメッセンジャー」

平成18年度：「女子学生のキャリア教育・就活支援者セミナー」「智恵子と光太郎」

「運動－日々の健康をめざして－」（※会館の連携協定締結校の日本女子体育大学の協力による）

「『時間貴族』の生き方」

「食と健康」（※会館の連携協定締結校の女子栄養大学の協力による）

「里山の自然を体感しよう」

平成19年度：「イサム・ノグチの母、レオニーの人生」

「仲間と楽しむウォーキング－健康づくり・関係づくり－」

(※会館の連携協定締結校の日本女子体育大学の協力による)

(3) 全国ボランティア情報提供・相談窓口

平成11年、12年度の2年間にわたり、文部科学省の委嘱を受け、「全国ボランティア情報提供・相談窓口事業」を開設した。本事業は、生涯学習振興の観点から、主としてこれからボランティア活動を始めようとする人々に対し、活動に参加する動機付けを促進し、希望に沿った活動に結びつける機会を提供することをねらいとし、どこに問い合わせれば希望するボランティア活動の情報が得られるか等、ボランティア情報提供機関の紹介を電話、FAX及びインターネットにより行った。

(4) 会館ボランティアの活動支援

昭和52年の開館以来、ボランティアの持つ能力・技術を利用者に提供するとともに、会館の機能を活用した多様な生涯学習を促進し、またボランティア自身の自己実現、社会参加につながる活動として、会館でのボランティア活動を受け入れている。会館は、ボランティア活動の充実・発展、並びにボランティアの資質の向上と連携の促進を図るため、年3回の研修会と連絡会議、年1回のボランティア活動研究会を開催している。

平成18年度（平成19年3月現在）の登録者は71名（うち男性7名）である。会館におけるボランティア活動は、国内外からの年間約14万人に及ぶ会館利用者に対し、効果的な事業運営への協力、利用者の立場に立った支援、会館の広報等の活動により、生涯学習活動の推進等に大きな役割を果たしている。平成17年度には、会館ボランティアによる実行委員会を組織し、会館との共催で「五十田安希 ひとり芝居 『女優松井須磨子』」を研修棟講堂で開催し、600名を超える参加者を得た。

6 主催事業の変遷一覧

国立女性教育会館主催事業の変遷一覧（昭和52年度～平成8年度）

西暦 年度	FY1977 昭和52年	FY1978 昭和53年	FY1979 昭和54年	FY1980 昭和55年	FY1981 昭和56年	FY1982 昭和57年	FY1983 昭和58年	FY1984 昭和59年	FY1985 昭和60年
国際的状況			・国際児童 ・「女子差別撤廃条約」 採択	・「後期行動プログラム」	・「国連婦人の10年」(1976～1985)				・「国連婦人の10年」チ ノビ世界会議「ナイ ロビ将来戦略」
国内の動き	・「国内行動計画」策定				・「国内行動計画後期重 点目標」 ・「中教審答申」				・「臨教審答申」 ・「女子差別撤廃条約」 批准
国立女性教育会館の出来事	・文部省の附属機関として 国立婦人教育会館設置 (庶務課、事業課) ・受入事業開始 ・開館式 ・研修事業開始 ・「会館だより」創刊	・情報交流課設置 ・会館ボランティア登録 ・体育館・屋内プール完 成	・日本家屋・茶室完成 ・婦人教育国内研修事業 受入開始 ・「婦人教育情報」創刊 ・情報図書室開室			・開館5周年		・「NWEC Newsletter」 創刊	・情報協力者会議「婦人 教育情報センター基本 構想」報告

●研修

国内研修	女性関連施設職員、女性団体のリーダー等を対象にした研修	○婦人教育施設研究会							
		○全国婦人団体研究会							
		○婦人学級研究会					○婦人の学習活動専門講座		
		○婦人ボランティア活動研究会							
国際研修	アジア・太平洋地域の女性を対象にした研修								
	JICAからの委託による女性教育、男女共同参画に関する研修								

●交流

国内交流				○婦人国内交流集会 「交流と研修の輪を広げる-各限市の研修課第に関する情報交換」				○婦人の社会参加と教育・学習に関する情報交換- 婦人団体の役割、地域社会への男女共同参画など
				○全国婦人教育交流集会 「今日的課題について婦人問題の視点で討議-国連婦人の十年、高齢化社会、家庭教育、再教育」				
国際交流					○婦人教育国際交流事業 「婦人の社会参加と生涯学習」			○婦人国際交流集会 「ともに生きる-交流を通じて知るあなたの国、私の国」

●調査研究

女性教育に関する調査研究		○婦人教育研究セミナー	○ユネスコ「婦人のための教育・訓練・雇用」に関する国際セミナー	○婦人教育研究セミナー				
			○女性学講座					
家庭教育に関する調査研究		○家庭教育研究セミナー				○OECD・CERI家庭教育国際セミナー	○家庭教育研究セミナー	
							○家庭教育国際セミナー	
男女共同参画に関する統計の調査研究								○婦人教育情報国際セミナー
情報に関する調査研究								○婦人教育シソーラス調査研究会
								○高等教育機関における女性学関連講座開設状況調査

●情報

女性関連施設職員への情報ネットワーク支援	○情報研修プログラム（新聞クリッピング等）							
女性教育情報センターの整備充実	○資料の収集・整理	○図書情報室の運営						
		○閲覧サービス						
			○レファレンスサービス			○コピーサービス		
WINET（女性及び家族に関する情報データベース）の公開・整備充実							○情報協力者会議（基本構想）	
								○シソーラス 昭和61年度版
								○女性学講座

●その他

ボランティア活動支援に関する事業 ○国立女性教育会館ボランティアの活動支援
備考：○会館主催事業 ◇文部科学省受託事業 ◆国際協力機構（JICA）受託事業 ●科学研究費補助金取得事業 □薄い網掛けの事業は研修事業、調査研究事業のうち、情報事業でもあるものを示す。

FY1986 昭和 61 年	FY1987 昭和 62 年	FY1988 昭和 63 年	FY1989 平成元年	FY1990 平成 2 年	FY1991 平成 3 年	FY1992 平成 4 年	FY1993 平成 5 年	FY1994 平成 6 年	FY1995 平成 7 年	FY1996 平成 8 年
				・国連婦人の地位委員会 拡大会期				・国際家族年	・第 4 回世界女性会議	・男女共同参画ビジョン
・婦人問題企画推進本部 拡充：構成を全府省庁 に拡大、婦人問題企画 推進有識者会議開催	・「西暦 2000 年に向けて の新国内行動計画」策 定	・文部省生涯学習局設置			・「改定新国内行動計画」 ・「育児休業法」公布			・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設 置（政令） ・男女共同参画推進本部 設置	・「育児休業法」改正（介 護休業制度の法制化）	・男女共同参画推進連携 会議（えがりてネット ワーク）発足 ・「男女共同参画 2000 年 プラン」
	・開館 10 周年 ・利用者 100 万人を超える ・婦人教育情報センター 開所			・オンライン情報検索 サービス開始		・事業課に研究員配置 ・科学研究費補助金が規 定する「研究機関」に ・パソコン通信システム 「WINET-BBS」導入	・国立婦人教育会館将来 構想検討委員会「国立 婦人教育会館の将来に ついて」報告	・「国立婦人教育会館研 究紀要」創刊 ・ホームページをインテ ネットで公開 ・「第 4 回世界女性会議」 NGO フォーラム北京 95 特別展示開催	・利用者 200 万人を超える ・愛称を「スエック」に 決定	

										○婦人教育施設セミナー
				○女性に関する情報担当者研修会						
				○全国婦人団体研究会						
				○女性の学習活動専門講座						○NWEC（国立女性教育会館）アドバンスコース
										○フォーラム家庭教育
				○国立婦人教育会館出前講座						
										○女と男のジョイントフォーラム
				○海外婦人教育情報専門家情報処理研修						
										◆女性の教育問題担当 官セミナー

										「ともに語り、ともに考える」婦人教育、家庭教育のプログラム提供を会館及びボランティアが提供
										「ともに語り、ともに創る」
										「共生のためのネットワ ーク」
										○女性学・ジェンダー研 究フォーラム
										○国際交流フォーラム
										「女性と国際交流」
										「開発と女性」
										「少子化時代の家庭教 育」
										「草の根ネットワーク」
										女性の教育・学習とエ ンパワーメント

										○婦人教育史に関する調査研究
										○女性学研究講座 社会教育における女性学教育の内容と方法に関する調査研究
										○女性学国際セミナー
										○女性学講座
										○婦人の社会参加のためのプログラム研究
										○青年男女の固定的な役割分担意識是正のためのプログラム研究
										○西欧における女性学研 究・教育の現状に関する 調査研究
										○女性生涯学習のためのプログラム研究
										●開発と女性に関する文化横断的調査研究
										○都市化社会の進捗と地 域の教育機能に関する 調査研究
										○家庭教育国際セミナー
										○家庭教育国際セミナー
										○家庭教育に関するマル チメディアデータベース の調査研究
										○女性及び家庭教育に 関する学習事例調査
										○女性及び家庭教育に 関する学習事例調査
										○女性及び家族に関する統計の調査研究
										○ ESCAP 地域婦人情 報ネットワークセミナー
										○情報に関する婦人教育国際セミナー
										○高等教育機関におけ る女性学関連講座開設 状況調査
										○婦人教育施設等の現況調査
										○高等教育機関におけ る女性学関連講座開設 状況調査
										○女性及び家族に関する学習情報の調査

										○情報研修プログラム（WINET 操作訓練を含む）
										○婦人教育情報センターに改称
										○NACSIS-CAT 参加
										○情報検索サービスを含む
										○ ILL 参加
										○ WINET オンラインサー ビス
										○ WINET-DB（データベ ース）
										○ WINET-BBS（パソコン通 信）
										○女性及び男性に関する統計 DB 懇談会
										○統計 DB（プロタイプ⇒本シ ステム）
										○シソーラス第 2 版
										○シソーラス DB 化
										○文献情報 DB 作成
										○学習情報 DB
										○施設調査
										○学習事例調査
										○施設調査
										○女性学調査
										○国際交流団体調査
										○学習事例調査

国立女性教育会館主催事業の変遷一覧（平成9年度～19年度）

西暦 年度	FY1997 平成9年度(20周年)	FY1998 平成10年度	FY1999 平成11年度	FY2000 平成12年度	FY2001 平成13年度
国際的状況			第43回国連女性の地位委員会で「女子差別撤廃条約の選択議定書」を採択	・国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク） 「政治宣言及び成果文書」採択 ・国連ミレニアム開発目標宣言 ・ILO 母性保護条約の改定案採択	・「人種主義・人種差別・外国人排斥およびそれに関連する世界会議」開催（ターバン）
国内の動き	・男女共同参画審議会設置法施行 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「介護保険法」公布	・「労働基準法」改正(1999 施行)(深夜・休日・時間外労働における女性就業規制撤廃)	・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「少子化対策推進基本方針」決定 ・「児童買春・児童ポルノ処罰法」公布・施行	・「男女共同参画基本計画」策定 ・「児童虐待防止法」公布・施行 ・「ストーカー規制法」公布・施行	・内閣府に男女共同参画会議、男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・第1回男女共同参画週間 ・閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」
国立女性教育会館の出来事	・開館20周年 ・「WINET 情報」創刊(平成10年3月)(平成14年3月終刊)	・ホームページから WINET データベース、研修室・宿泊室予約状況等を公開(平成11年度1月)	・ヌエック女性情報データベース(WinetCASS)公開(平成12年3月)	・名称を「国立女性教育会館」と改称(平成13年1月) ・国連特別総会「女性2000年会議」特別展示開催(平成12年8、11月)	・「独立行政法人国立女性教育会館」設立 ・TICT サイト公開(平成15年度にて終了) ・独立行政法人国立女性教育会館運営委員会設置(8月第1回委員会開催)
					第1期中間目標期間 (平成13～17年度)

●研修

国内研修	女性関連施設職員、女性団体のリーダー等を対象にした研修	○婦人教育施設職員のためのセミナー (H8年度～)			○女性関連施設職員のためのセミナー	
		○NWEC(国立女性教育会館)アドバンスコース (H7年度～)			○女性のエンパワーメント支援セミナー	
		○女性関連施設等情報担当者研修・交流会 (H11年度より「女性関連施設等情報ネットワーク研究協議会」(情報事業))				
	女性のキャリア形成支援、進路選択支援に関する研修	○教師のための男女平等教育セミナー (H9年度～)				
	家庭教育に関する研修	○家庭・地域で担う子育てセミナー	○家庭・地域で担う子育て支援セミナー			
	配偶者からの暴力等に関する研修	○フォーラム家庭教育 (H7年度～)				
国際研修	地域における研修	○女性の生涯学習のための地域セミナー		○男女共同参画学習推進フォーラム		
	その他の研修	○公開講演会 (S56年度～)				
		「男と女のパートナーシップ-新たな共生をめざして-」	「高年齢期における豊かなライフスタイルの実現」	「男女が対等な立場で責任を担う社会の実現をめざして」 「今を生きて、自分らしく生きる」	「私とボランティア活動-教育こそボランティア精神で-」	「ゆたかな高齢期をつくる-向老期をともに生き、ともに学ぶ-」 「環境問題を考える旅-2002 エコツアーリズム年-」
	アジア・太平洋地域の女性を対象にした研修	○海外婦人教育情報専門家情報処理研修 (H元年度～)			○国際女性情報処理研修	
	JICAからの委託による女性教育、男女共同参画に関する研修	◆女性の教育問題担当セミナー (H8年度～)			◆女性の教育推進セミナー	
		◆グアテマラ地方教育行政コース				

●交流

国内交流	○女性学・ジェンダー研究フォーラム (H8年度～) H8 「女性のエンパワーメントと女性学・ジェンダー研究-北京から2000年へ-新しい価値の創造」 H9、10、11 「女性のエンパワーメントと女性学・ジェンダー研究-新しい価値の創造-」		○女性学・ジェンダー研究国際フォーラム 「21世紀に向けての男女平等・開発・平和」	○女性学・ジェンダー研究フォーラム H13 「21世紀に向けての男女平等・開発・平和-働いて生きる-」
	○女性の交流フェスティバル		○ヌエック・フェスティバル 「出会い・感動・ネットワーク-男女共同参画社会の実現へ-」	○ヌエック・全国交流フェスティバル H13 「出会い・感動・ネットワーク-男女共同参画への行動-」
国際交流	○女性と生涯学習国際フォーラム 「21世紀に向けての女性のネットワーク」	○ヌエック(国立婦人教育会館)国際フォーラム 「男女共同参画社会の実現と生涯学習-家庭・学校・地域で学ぶ-」	○NWEC(国立婦人教育会館)国際フォーラム 「エンパワーメントは21世紀への合言葉-新たな共生をめざして-」	○女性学・ジェンダー研究国際フォーラム 「21世紀に向けての男女平等・開発・平和」
				○女性情報国際フォーラム 「女性情報のグローバルなネットワークをめざして」 H13・女性情報の新たな広がりを探る。

備考：○会館主催事業 ◇文部科学省受託事業 △内閣府受託事業 ◆国際協力機構(JICA)受託事業 ●科学研究費補助金取得事業 *実行委員会が主体となった事業
□薄い網掛けの事業は研修事業のうち、情報事業でもあるものを示す。

FY2002 平成 14 年度	FY2003 平成 15 年度	FY2004 平成 16 年度	FY2005 平成 17 年度	FY2006 平成 18 年度	FY2007 平成 19 年度 (30 周年)
	第 29 回国連女子差別撤廃委員会 (日本政府報告に対する最終コメント) 間接差別、女性に対する暴力、トラフィッキング (人身取引) マイノリティ女性・婚外子差別の問題を指摘		・国連女性の地位委員会 49 会期 (北京 +10) 宣言と決議を採択 (ニューヨーク)	・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催	
・「健康増進法」交公布 (2003 施行) ・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会	・内閣府男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 ・「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 ・「少子化社会対策基本法」公布・施行	・「配偶者間における暴力防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正公布・施行 ・「刑法等の一部を改正する法律」公布 ・人身取引対策に関する関係省庁連絡会議において「人身取引対策行動計画」を策定	・「男女共同参画基本計画 (第 2 次)」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 ・「次世代育成支援対策推進法改正」公布・施行	・男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	
・研究国際室設置			・女子栄養大学と連携協定締結 ・日本女子体育大学と連携協定締結	・女性情報ポータル「Winet」公開 ・韓国両性平等教育振興院と交流・協力協定締結 ・利用者 300 万人を超える ・韓国女性開発院と研究交流・協力協定締結	・開館 30 周年 ・女性アーカイブの構築開始
				第 2 期中期目標期間 (平成 18 ~ 22 年度)	

		○女性関連施設管理職セミナー		○女性関連施設・団体リーダーのための男女共同参画推進研修	
	○男女共同参画を進めるための学校教育セミナー	○キャリア形成支援推進セミナー		○女性のキャリア形成支援推進研修	
			△女性のチャレンジ支援アドバイザー等研修		
			○女子高校生夏の学校～科学・技術者のたまごたちへ～		
				◇※女性の理工系進路選択支援事業 (研修・全国交流協議会) 参考事例集作成	
			○女子学生のキャリア教育・就活支援者セミナー (NWEC プログラム)		
○子育てサークル交流支援研究協議会	○子育てネットワーク研究交流協議会			○家庭教育・次世代育成支援指導者研修	
	○女性関連施設相談担当者実務研修			○配偶者からの暴力等に関する相談員研修	
			△配偶者からの暴力被害者支援基礎セミナー		
			△配偶者からの暴力被害者支援応用セミナー		
			△配偶者からの暴力被害者支援管理職セミナー		
		○国立女性教育会館地域セミナー			
「今、生命を考える」	「夢を編む」	「チャレンジ! 私の生き方」			
				○アジア太平洋地域の女性リーダーエンパワーメントセミナー	
				◆女性の教育推進セミナーⅡ	
		◆国別研修 (カンボジア)			
				◆国別研修<アフガニスタン>	
					◆国別研修<ナイジェリア>

○女性学・ジェンダー研究フォーラム H14 「21 世紀の男女平等・開発・平和-社会に参画する-」 H15 「21 世紀の男女平等・開発・平和-わたしの権利-」	○男女共同参画のための女性学・ジェンダー研究・交流フォーラム H16 「21 世紀の男女平等・開発・平和-いま、私たちはつくる」 H17 「21 世紀の男女平等・開発・平和-新たな未来に向かって」	○男女共同参画のための研究と実践の交流推進フォーラム H18、19 「女性のエンパワーメントと男女共同参画社会づくり-新たな取組を必要とする分野への参画をめざして-」
○スエック・全国交流フェスティバル H14 「路みだそう・わかち合おう・広げよう-男女共同参画社会-」 H15 「つどおう・かたろう・わになろう-男女共同参画社会をめざして-」		
○女性情報国際フォーラム 「女性情報のグローバルなネットワークをめざして」 H14・生活に根ざした情報から考える。 H15・女性情報によるエンパワーメントの戦略の展望と提言。	○女性の生涯学習国際フォーラム 「生涯学習とそれぞれのエンパワーメント」: 日本、韓国、ルウェー、アメリカの国際比較調査から。	○女性の学習国際フォーラム 「災害と女性のエンパワーメント」
		○女性のエンパワーメント国際フォーラム H18 「産む・産まない 各国男女事情」(読売・NWEC 女性アカデミア 21 として開催) H19 開館 30 周年記念事業「時代を拓く アジアの女性リーダー」 ・女性の人材育成を支援するために。

西 暦	FY1997	FY1998	FY1999	FY2000	FY2001
年 度	平成 9 年度 (20 周年)	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度

調査研究

女性教育に関する調査研究	●開発と女性に関する文化横断的調査研究 (H16 年度～)			○女性のエンパワーメントのための生涯学習拡充方策に関する調査研究 (韓国女性開発院との共同研究)	●女性の生涯学習に関する日韓比較研究
					○女性の学習関心と学習行動に関する国際比較調査
家庭教育に関する調査研究		◇男女共同参画の視点に立った家庭教育推進方策に関する調査研究 (H10 年度～)			
	○都市化社会の進行と地域の教育機能に関する調査研究 (H8 年度～)	○地域の子育て環境づくりに関する調査研究			
男女共同参画に関する統計の調査研究		○家庭教育に関するマルチメディアデータベースの調査研究 (H7 年度～)		◇エル・ネット家庭教育セミナー	○ジェンダー統計に関する調査研究
地球規模の課題に関する調査研究					
その他の課題に関する調査研究			○高齢社会に向けての男女共同参画学習に関する調査研究		
情報に関する調査研究	○女性及び家族に関する学習情報の調査 (H7 年度～)				○女性及び家族に関する学習情報の調査研究
	・高等教育機関における女性学関連科目データベースの公開・報告書作成 ・女性関連施設データベース 1997 の作成・公開			・高等教育機関における女性学関連科目等の調査研究 (学務関係基本調査) ・女性関連施設 DB リニューアル、Web 版データ更新ツールの作成	・高等教育機関における女性学関連科目等の調査研究 (教員調査)、報告書作成
	◇新教育メディア研究開発事業 (H8 年度～)			○女性 (婦人) 教育シソーラスに関する調査研究	○女性教育シソーラスに関する調査研究
調査研究成果の公表等	○スエック (国立女性教育会館) 公開シンポジウム (H9 年度～)				
	「ジェンダーの視点から統計を見る」「社会教育」「子どもとおとなの居場所づくり」 育における女性学教育/学習の内容と方法」		「開発におけるジェンダーとエンパワーメント」	「少子化社会の子育てのゆくえー広がる子育てサークル」	「男女共同参画、はじめの歩を家庭から」

●情報

女性関連施設職員への情報ネットワーク支援			○女性関連施設等情報ネットワーク研究協議会		
女性教育情報センターの整備充実	○婦人教育情報センターの運営 (S62 年度～: それ以前は情報図書室として運営 (S54-61 年度))			○女性関連施設職員のための ICT 習得サポートプロジェクト	○女性教育情報センターに改称
女性アーカイブの構築					
ポータルサイトの公開・整備充実	○WINET の整備充実 (H3 年度～)		○WinetCASS 公開 (平成 12 年 3 月)	○WinetCASS の整備充実	
	・文献情報データベース (S62 年度～)				
	・「高等教育機関における女性学関連科目データベース」(H26.8 年度)				・女性学・ジェンダー論関連科目データベース (共同構築、毎年更新)
	・女性関連施設データベース (H3.5.9.10 年度)			・女性関連施設データベース (共同構築、毎年更新)	・女性と家族に関する統計データベース
その他					○遠隔情報発信事業

●その他

企業との連携協力による事業					
NWEC プログラム (利用拡大のためのプログラム)					
ボランティア活動支援に関する事業	国立女性教育会館ボランティアの活動支援		◇全国ボランティア情報提供・相談窓口事業		
社会教育実習生受入事業		1 大学 7 名	4 大学 14 名	3 大学 18 名	6 大学 18 名

備考: ○会館主催事業 ◇文部科学省受託事業 △内閣府受託事業 ◆国際協力機構 (JICA) 受託事業 ●科学研究費補助金取得事業 ※実行委員会が主体となった事業
□薄い網掛けの事業は研修事業、調査研究事業のうち、情報事業でもあるものを示す。

3

主な作成資料一覧

	資料名	内容	発行
定期刊行物	国立女性教育会館研究ジャーナル	男女共同参画の視点に立った生涯学習に関する国際的、学際的、実践的研究論文を公募・選考して掲載するとともに会館の調査研究を国内外に発表する。	年1回
	ヌエック News	会館の事業及び関連情報の紹介・広報。	年4回
	NWEC Newsletter	NWECの活動及び最新の日本女性の現状について英文で海外に紹介する。	年2回
	国立女性教育会館主催事業等実施報告書	各年度に実施した研修・交流・調査研究・情報事業の実施概要。	年1回
報告書等	女性及び家庭教育に関する学習事例－調査報告－	都道府県・指定都市が実施した女性及び家庭教育に関する学級・講座・講演会等の事業に関する調査結果報告書。(平成4年度～)	平成9年度
	都市化社会の進捗と家庭・地域の教育機能に関する調査研究報告書	「地域社会の教育力」を生かすために工夫されている事例の調査(平成8～9年度)をまとめた研究報告書。	平成10年度
	女性学教育／学習ハンドブック〔新版〕	会館が実施した「社会教育における女性学教育の内容と方法に関する調査研究」報告書。女性学の学習内容、学習方法について解説した社会教育・生涯学習・女性センター等の担当者、学習者のためのハンドブック。	平成11年度
	開発と女性に関する文化横断的調査研究報告書	開発における女性のエンパワーメントのプロセスに関するモデル及び文部省科学研究費補助金(国際学術研究)による、タイ、ネパール調査の調査結果に関する報告書。	平成11年度
	女性と生涯学習国際フォーラム報告書	「21世紀に向けての女性ネットワーク」をテーマとして開催した開館20周年記念の平成9年度国際フォーラムの報告書。	平成11年度
	男女共同参画、はじめの一步を家庭から：家庭教育事業推進のための理論と実践	「男女共同参画の視点に立った家庭教育推進方策に関する調査研究」の成果として作成した、男女共同参画の視点に立って家庭教育に関する生涯学習関係事業を企画・実施するための参考資料となるブックレット。	平成12年度
	統計にみる女性の現状(第6版)	日本の女性が置かれている状況について政府統計資料を中心に男女の比較や国際比較を掲載する。人口・人口動態、家族・家庭、健康・福祉、教育・学習、労働、社会的活動、女性・家族に関する意識の7分野と女性の地位の国際比較で構成する。	平成12年度
	男女共同参画の視点に立った家庭教育推進方策に関する調査研究報告書	幼少期から性別にとらわれず、一人一人の多様な個性や人権を尊重し、男女共同参画を高める意識や価値観を育む家庭教育推進方策の在り方についての調査研究。全国7か所で実施した実験プログラムの成果、研究から明らかになった課題と今後の展望をまとめた。	平成13年度
	高齢社会に向けての男女共同参画学習に関する調査研究報告書	団塊の世代に向けて、高齢期の豊かで多様なライフスタイルのモデルを示すことを目的として、教育老年学、高齢者福祉、家族社会学、女性学、成人教育、ビジネス教育など様々な分野の6人のメンバーが、それぞれの立場からまとめた学習プログラムを提案。	平成13年度
	子育てサークルの活動に関する調査報告書	地域における家庭教育支援としての実践活動を把握するために、全国11都道府県の1000の子育てサークル(親たちが子どもを遊ばせながら情報交換や行事をする自主的グループ)を対象に活動内容、行政との関係、サークル活動の成果や抱えている課題についてまとめた。	平成13年度
	女性情報シソーラス	女性に関する情報を効率よく検索するための用語集(シソーラス)。	平成14年度
	ヌエック ミニ統計集 日本の女性と男性	日本社会の重要な分野での女性と男性の状況を示した日本初のハンドタイプのリフレット。	平成14年度
	女性のエンパワーメントのための生涯学習拡充方策に関する調査研究報告書	日韓両国で生涯学習関連機関で学ぶ女性の学習活動の事態及び学習要求を明らかにし、データを比較分析することにより、女性のエンパワーメントを促進するための方策をまとめた報告書。	平成14年度
	男女共同参画統計データブック2003 日本の女性と男性	社会全体の中の女性と男性の状況を把握するためのデータ集。人口、家族と世帯、労働、教育など12分野にわたる。	平成15年度

	資料名	内容	発行
報 告 書 等	次世代育成と公民館 －これからの家庭教育・子育て支援を すすめるために－	現代の家庭教育・子育てをとりまく状況、子育てサークル・ネットワーク の実態と課題を明らかにした公民館が家庭教育・子育て支援を考えるため のブックレット。(ヌエック・ブックレット2)	平成15年度
	生涯学習をいかした女性のキャリア形 成事例集	「女性の多様な生涯学習の調査研究」の成果として作成した報告書。キャリ ア形成に生涯学習をいかした20人の女性の事例集。	平成15年度
	女性のキャリア形成支援に関する調査 研究報告書	「女性のキャリア形成支援に関する調査研究」の初年度の成果をまとめた報 告書。20人の女性のインタビューをもとに、女性のキャリア形成と生涯学 習のあり方について分析。	平成15年度
	女性の生涯学習に関する日韓比較研究 報告書－女性のエンパワーメントと「学 び」－	日本と韓国における女性の生涯学習の実態について、男女共同参画推進の 視点からの比較、解明することを目的に調査研究を行い、「日本型中高年 女性学習者モデル」および「韓国型子育て期女性学習者モデル」を提示し、 両国の女性政策・生涯学習政策と関連づけて分析（科学研究費補助金報告 書）。	平成15年度
	女性の生涯学習とエンパワーメント～ 日本・韓国・ノルウェー・アメリカの4ヶ 国比較調査から～	韓国、ノルウェー、アメリカのカウンターパートとの共同研究によって行っ た「女性の学習関心と学習行動に関する国際調査」の成果をまとめた報告書。	平成16年度
	女性の生涯学習とエンパワーメント～ 日本・韓国・ノルウェー・アメリカの4ヶ 国比較調査から～（概要編）	上記報告書の配布用概要版。	平成16年度
	Women's Lifelong Learning and Empowerment-Results of Comparative Research on Four Countries, Japan, Korea, Norway, USA-	韓国、ノルウェー、アメリカのカウンターパートとの共同研究によって行っ た「女性の学習関心と学習行動に関する国際調査」の成果をまとめた報告 書の英語版。	平成16年度
	キャリア形成に生涯学習をいかした女 性たち（改訂版）	生涯学習をキャリア形成にうまく結びつけている20人の女性のインタ ビューをまとめた事例集。女性たち自身の手記を新たに加え、改訂版とし て発行。(ヌエック・ブックレット3)	平成17年度
	キャリア形成にNPO活動をいかした女 性たち	さまざまな分野のNPO団体で活躍している21人の女性のインタビューを まとめた事例集。(ヌエック・ブックレット4)	平成17年度
	女性のキャリア形成とNPO活動に関す る調査研究報告書	「女性のキャリア形成にNPO活動をいかした女性たち」(ヌエック・ブッ クレット4)の成果をもとに、女性のキャリア形成とNPO活動との関係に ついて分析。	平成17年度
	キャリアを拓く 女性研究者のあゆみ	研究領域への女性の進出という点から行った調査研究の成果としてのロー ルモデル集。	平成17年度
	生涯学習の活用と女性のキャリア形成 に関する調査研究報告書	会館と地方の女性関連施設との連携のもと、収集したロールモデルを活用 し実施したキャリア支援プログラムの分析。	平成17年度
	男女共同参画統計データブック2006 日本の女性と男性	社会全体の中の女性と男性の状況を把握するためのデータ集。人口、家族 と世帯、労働、教育など12分野にわたる。「男女共同参画統計データブ ック2003」に都道府県別データを加えた改訂版。	平成17年度
	平成16年度・17年度家庭教育に関す る国際比較調査報告書	日本、韓国、タイ、アメリカ、フランス、スウェーデンの親を対象に調査 を実施し、社会・経済状況・そして文化の異なる6カ国を比較することに より、日本の家族・家庭教育の特徴と課題を明らかにした。	平成17年度
人身取引問題に関する国際シンポジ ウム報告書	人身取引問題について、女性のエンパワーメント拠点とその国際ネットワ ーク構築に向けてをテーマに、国連大学で行われたシンポジウムの抄録（日 本語、一部英文サマリーあり）。	平成17年度	
女性アーカイブセンター機能に関する 調査研究報告－女性の歴史を今に生か し、未来へつなぐ－	女性関係資料の全国所蔵調査を実施し、女性アーカイブに求められる機能 と、資料の収集・整理・提供方法を明らかにした。	平成18年度	

	資料名	内容	発行
報 告 書 等	夢をかたちにした女性たち 将来のキャリアを考えたいあなたへ	会社員や起業家、理工系研究員など、さまざまな分野で働く20代～40代の女性15名へのインタビューをまとめたロールモデル集。女性のキャリア形成・キャリア教育の教材として作成。(スエック・ブックレット5)。	平成18年度
	人身取引とその防止・教育・啓発に関する調査研究(資料編1)	日本国内の人身取引に対する「需要」のありようとそれを下支えする社会意識について、平成18年度に行った国内大規模質問紙調査のデータ結果をまとめた資料。	平成18年度
	独立行政法人国立女性教育会館・韓国 両性平等振興院交流・協力協定締結記念 シンポジウム報告書	平成18年度に韓国両性平等振興院と交流・協力協定を締結した記念に行われたシンポジウムの抄録。韓国や日本で行われている男女共同参画に関する研修についての情報やリーダー像についてのパネルディスカッションを含む。	平成18年度
	応援しよう!女子中高生の理工系チャレン ジー女性の理工系進路選択支援事業・ 参考事例集—	会館を中心とする実行委員会が行った、平成18年度文部科学省委託「女性の理工系進路選択支援事業」の報告書。女性関連施設や大学等が実施した女子中高生向けの理工系支援事業の実践事例を紹介し、女性関連施設が企画できる新しいプログラム案を掲載。	平成18年度
	アジア太平洋地域の人身取引問題と日本 の国際貢献—女性のエンパワーメント の視点から—	人身取引問題に、女性のエンパワーメントの視点から取り組むために、会館でこれまで行ってきた調査研究の成果を踏まえ、タイ、カンボジア、フィリピン等の供給側の調査と日本人の意識調査を含む日本国内の需要側の調査を行い、その結果を分析しまとめた報告書。(平成17年度～18年度科学研究費補助金(基盤研究(B))研究成果報告書)	平成18年度

※ 定期刊行物等の閲覧について/定期刊行物である国立女性教育会館研究ジャーナル、スエック News、NWEC Newsletter は、NWEC のホームページ (URL:<http://www.nwec.jp/>) でどなたでも閲覧できます。報告書等については、国立女性教育会館までお問い合わせください。

4

施設・設備・利用案内

■ 本館・宿泊棟

名 称	内 容
女性教育情報センター	閲覧席 32 (席)
	閲覧個室 2 (室)
展示ホール	
医務室	
ボランティアルーム	
音楽室	50 (人)
美術・工芸室	30 (人)
調理室	32 (人)
試食室	32 (人)
幼児室	
食堂	300 (席)
売店	
駐車場	
ミーティングルーム	1 (室)
談話室	7 (室)
浴室	3 (室)



▲女性教育情報センター



▲幼児室

■ 宿泊研修施設

種 別	内 容	A棟 (バス・ トイレ付)	B棟 (トイレ付)	C棟 (トイレ付)	室 数	宿泊者数
和 室	4人用 26室		14室	12室	28室	104人
	2人用 2室	2室				4人
洋 室	2人用 98室	58室	28室	12室	137室	196人
	1人用 39室	39室				39人
宿泊者合計		99室 159人	42室 112人	24室 72人	165室	343人



▲<宿泊>和室

■ 研修棟

種 別	内 容	室 数	内 容
講 堂	602人	1	車椅子用移動座席・エレベーター、同時通訳装置
会議室	大会議室 122 (人)	1	外に傍聴席 38、同時通訳装置
	中会議室 40 (人)	1	机等の配置：馬蹄形
	小会議室 12 (人)	1	応接セット (12人用)
研修室	150人室	1	机等の配置：スクール形
	99人室	1	机等の配置：スクール形
	48人室	4	机等の配置：スクール形 3・円卓 1
	36人室	1	机等の配置：スクール形
	24人室	2	机等の配置：スクール形
	20人室	6	机等の配置：トラック形 (円形)
	マルチメディア研修室	1	パソコン (31台)、プリンター (3台)
控 室	団体控室	4	研修室としても使用できます
	講師控室	4	〃



▲<宿泊>洋室ツイン



▲大会議室での研修の様子

■ 体育施設・日本家屋等

種 別	内 容
体育館	バスケットボール、バドミントン、バレーボール、フットサル、その他
屋内プール	25m × 6 コース
テニスコート	5 面（全天候型・砂入人工芝）
クラブハウス（運動器具庫）	シャワー、トイレ、放送設備等
草原運動場	約 12,000 m ²
響（ひびき）書院	座敷 15 畳、茶室 10 畳、4.5 畳、
和（なごみ）庵	茶室



ひびきしょいん
▲日本家屋 響書院

利用案内

■ 利用できる方

女性・男性を問わず、ご利用になれます。

- ・18才未満の方には、保護者・教員等の引率（同伴）が必要です。
※保護者、引率者がいない場合にはご相談ください。
- ・未就学の方の同伴利用については、次の場合とさせていただきます。
 - ①利用プログラム上必要な場合、②幼児室にて団体内の方、または専門の業者等による保育を行う場合
- ・営利目的及び特定の政党、宗教の勧誘・啓発・普及を目的とした利用はできませんのでご了承ください。

■ 利用者の区分

《目的利用者》

以下の①～③のいずれかに該当する方は「目的利用者」となります。

- ① 女性・家庭・家族、又は男女共同参画に関する教育、学習、調査研究、情報収集及び交流等を目的とした利用を行う方
- ② 国立女性教育会館を利用する学習、研修の一部に女性・家庭・家族、男女共同参画に関するプログラムがある利用を行う方
- ③ 国の機関及び地方自治体の女性・家庭・家族、男女共同参画に関するプログラムによる利用を行う方

例：女性団体・グループの総会、女性のキャリア形成についての学習会、男女共同参画に関するゼミ合宿、PTAの研修会、子育て・食育・親子の体験活動などに関する学習、女性教育情報センターにおける資料閲覧・収集等

※目的利用者となることにより、宿泊利用が通常の2か月前から申し込むことができるとともに、若干低廉な目的利用料金の適用を受けることができます。

《一般利用者》

上記に該当する方以外は一般利用者となります。

■ 申込受付期間

区 分	受 付 期 間	
目的利用者	宿泊利用	利用の12か月前の月の1日から 利用の10日前まで
	日帰り利用	利用の10か月前の月の1日から 利用の10日前まで
一般利用者	宿泊利用	利用の10ヶ月前の月の1日から
	日帰り利用	利用の10日前まで



お問い合わせ（電話・文書または来館）

国立女性教育会館事業課
〒355-0292 埼玉県比企郡嵐山町菅谷728番地
TEL：0493-62-6723（申込み専用）
FAX：0493-62-6720
E-mail：yoyaku@nwec.jp

利用申込書の提出

受 付

入 館

女性教育情報センターは、予約なしで
どなたでも利用いただけます。

5

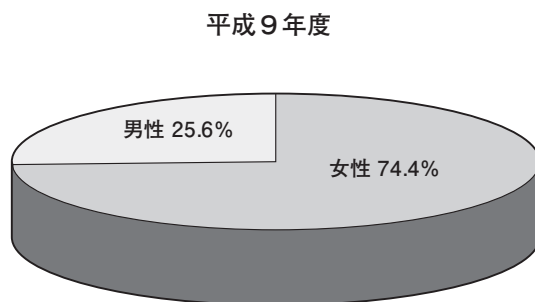
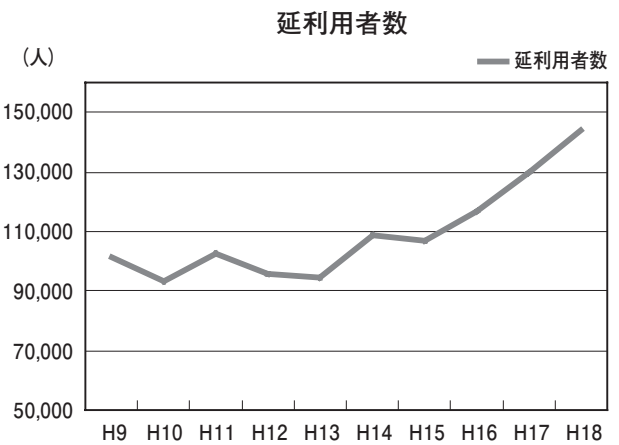
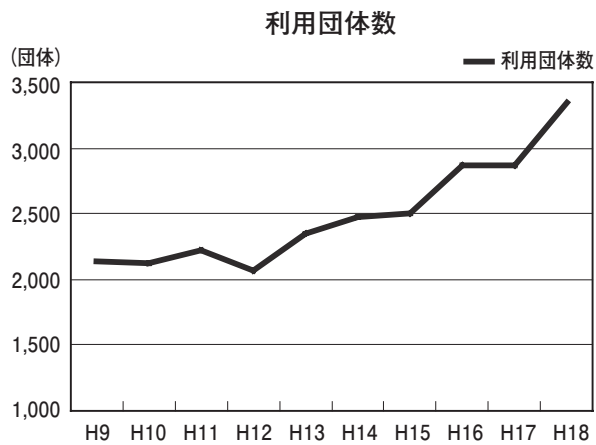
利用状況

1 年度別利用状況

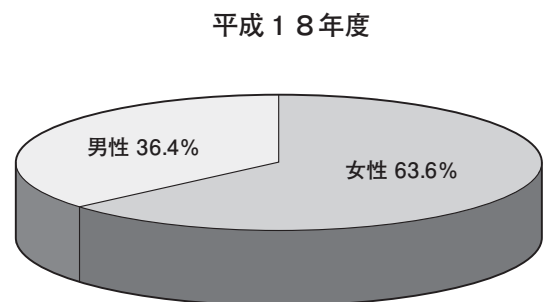
■ 年度別利用状況の変遷

年 度	平成 16 年度			平成 17 年度			平成 18 年度			累計 (昭和 52 年～)		
	宿泊 利用	日帰り 利用	小計	宿泊 利用	日帰り 利用	小計	宿泊 利用	日帰り 利用	小計	宿泊 利用	日帰り 利用	小計
利用団体数 (団体)	1,142	1,731	2,873	1,069	1,802	2,871	1,161	2,191	3,352	30,430	26,017	56,447
実利用者数 (人)	34,702	44,486	79,188	36,358	56,277	92,635	37,540	67,516	105,056	1,079,179	777,260	1,856,439
延利用者数 (人)	72,322	44,486	116,808	73,188	56,277	129,465	76,161	67,516	143,677	2,335,929	777,260	3,113,189
1日当たりの 利用者数 (人)	216	132	348	219	168	387	227	202	429	240	80	320
開館日数 (日)			335			334			335			9,739

年 度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	S52-H18 累計
利用団体数	2,140	2,128	2,225	2,062	2,342	2,479	2,506	2,873	2,871	3,352	56,447
延利用者数	101,210	93,385	102,492	95,918	94,210	108,498	107,053	116,808	129,465	143,667	3,113,189



延利用者数 101,210人



延利用者数 143,677人

2 外国人利用状況

国際会議、国際交流、見学等を目的とする外国人の利用状況は、開館以来平成19年3月末で、164カ国から18,567人となっている。

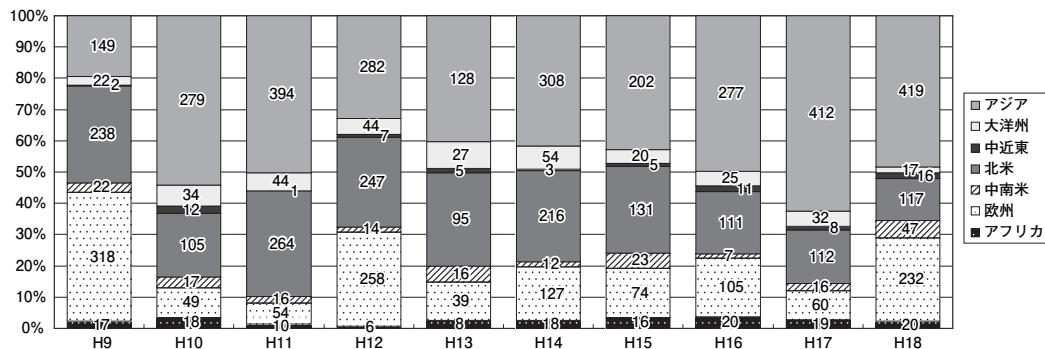


地域別外国人来館状況の変遷

(人)

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
アジア	149	279	394	282	128	308	202	277	412	419
大洋州	22	34	44	44	27	54	20	25	32	17
中近東	2	12	1	7	5	3	5	11	8	16
北米	238	105	264	247	95	216	131	111	112	117
中南米	22	17	16	14	16	12	23	7	16	47
欧州	318	49	54	258	39	127	74	105	60	232
アフリカ	17	18	10	6	8	18	16	20	19	20
計	768	514	783	858	318	738	471	556	659	868

外国人来館者地域別割合



<累計来館者数ランキング>

(人)

1	アメリカ	4837
2	韓国	2315
3	中国	1740
4	オーストラリア	797
5	イギリス	765
6	カナダ	734
7	フィリピン	623
8	ドイツ	494
9	タイ	464
10	インドネシア	444

<各年度ごとの来館者数ランキング>

(人)

		H13		H14		H15		H16		H17		H18	
1	アメリカ	87	アメリカ	193	アメリカ	104	アメリカ	95	韓国	166	韓国	129	
2	中国	65	中国	108	韓国	52	中国	73	中国	95	アメリカ	100	
3	韓国	16	韓国	93	フィリピン	42	フィリピン	64	アメリカ	90	中国	96	
4	オーストラリア	15	ノルウェー	36	中国	28	韓国	42	パキスタン	28	フィリピン	57	
5	イギリス	11	オーストラリア	33	北朝鮮	27	イギリス	27	フィリピン	26	フランス	47	
6	グアテマラ	11	カナダ	23	リトアニア	27	ロシア	26	オーストラリア	22	ドイツ	45	
7	フィリピン	8	スリランカ	16	カナダ	27	カナダ	16	モンゴル	19	インドネシア	35	
8	カナダ	8	オランダ	15	イギリス	15	インド	14	スペイン	17	イギリス	30	
9	ニュージーランド	7	フィリピン	14	オーストラリア	9	ドイツ	14	カナダ	16	デンマーク	21	
10	モンゴル	6	インド	12	タイ	8	タイ	13	インドネシア	12	オランダ	20	

3 女性教育情報センター利用状況

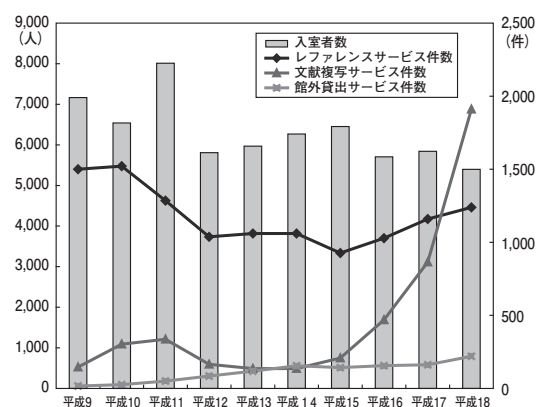
女性教育情報センターは、昭和54年度に情報図書室として開室し、昭和62年度に婦人教育情報センターとなりデータベースの作成を開始、平成13年1月に現在の名称に変更し、男女共同参画及び女性・家庭・家族に関する専門図書館として、資料・情報を収集・整理し、提供している。

平成9年度以降の利用状況は、入室者数、レファレンスサービス件数はほぼ横ばいであるが、平成16年度より国立情報学研究所の「ILL文献複写等料金相殺サービス」に参加したことにより、大学等からの文献複写、館外貸出が増加した。入室者数、レファレンスサービス件数が横ばいであるのは、平成11年度にWeb上でデータベース提供を開始し、平成12年度に横断検索システムWinetCASSを公開、さらに平成18年度には女性情報ポータル"Winet"を公開し、各データベースの使い勝手の向上も図るなど情報提供サービスを向上し、利用者が自分で容易に情報を得ることができるようになったことによる。また平成18年度より、文献複写サービスをWeb上で申込みするサービス（平成17年度は試行）、eメールレファレンス窓口を開始するなど、利用の拡大を図っている。

■ 女性教育情報センター利用状況

事項	年度	昭和54～ 平成17年度	平成18年度	累計
資料等利用者総数(人)		-	6,997	6,997
貸出数	図書(冊)	54,021	1,586	55,607
	雑誌(冊)	25,667	996	26,663
	研修用貸出資料(冊)	34,155	1,600	35,755
レファレンスサービス(件数)		29,474	1,239	30,713
文献複写サービス(件数)		5,682	1,911	7,593
館外貸出サービス(件数)		1,052	220	1,272
情報研修プログラム(件数)		318	17	335
情報研修プログラム(人数)		8,029	182	8,211
開室日数(日)		8,645	335	8,980

※資料等利用者総数(人)は平成18年度より集計、レファレンスサービス 昭和56年度開始
文献複写サービス 昭和57年度開始、館外貸出サービス(機関のみ)平成4年度開始



■ 女性教育情報センター利用状況の変遷

年度	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
入室者数	7,167	6,541	8,013	5,810	5,968	6,267	6,451	5,706	5,841	5,397
レファレンスサービス件数	1,500	1,521	1,285	1,038	1,060	1,060	927	1,028	1,159	1,239
文献複写サービス件数	146	303	337	165	136	136	208	469	865	1,911
館外貸出サービス件数	17	26	50	85	118	155	143	156	162	220

※館外貸出サービスは平成4-9年度は試行

■ 収集資料(平成19年3月末現在)

項目	和		洋		計		
	18年度受入	累計	18年度受入	累計	18年度受入	累計	
図書資料	図書	2,658	64,768	1,092	20,603	3,750	85,371
	除籍△	1,579		51		1,630	
	地方行政資料	691	22,939	0	8	691	22,947
計(冊数)	3,349	87,707	1,092	20,611	4,441	108,318	
除籍△	1,579		51		1,630		
逐次刊行物	雑誌(タイトル数)	126	2,772	17	627(52か国)	143	3,399
	新聞	0	74	0	1	0	75
その他	新聞切り抜	26,030	224,081	—	—	26,030	224,081
	ビデオフィルム	0	172	0	3	0	175
	研修貸出用資料	1	32	0	0	1	32

※除籍：資料の重点化を図った結果、重複資料や内容の古くなった資料を除籍

他機関との連携・協力状況 (平成19年度3月末現在)

国内

平成17年度に女子栄養大学、日本女子体育大学の2機関と連携・協力協定を締結

(1) 女子栄養大学

平成18年1月11日	連携・協力協定を締結
平成18年7月29～8月30日	毎日小学生新聞70周年記念事業「めざせ！食育マイスター」を共催で実施
平成19年3月9～10日	NWECプログラム「食と健康」を共催で実施

(2) 日本女子体育大学

平成18年2月22日	連携・協力協定を締結
平成18年10月27～28日	NWECプログラム「運動～日々の健康をめざして」を共催で実施

海外

平成18年度に韓国両性平等教育振興院、韓国女性開発院の2機関と協定を締結

(1) 韓国両性平等教育振興院 (KIGEPE, Korean Institute for Gender Equality Promotion and Education)

平成18年4月26日	交流・協力協定を締結
平成18年9月8日	KIGEPE主催国際会議（ソウル市）で、会館情報課長が発表
平成18年12月2日	会館で交流・協力協定締結記念シンポジウムを開催 (基調講演者、パネリストとしてKIGEPE院長を招へい)
平成18年12月～19年2月	KIGEPEの教授1名が会館に滞在、研究・交流を実施
平成19年2月1～11日	KIGEPEの教授1名が「アジア太平洋地域の女性リーダーエンパワーメントセミナー」に参加
平成19年3月	『国立女性教育会館・韓国両性平等教育振興院 交流・協力締結記念シンポジウム報告書－男女共同参画を推進するリーダー像－』刊行

(2) 韓国女性開発院 (KWDI, Korean Women's Development Institute)

平成18年9月28日	研究交流・協力協定を締結
平成19年2月1～11日	KWDIの研究員1名が「アジア太平洋地域の女性リーダーエンパワーメントセミナー」に参加
平成19年2月24日	「女性のエンパワーメント国際フォーラム（読売・NWEC女性アカデミア21）にKWDIの研究員1名がパネリストとして出席
平成19年5～11月	KWDIの研究員1名が会館に滞在、研究・交流を実施
平成19年8月25～27日	KWDIの研究員1名が「男女共同参画のための研究と実践の交流推進フォーラム」でワークショップを実施



資料編

1. 年表
2. 歴代館長、運営委員、外部評価委員一覧
3. 組織、法令、規程
4. 中期目標・中期計画等
5. 施設配置等

年	国内の動向			国際動向 (女性関連)
	国立女性教育会館の動き	女性に関する政策等	女性に関する動き	
1971 (昭和 46)	7月・文部省、「婦人教育会館調査研究協力者会議」発足 8月・第1回婦人教育会館調査研究協力者会議	2月・第1回婦人団体懇談会 4月・志熊敦子、婦人教育課長に就任 ・社会教育審議会、「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方」について答申 5月・「児童手当法公布」(1972年1月施行) 7月・労相の諮問機関・婦人の就業に関する懇話会「婦人の就業に関する基本的考え方」答申 10月・中央児童福祉審議会「保育所における幼児教育のあり方について」意見具申	4月・全地婦連の全国婦人会館閉館 ・全国PTA問題研究会結成 8月・国際婦人教育振興会結成 11月・理想選挙推進市民の会結成	2月・スイス、婦人参政権付与の国民投票で可決 8月・アメリカ合衆国、ニューヨークで婦人参政権行使50周年、ウーマンリブ誕生1周年記念の女性デモ 9月・エジプト、女性の権利向上をうたった新憲法承認
1972 (昭和 47)	5月・婦人教育会館調査研究協力者会議「国立婦人教育会館(仮称)の設置について」中間まとめ 7月・全地婦連、国立婦人教育会館実現の要望書を文相に提出 8月・婦人教育会館調査研究協力者会議、「国立婦人教育会館(仮称)の設置について」を社会教育局長に報告	2月・婦人少年問題審議会、「勤労婦人の福祉に関する立法の基本構想」について答申 7月・雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働の福祉の増進に関する法律(勤労婦人福祉法)公布 ・婦人少年問題審議会、「勤労婦人福祉対策基本方針案」を審議、労相に答申	2月・少年少女組織を育てる全国センター結成総会 4月・市川房枝ら、沖縄の売春ととりくむ会結成 5月・第1回ウーマン・リブ大会 6月・中絶禁止法に反対し、ピル解禁を要求する女性解放連合(中ビ連)結成 ・三淵嘉子、初の女性裁判所長(新潟家庭裁判所)に 12月・日本家庭奉仕員協会結成、ホームヘルパーの全国組織	3月・アメリカ上院、男女同権の憲法修正案を可決 7月・ユネスコ、第3回世界成人教育会議を東京で開催 ・フランス、男女同一賃金法(現在では労働法典に挿入) 8月・アメリカ主要都市でウーマン・リブ主催の女性ゼネスト 12月・第27回国連総会、1975年を国際婦人年とする決議を採択
1973 (昭和 48)	3月・国立婦人教育会館(仮称)の建設地(埼玉嵐山町)決定、閣議報告 4月・文部省、国立婦人教育会館(仮称)の基本設計実施	4月・高校「家庭一般」女子のみ必修となる(京都府教育委員会は4単位中2単位を男女共修とする) 8月・婦人少年問題審議会、「勤労婦人福祉対策基本方針」発表	1月・売春対策国民協会・沖縄の売春ととりくむ会が合同改組し、売春問題ととりくむ会結成 2月・働く母・未婚の母差別裁判に抗議する会結成 3月・定年制の男女差別をなくす会結成 8月・日本国連婦人連合会創立	・ヨルダンで女性参政権獲得
1974 (昭和 49)	4月・文部省、国立婦人教育会館(仮称)の実施設計 5月・婦人団体懇談会、国立婦人教育会館(仮称)建設地視察	3月・婦人に関する諸問題会議、「現代日本の女性の意識と行動」を発表し、女性の地位向上のために政府の実施すべき施策を提言 7月・労働省、「働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準」制定 ・社会教育審議会、「市町村における社会教育指導者の充実強化のための方策について」答申 10月・第1回国際婦人年国内連絡会議開く 11月・総理府、婦人に関する諸問題懇談会設置 ・外務省国連局、国際婦人年に関する関係省庁連絡会議を設置 12月・「雇用保険法」公布(1975年4月施行)	1月・家庭科の男女共修をすすめる会発足 4月・寺沢光子(東京地裁民事部)、初の女性裁判長に 6月・全国無認可保育所連絡協議会結成 ・日本カトリック婦人団体連盟発足 7月・全国子ども劇場・おや子劇場連絡会結成 9月・全国交通安全母の会連合会設立 12月・国際婦人年日本大会準備委員会結成	1月・スウェーデン、父親の産休認める 5月・国際民婦連評議会(ワルシャワ)、「1975国際婦人年と国際婦人大会開催のための長期計画」「国際婦人年と世界婦人大会にむけての宣言」採択 7月・イザベラ・ベロン、女性初のアルゼンチン大統領に就任(世界初) 11月・国際民婦連の呼びかけで国際婦人年世界大会準備会結成会議開催

年	国内の動向			国際動向 (女性関連)
	国立女性教育会館の動き	女性に関する政策等	女性に関する動き	
1975 (昭和 50)	3月・文部省、第1回「婦人教育施設研究協議会」開催、国立婦人教育会館敷地を視察 10月・起工式 ・国立婦人教育会館（仮称）建設経過報告会	4月・育児休業奨励制度発足 6月・「国際婦人年にあたり婦人の社会的地位向上をはかる決議」衆・参両議院で採択 7月・「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律」(育児休業法)公布(1976年4月施行) 9月・総理府、初の男女平等に関する調査の結果を発表、約6割が職場で不平等と回答 ・総理府に婦人問題企画推進本部（本部長：内閣総理大臣）設置を閣議決定、婦人問題企画推進会議を閣議了解	1月・国際婦人年をきっかけとして行動を起こす女たちの会結成 ・国際婦人年日本大会実行委員会発足 4月・全日本婦人団体連合会、『婦人白書』発行 5月・田部井淳子ら、日本女子登山隊エベレスト登頂に成功、女性で世界初 6月・国連NGO国内婦人委員会、国際婦人年記念シンポジウム「現代における日本の婦人問題を考える」開催 12月・国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会結成 ・婦人の人権を守る会発足	2月・英国、サッチャー、保守党初の女性党首に 3月・国際婦人法廷（ブリュッセル）、アメリカの社会学者ダイアナ・ラッセルのよびかけ 6月・第60回ILO総会（ジュネーブ）、「婦人労働者の機会及び待遇の平等に関する宣言」「婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画」採択 10月・国際民婦連など主催、国際婦人年世界大会（東ベルリン） 12月・ユネスコ婦人間の情報・経験交換事業に関する婦人指導者会議（西ドイツ、ボン） ・国連、「世界行動計画」採択、以後、「国連婦人の10年」とする ・イギリス、男女同一賃金法・性差別禁止法施行
1976 (昭和 51)	3月・文部省、国立婦人教育会館（仮称）に関する懇談会設置	1月・専修学校制度発足 4月・「特定職種育児休業法」施行 6月・「民法」改正・施行、離婚後における婚続続制度の新設、離婚後の姓が自由に	2月・初の全国無所属婦人議員大会 7月・女性の権利に関する特別委員会発足（日弁連）	1月・高橋辰子、ILO事務局長補に就任 3月・国際人権規約発効 4月・緒方貞子、女性で初めての国連日本政府代表部公使に就任 ・ILO事務局に婦人労働問題担当室を新設
1977 (昭和 52)	3月・国立婦人教育会館（仮称）に関する懇談会、「国立婦人教育会館（仮称）の事業運営について」を報告 7月・文部省、国立婦人教育会館設置（文部省の附属機関として庶務課、事業課をもって発足、館長：縫田暉子） 8月・第1回運営委員会開催 9月・本館、宿泊棟完成 10月・研修棟完成、受入事業開始 11月・開館式 12月・第1回「全国婦人団体研究会集」主催	1月・婦人問題企画推進本部、「国内行動計画」策定（1977～1986年） 3月・「児童福祉法施行令」改正施行、男性も保育職員に 6月・婦人問題企画推進本部、「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」決定 7月・農林省、農村婦人の家設置 11月・総理府婦人問題企画推進本部、「国内行動計画前期の重点目標」を発表	3月・アジアの女たちの会発足 5月・全国部落解放運動連合会婦人部結成大会 9月・国際女性学会誕生 12月・第1回国際女子マラソン	5月・スイス、下院に初の女性議長
1978 (昭和 53)	2月・第1回公開講座「これからの教育」開催（初の主催事業） ・第1回「婦人教育施設研究会集」開催 3月・機関誌「会館だより」創刊号発行 4月・情報交流課設置 6月・第1回「婦人ボランティア活動学習計画講座」開催 8月・第1回「情報資料協力者会議（情報資料の収集・分類）」開催 ・会館ボランティア登録開始 9月・第1回「婦人教育研究セミナー（婦人の能力開発の課題）」開催 12月・体育館・屋内プール完成	1月・総理府、『婦人の現状と政策—国内行動計画に関する第1回報告書』発表 5月・国際人権規約署名 6月・総理府に国際児童年事業推進会議設置を閣議決定	4月・国連婦人の10年推進議員連盟結成 ・金森トシエ（読売新聞）、新聞社初の女性部長に 7月・第1回全日本女子柔道選手権大会 9月・私たちの男女雇用平等法をつくる会発足 10月・ベトナムの母と子を支援する会発足 ・松井やより、朝日新聞初の女性支局長（立川）に	6月・「国連婦人の10年」1980年世界会議第1回準備委員会開催（ウィーン） 7月・イギリス、世界初の体外受精児誕生 9月・第33回国連総会、国連婦人の10年後期重点目標を就業・健康・教育の3点に決定

年	国内の動向			国際動向 (女性関連)
	国立女性教育会館の動き	女性に関する政策等	女性に関する動き	
1979 (昭和 54)	2月・第1回「婦人学級研究会」開催 ・「アジアの女性」写真展開催 3月・日本家屋（響書院）・茶室（和庵）完成 6月・体育施設・日本家屋等落成披露 9月・第1次「婦人国内研修受入事業」開始 10月・国連婦人の10年・1980年世界会議事務局補佐・エリザベス・リード氏来館 ・「婦人教育情報」創刊 11月・情報図書室開室 12月・第1回家庭教育研究セミナー開催	4月・家庭基盤充実構想連絡会議設置（議長：官房長官） 6月・国際人権規約批准	5月・石原一子、高島屋取締役、女性初の1部上場企業役員に 6月・日本女性学会誕生 11月・第1回東京国際マラソン、国際陸連初の公認の女子マラソン ・国際児童日本大会 ・国連婦人の10年中間年日本大会実行委員会発足	5月・英国、サッチャー首相、初の女性首相に 8月・「国連婦人の10年」1980年世界会議第2回準備委員会開催（ニューヨーク） 9月・国際児童世界会議開催（モスクワ） 11月・「国連婦人の10年」ESCAP地域会議開催（ニューデリー） 12月・第34回国連総会、「女性に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」の採択
1980 (昭和 55)	2月・第1回「全国婦人教育交流集会」開催 7月・第1回女性学講座開催 12月・ユネスコ「婦人のための教育・訓練・雇用に関する国際セミナー」開催	1月・労働省、男女平等問題専門家会議 5月・「民法」及び「家事審判法」の一部改正（配偶者相続分3分の1から2分の1へ引き上げ）（1981年施行） 6月・第15回婦人問題企画推進会議、「女子差別撤廃条約」署名を決定	1月・高橋展子、女性初の大使（デンマーク）に 2月・田中寿美子、女性初の社会党副委員長に ・並木久枝、初の女性航空官試験合格 3月・吉川寿栄、女性初の国鉄駅長（山陰線乃木駅）に 5月・伊藤登子、女性初の最高裁調査官に 12月・戦争への道を許さない女たちの連絡会発足	4月・OECD、初めて「婦人の雇用に関するハイレベル会議」を開催（パリ） 6月・ビグジス・フィンボゴドティル、女性初のアイスランド大統領就任 7月・国連女性の10年中間年世界会議（第2回世界女性会議 コペンハーゲン）、国連婦人の10年後半期行動プログラム採択 ・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（婦人差別撤廃条約）」署名 ・「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択
1981 (昭和 56)	5月・「婦人問題書誌の書誌」発行 11月・第1回婦人教育国際交流事業（婦人の社会参加と生涯教育）開催	5月・婦人問題企画推進本部、「婦人に関する施策の推進のための『国内行動計画』後期重点目標」設定 6月・「母子福祉法」改正公布（1982年4月施行）、「母子及び寡婦福祉法」と改称など ・「児童福祉法」改正公布・施行、ベビーホテルなどに対し、立入調査権限	1月・猿橋勝子、女性初の日本学術会議会員に 7月・神戸商船大学、82年度入試から女子の受験も認めることを決定、国立大学の全てが女子に門戸開放	6月・スイス、憲法に男女同権を明記する法案、国民投票で可決 ・「ILO第156条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）」採択 9月・婦人差別撤廃条約発効
1982 (昭和 57)	3月・「図書目録第1編」発行 4月・情報図書室、図書複写サービス開始 5月・常陸宮妃殿下会館御視察 6月・皇太子殿下、同妃殿下（現天皇、皇后両陛下）会館御視察	4月・「旅行業法」改正公布（1983年4月施行）、売春ツアーへの旅行者の関与禁止	2月・第2回国連軍縮特別総会へ向けて婦人の行動を広げる会発足 5月・全国婦人保護事業推進会議発足 7月・核兵器廃絶と軍縮を実現するために婦人の行動を広げる会発足	2月・アガタ・バーバラ、女性初のマルタ大統領に選出 4月・女子差別撤廃条約に関する委員会（CEDAW）発足 12月・フランス、下院で職業上の男女平等法可決
1982 (昭和 57)	7月・第2代館長に志熊敦子が就任 ・第1回「家庭教育学級研究会」開催 11月・開館5周年記念事業実施「婦人教育の充実をめざして—学習と実践の輪を—」		7月・大貫映子、ドーバー海峡単独水泳横断 8月・優生保護法改正阻止連絡協議会発足	・第37回国連総会で「国際平和と協力促進への婦人の参加に関する宣言」を採択

年	国内の動向			国際動向 (女性関連)
	国立女性教育会館の動き	女性に関する政策等	女性に関する動き	
1983 (昭和 58)	5月・「高等教育における女性学関連講座開設状況調査」を開始 10月・「OECD,CERI家庭教育国際セミナー」(日本初の家庭教育関係国際セミナー)開催 11月・第1回「女性の学習活動専門講座」開催		2月・優生保護法改正をすすめる生命尊重国會議員連盟発足 3月・高齢化社会をよくする会発足 ・優生保護法改正慎重派、母性の福祉を推進する議員連盟発足 5月・アジア女子労働者交流センター発足 9月・東京・強姦支援センター発足 11月・財団法人市川房枝記念会発足、市川房枝基金を創設	2月・国連婦人の10年1985年世界会議の第1回準備会議開催(ウィーン) 5月・国連経済社会理事会、「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止」採択 6月・スイス、下院で女権拡張法案可決
1984 (昭和 59)	9月・「雑誌目録」発行 11月・「NWECC Newsletter」創刊	7月・「国籍法」、「戸籍法」一部改正、父母両系主義へ(1985年1月施行) ・男女雇用機会均等法案衆議院で可決、参院で継続審議	4月・増田れい子、女性初の日本記者クラブ賞受賞	1月・欧州議会、「婦人の権利に関する欧州憲章」を採択、EC10ヶ国の男女の機会均等・賃金の平等原則を規定 2月・国連婦人の10年1985年世界会議のための第2回準備委員会(ウィーン) 3月・国連アジア・太平洋経済社会委員会(ESCAP)、国連婦人の10年世界会議のための地域政府間会議開催 8月・第16回汎太平洋東南アジア婦人協会国際大会開催
1985 (昭和 60)	3月・第1回「家庭教育国際セミナー(母親の就業と家庭教育)」開催 5月・情報協力者会議「婦人教育情報センター基本構想」を報告 ・文部科学省科学研究費特定研究補助事業「急増する母親の就労に伴う家庭生活の変動と家庭・地域社会の次世代育成力の活性化に関する総合的調査研究」に協力 8月・機関誌「会館だより」を「国立婦人教育会館ニュース」に名称変更 10月・「世界の女性雑誌展」開催 ・「情報に関する婦人教育国際セミナー」開始	2月・外務省国連婦人差別撤廃条約批准準備室、「婦人」を「女子」に改める 4月・生活保護基準の男女格差解消 5月・「国民年金法」改正(1986年4月施行)、女性の年金確立 6月・「男女雇用機会均等法」公布(1986年4月施行) ・「女子差別撤廃条約」批准(7月発効) 7月・「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法」公布(1986年7月施行) 10月・婦人問題企画推進本部、「西暦2000年に向けての全国会議」開催、初の女性関係功労者表彰式	4月・女性による民間教育審議会(女性民教審) 11月・「国連婦人の10年」推進議員連盟、「国連婦人2000年」推進議員連盟に改称 ・婦人年連絡会、「国連婦人の10年日本大会—平等・発展・平和・2000年に向けての行動」開催	3月・ユネスコ第4回成人教育会議(パリ)、「学習権」宣言採択 6月・第71回ILO総会、雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議採択 7月・国連女性の10年ナイロビ会議(第3回世界女性会議、ナイロビ)「西暦2000年に向けて女性の地位向上をめざす将来戦略ナイロビ将来戦略」採択 9月・スイス、民法改正、結婚での男女平等
1986 (昭和 61)	2月・第1回「婦人教育シンポラス調査研究会」開催 ・第1回「婦人国際交流集会」開催 4月・「婦人教育史に関する調査研究」開始 12月・アジア・太平洋経済社会委員会(ESCAP)主催、「婦人情報ネットワークシステムの開発に関する地域セミナー」開催	1月・「女子労働基準規則」制定 3月・婦人問題企画推進会議に代わり、婦人問題企画推進有識者会議発足 4月・「男女雇用機会均等法」施行 ・臨時教育審議会、「教育改革に関する第2次答申」発表(生涯学習体系への移行、家庭の教育力の回復、社会の教育の活性化等) 6月・労働省、第1回男女雇用機会均等月間実施 7月・教育課程審議会総会、中学・高校家庭科の男女共学選択必修を打ち出す	3月・矯風会、女性の家HELP開所式 4月・財団法人女性職業財団発足 9月・土井たか子、社会党委員長に就任、日本初の女性党首誕生	

年	国内の動向			国際動向 (女性関連)
	国立女性教育会館の動き	女性に関する政策等	女性に関する動き	
1987 (昭和 62)	4月・第3代館長に前田瑞枝が就任 ・婦人教育研究会「統計にみる女性の現状」を刊行(男女共同参画統計の調査研究のスタート) 5月・会館利用者延べ100万人達成 8月・運営委員会会長に縫田嘩子就任 11月・開館10周年記念事業開催 ・婦人教育情報センター開所	5月・婦人問題企画推進本部、「西暦2000年に向けての新国内行動計画—男女共同参加型社会の形成を目指す」決定 9月・「所得税法」改正公布(10月施行)、配偶者特別控除制度創設 ・「労働基準法」改正公布(1988年4月施行)、女子保護規定一部廃止、母性保護規定の拡充 12月・教育課程審議会答申で中学、高校の家庭科、男女共修、必修の導入確定	1月・日本で初のエイズ患者認定(女性) 2月・喫煙と健康女性会議結成 6月・女性民間教育審議会、女たちの教育改革最終提言で集会 9月・国際女性の地位協会設立総会	3月・イタリア、男性の育児休暇認める
1988 (昭和 63)	4月・「婦人の社会参加のためのプログラム開発」開始	7月・文部省、社会教育局を生涯学習局へ改組・拡充	12月・国際婦人年連絡会、「2000年に向けての民間行動計画」発表	12月・ベナジール・ブット、パキスタン首相に就任、イスラム教国の女性初の指導者となる
1989 (昭和 64・平成元)	11月・国立婦人教育会館「女性学国際セミナー」開催 12月・第1回「女性に関する情報担当研修会」開催	3月・文部省、新学習指導要領告示、高等学校の家庭科の男女必修化および中学校の技術・家庭科の男女同一の教育課程 ・第1回婦人の生涯学習に関する懇談会 4月・国家公務員採用III種試験(郵政B)についての女子の受験制限を撤廃、すべての国家公務員採用試験で女性の受験制限なくなる	5月・和泉雅子、女性で世界初、北極点へ 7月・参議院選挙で過去最高の22人の女性当選者 8月・森山真弓、女性初の内閣官房長官に ・短大を含めた大学進学率、女子が男子を初めて上回る 10月・第2東京弁護士会、セクシュアル・ハラスメント1日電話相談	11月・国連総会、「児童の権利に関する」条約採択
1990 (平成 2)	1月・第1回「海外婦人教育情報専門家情報処理研修事業」(ODA事業)実施 11月・第1回「国立婦人教育会館出前講座」開催	4月・文部省、「婦人の社会参加支援特別推進事業」開始 6月・厚生省、1989年の合計特殊出生率は史上最低の1.57と発表(1.57ショック) 8月・健やかに子どもを生き育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議設置 12月・婦人問題企画推進本部、「西暦2000年に向けての全国会議—ナイロビ将来戦略の見直しを受けて」開催	2月・国際協力事業団(JICA)、「開発と女性」援助研究会設置 ・池川順子、女性初の4年制公立大学長(高知県立高知女子大学)に 3月・赤松良子、女性初の法制審議会委員に	5月・国連経済社会理事会、「婦人の地位の向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 6月・ILO総会、「夜業に関する条約(第171号)」採択
1991 (平成 3)	1月・中型汎用コンピュータを導入 7月・オンライン情報検索サービス(WINET女性学習情報システム)を開始	5月・「育児休業法」公布、男女とも取得可能に(1992年4月施行) ・婦人問題企画推進本部、「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定	11月・PKO法案に反対し、平和をつくる女性たちの会発足	1月・緒方貞子、日本人初の国連難民高等弁務官に就任 6月・第78回ILO総会、「女子労働者のためのILO活動に関する決議」採択
1991 (平成 3)	11月・第1回「女と男のジョイントフォーラム」開催	10月・「育児休業等に関する法律施行規則」及び育児休業等に関する法律に基づく「事業主が講ずべき措置に関する指針」公布・告示(1992年4月施行) 12月・「公務員の育児休業関係法」公布(1992年4月施行)		
1992 (平成 4)	4月・「青年男女の固定的な性別役割分担意識は正のためのプログラム研究」開始 ・学習情報データベースサービス開始 「女性及び家族に関する統計の調査研究」開始	1月・日本政府、従軍慰安婦問題で韓国に公式謝罪 6月・「看護婦等人材確保法」公布(11月施行) 7月・労働省、「介護休業制度等に関するガイドライン」を策定 12月・河野洋平官房長官、初代婦人問題担当大臣に就任 ・森山真弓、文部大臣初の女性就任	2月・防衛大学校が女子学生受入、初の入試で女子合格者72名 ・全国フェミニスト議員連盟発足 ・地球環境・女性連絡会議発足	6月・環境と開発に関する国連会議(リオデジャネイロ) 7月・藤井紀代子、女性初のILO東京支局長に 11月・ユニフェム(国連女性開発基金)日本国内委員会発足

年	国内の動向			国際動向 (女性関連)
	国立女性教育会館の動き	女性に関する政策等	女性に関する動き	
1993 (平成 5)	4月・事業課に研究員を配置・科学研究費補助金取扱い規程が規定する「研究機関」となる(「アジアにおける女性政策と女性の社会参加に関する調査研究」) ・「社会教育における女性学教育の内容と方法に関する調査研究」開始	1月・総理府、第1回「婦人問題に関する全国女性リーダー会議」開催 ・第1回フォーラム家庭教育を開催 4月・中学校での家庭科の男女必修完全実施 6月・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」公布(12月施行) 7月・婦人問題企画推進本部、「男女共同参画型社会づくりに関する推進体制の整備について」を決定 10月・第4回世界女性会議日本国内委員会発足	1月・西野瑞穂、女性初の国立大学病院長(徳島大学)に 8月・土井たか子、女性初の衆議院議長に	6月・世界人権会議「ウイーン宣言」採択 10月・キム・キャンベル、カナダ初の女性首相に就任 12月・国連総会第3委員会、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択
1994 (平成 6)	3月・館内情報ネットワーク(LAN)敷設 ・パソコン通信システム「WINET-BBS」導入 4月・国立婦人教育会館将来構想検討委員会「国立婦人教育会館の将来構想について」を報告 ・「開発と女性に関する文化横断的調査研究」開始	1月・第4回世界女性会議日本国内委員会NGO部会設置 3月・労働省、男女雇用機会均等法指針改正(4月施行)、時間外労働の女子保護規定緩和の経過措置など 4月・高等学校での家庭科の男女必修実施 ・児童の権利条約を批准 6月・総理府に男女共同参画審議会、総理府男女共同参画室設置 12月・「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)を策定	2月・高橋久子、女性初の最高裁判事に 7月・向井千秋、スペースシャトル・コロンビアに搭乗、日本女性として初めて宇宙飛行	1月・第7回女性差別撤廃委員会開催(ニューヨーク) ・国際家族年 6月・国連アジア・太平洋経済社会委員会(ESCAP)、世界女性会議準備会議開催、「ジャカルタ宣言」採択 ・ILO総会、「パートタイムに関する条約(175号)」採択 9月・国際人口・開発会議、「カイロ宣言及び行動計画」採択 10月・第1回東アジア女性フォーラム
1995 (平成 7)	4月・第4代館長に大野曜が就任 ・事業課に客員研究員を配置 文部省委嘱「新教育メディア研究開発事業」実施 ・「女性及び家族に関する学習情報の調査」開始 9月・文部省委嘱フォーラム家庭教育開催 11月・「第4回世界女性会議・NGOフォーラム北京'95特別展示」開催 12月・ホームページをインターネット上で公開	3月・住民票の統柄をすべて「子」に統一するよう通知 6月・「農業者年金基金法」改正公布(1996年4月施行)、農業経営の妻にも年金加入権 ・「育児休業法」一部改正法公布、介護休業制度の法制化(10月施行、介護休業1999年4月施行) ・ILO「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約=家族的責任条約(156号)」批准 7月・「女性のためのアジア平和国民基金」発足	5月・ボーイスカウト日本連盟、女子の加入を認める 9月・北京JAC発足	3月・国連社会開発サミット、「コペンハーゲン宣言及び行動計画」採択 8月・NGOフォーラム北京'95 9月・第4回国連世界女性会議(北京)、「北京宣言及び行動綱領」採択 10月・ウェレレイ首相、ハイチに初の女性
1996 (平成 8)	1月・第1回「NWEC(国立婦人教育会館)アドバンストコース」を開催 4月・「都市化社会の進行と家族・地域の教育機能に関する調査研究」開始 8月・第1回「女性学・ジェンダー研究フォーラム」開催 11月・会館利用者延べ200万人達成 12月・ホームページ上で家庭教育マルチメディアデータベースを公開	1月・第1回全国ボランティア活動推進連絡協議会開催 2月・法制審議会、民法改正要綱を法務大臣に答申、選択的夫婦別姓制度の導入、婚外子相続差別の撤廃等を盛り込む 6月・優生保護法を一部改正し、「母体保護法」公布(9月施行)、障害者差別規定を削除 7月・男女共同参画審議会、答申「男女共同参画ビジョン-21世紀の新たな価値の創造」 9月・総理府、男女共同参画推進連携会議(えがりでネットワーク)発足 12月・男女共同参画推進本部、「男女共同参画2000プラン」策定	4月・城西国際大学大学院、初の女性学専攻修士課程開設 5月・お茶の水女子大学に国立大学で初のジェンダー研究センター開設	6月・ILO総会、家内労働者に対し企業労働者と同等な待遇を与えることを目指す「家内労働条約」を採択 8月・子どもの商業的搾取に反対する世界会議(ストックホルム)開催
1997 (平成 9)	1月・愛称「ヌエック」(NWEC)に決定 ・「女性の教育問題担当官セミナー」開催 4月・「開館ニュース」を「ヌエックニュース」に名称変更 5月・開館20周年記念事業「公開シンポジウム」開催 6月・第1回「婦人教育施設職員のためのセミナー」開催	1月・文部省内に「男女共同参画推進連絡会議」を設置(官房長裁定) 3月・「男女共同参画審議会設置法」及び「男女共同参画審議会令」公布(4月施行) 5月・経済企画庁、家事等の無償労働の価値を試算した「無償労働の貨幣価値について」を発表 6月・「児童福祉法」一部改正法公布、保育所選択利用制度、母子生活支援施設等(1998年4月施行) ・「男女雇用機会均等法・労働基準法」改正公布(1999年4月施行、一部1997年1月、1998年4月施行)、募集・採用・配置・昇進の差別禁止、セクシュアル・ハラスメントの防止、「女子保護」規定撤廃等	6月・第39次南極観測観測隊に初めての女性越冬隊員 ・日本ジェンダー学会発足	

年	国内の動向			国際動向 (女性関連)
	国立女性教育会館の動き	女性に関する政策等	女性に関する動き	
1997 (平成 9)	<p>8月・第1回「教師のための男女平等教育セミナー」開催 ・第1回「女性の生涯学習のための地域セミナー」開催 ・運営委員会会長に神田道子就任 9月・「女性施設とボランティアを考える」スエックボランティアの主催で開催 10月・国立婦人教育会館研究紀要創刊 11月・開館20周年記念事業「女性と生涯学習国際フォーラム」開催、シンボルマーク決定 ・開館20周年記念「女性の交流フェスティバル」開催</p>	<p>7月・松原亘子、女性初の事務次官に就任(労働省) ・文部省内に「教育機関におけるセクシュアル・ハラスメントへの対策に関する省内検討会」の設置 12月・「介護保険法」公布(2000年4月施行)</p>	<p>9月・男女平等をすすめる教育全国ネットワーク 第1回全国交流集会 ・キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワーク、初の全国会議を開催(京都) 10月・参議院創設50周年を記念して、女性国会開会 11月・性と健康を考える女性専門家の会発足</p>	<p>10月・「戦争と女性への暴力」に関する国際会議</p>
1998 (平成 10)	<p>3月・「WINET情報」創刊 4月・「男女共同参画の視点に立った家庭教育推進方策に関する調査研究」の開始 ・「地域の子育てに環境づくりに関する調査研究」の開始 ・社会教育実習生の受入開始 9月・第1回「家庭・地域で担う子育て支援セミナー」開催</p>	<p>3月・「特定非営利活動促進法」公布(12月施行) 4月・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律」一部施行、母子保護に関する規定 ・文部省、生涯学習局婦人教育課に家庭教育支援室を新設 ・児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令公布・施行 5月・「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」の一部を改正する法律公布(1999年4月一部施行) 7月・文部省、生涯学習局婦人教育課を男女共同参画学習課に発展的改組 8月・「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布(1999年4月一部施行) 9月・「労働基準法」改正(1999年4月施行)、深夜・休日・時間外労働における女性就業規制撤廃</p>	<p>4月・篠塚英子、女性初の日銀審議委員に 5月・埼玉医科大学倫理委員会、性同一性障害の女性患者の性転換手術を国内で初めて承認 ・日本DV防止・情報センター発足 6月・女性連帯基金発足 ・「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク(パウネット・ジャパン)発足 12月・介護者ネットワーク発足 ・NPO法人JWS(スポーツに関わる女性を支援する会)発足</p>	<p>1月・アジア太平洋監視機構第1回会議(インド・チェンディガール)</p>
1999 (平成 11)	<p>1月・HPからWINETデータベース、研修室・宿泊室予約状況を公開 4月・文部科学省委嘱により「全国ボランティア情報提供・相談窓口事業」開始 9月・「高齢社会に向けての男女共同参画学習に関する調査研究」開始 12月・「女性関連施設等情報ネットワーク研究協議会」開始 ・「グアテマラ地方行政コース」開始</p>	<p>2月・事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針を公布 4月・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律、及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の施行 5月・「児童買春・ポルノ処罰法」公布(11月施行) 6月・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・内閣総理大臣を主宰とする「少子化への対応を推進する国民会議」設置 7月・「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律」公布(12月施行) 11月・「児童買春・児童ポルノ処罰法」施行 12月・少子化対策推進関係閣僚会議において「少子化対策推進基本方針」決定 ・「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画(新エンゼルプラン)」を作成</p>	<p>6月・WIN WIN発足</p>	<p>7月・第11回国際女性技術者・科学者会議、初めての日本での開催 8月・アジア・太平洋地域NGOシンポジウム(タイ) 10月・第43回国連女性の地位委員会で「女子差別撤廃条約の選択議定書」を採択</p>

年	国内の動向			国際動向 (女性関連)
	国立女性教育会館の動き	女性に関する政策等	女性に関する動き	
2000 (平成 12)	<p>3月・スエック女性情報ニューシステム“WinetCASS”公開</p> <p>4月・「女性のエンパワーメントのための生涯学習拡充方策に関する調査研究」(韓国女性開発院との共同研究)の開始</p> <p>・「女性(婦人)教育シソーラスに関する調査研究」開始</p> <p>・女性関連施設職員のためのICT習得サポートプロジェクトの開始</p> <p>5月・「エル・ネット家庭教育セミナー」実施</p> <p>8月・「女性学・ジェンダー研究国際フォーラム」開催</p> <p>・国連特別総会「女性2000年会議」特別展示実施</p>	<p>5月・「刑事訴訟法」改正公布(一部を除き11月施行)、性犯罪の告訴期間の撤廃など</p> <p>・「ストーカー規制法」公布(11月施行)</p> <p>・「児童虐待防止法」公布(11月施行)</p> <p>7月・労働省、男女雇用機会均等基本方針策定</p> <p>・総理府、男女共同参画審議会答申「女性への暴力に関する基本的方策について」</p> <p>8月・男女共同参画推進本部、「国の審議会等における女性委員の登用について」決定</p> <p>・警察庁、ストーカー対策重点推進計画策定</p> <p>12月・「男女共同参画基本計画」閣議決定</p>	<p>2月・均等待遇2000年キャンペーン発足</p> <p>9月・高橋尚子、シドニー五輪女子マラソン優勝、陸上日本女子で初</p> <p>・日本学術会議「女性科学者の環境改善に関する要望書」を森首相に提出</p> <p>11月・女性2000年NGO日本大会</p>	<p>5月・国連総会、「児童売買・児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約選択議定書」(仮称)を採択(ニューヨーク)</p> <p>6月・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)、政治宣言と成果文書を採択</p> <p>7月・ILO母性保護条約の改定案採択</p> <p>9月・国連ミレニアム開発目標宣言</p> <p>11月・国連総会、国際組織犯罪条約(仮称)及びいわゆる「人の密輸」議定書を採択(ニューヨーク)</p>
2001 (平成 13)	<p>1月・名称を「国立女性教育会館」と改称</p> <p>4月・独立行政法人国立女性教育会館設立、初代理事長に大野曜が就任</p> <p>・第1期中目標期間開始</p> <p>・「ジェンダー統計に関する調査研究」開始</p> <p>・「女性の学習関心と学習行動に関する国際比較調査」開始</p> <p>・「ジェンダーの視点に立った家庭教育の内容と方法に関する調査研究」開始</p> <p>・「女性及び家族に関する学習情報の調査研究」(高等教育機関における女性学関連科目等の調査研究)開始</p> <p>・「女性の生涯学習に関する日韓比較研究」(文部科学省科学研究費補助金基盤研究B)開始</p> <p>5月・TICT(Training of ICT)サイト公開</p> <p>6月・第1回「女性関連施設職員のためのセミナー」開催</p> <p>7月・独立行政法人国立女性教育会館運営委員会設置(8月第1回委員会開催)</p> <p>11月・第1回「女性情報国際フォーラム」開催</p> <p>・第1回「国際女性情報処理研修」開始</p> <p>12月・遠隔情報発信事業開始</p>	<p>1月・中央省庁等再編に伴い、内閣府に男女共同参画会議および男女共同参画局を設置、厚生労働省に雇用均等・児童家庭局が発足</p> <p>・第1回男女共同参画会議、「仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会」設置</p> <p>4月・男女共同参画会議、「基本問題専門調査会」「女性に対する暴力に関する専門調査会」「苦情処理・監視専門調査会」「影響調査専門調査会」設置</p> <p>・「配偶者間における暴力防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行</p> <p>5月・各府省男女共同参画推進本部設置</p> <p>・「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」決定</p> <p>6月・男女共同参画推進本部、「女性国家公務員の採用・登用等について」、「女性に対する暴力をなくす運動について」決定</p> <p>・男女共同参画会議、「仕事と子育ての両立支援策の方針に関する意見」決定</p> <p>・第1回男女共同参画週間</p> <p>7月・「仕事と子育ての両立支援策について」閣議決定</p> <p>10月・男女共同参画会議基本問題専門調査会、「選択的夫婦別氏制度に関する審議の中間まとめ」</p> <p>11月・「育児・介護休業法」改正公布(一部を除き2002年4月施行)、子どもの看護休暇制度導入、育児・介護休暇の取得理由の不利益取扱い禁止など</p>	<p>1月・『女性の憲法年』連絡会発足集会</p> <p>2月・JAWW(日本女性監視機構)発足</p> <p>6月・均等待遇2000年キャンペーンが均等待遇アクション2003に改組</p>	<p>6月・国連日ユーゴスラビア国際戦犯法廷訴訟判事に多谷千香子</p> <p>・国連エイズ特別総会開催(ニューヨーク)</p> <p>8月・「人種主義・人種差別・外国人排斥およびそれに関連する世界会議」開催(ダーバン)</p> <p>12月・横浜で第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議開催(外務省、ユニセフなど)</p>
2002 (平成 14)	<p>2月・第1回「女性のエンパワーメント支援セミナー」開催</p> <p>・第1回「女性の教育推進セミナー」開始</p> <p>4月・「子育てサークル等支援に関する調査研究」開始</p> <p>・「女性及び家族に関する学習情報の調査研究」(女性及び家族に関する統計データベースに関する調査研究)開始</p>	<p>2月・男女共同参画会議に「アフガニスタンの女性支援に関する懇談会」設置</p>		<p>4月・猪口邦子、軍縮会議代表部大使に</p>

年	国内の動向			国際動向 (女性関連)
	国立女性教育会館の動き	女性に関する政策等	女性に関する動き	
2002 (平成 14)	6月・第1回「子育てサークル交流支援研究協議会」開催 11月・研究国際室設置 ・「子育てネットワーク等子育て支援団体についての情報提供の在り方に関する調査研究」開始(平成14年度文部科学省委託事業)	10月・男女共同参画会議、「男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強化に向けた意見」決定、男女共同参画推進会議基本問題専門調査会「女性のチャレンジ支援策について 中間まとめ」 11月・政府税制調査会が税制改革最終答申で配偶者特別控除の廃止を明記 12月・男女共同参画会議影響調査専門調査会「『ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム』に関する報告」	10月・理工系学会が連携する男女共同参画学協会が設立集会	8月・持続可能な開発に関する世界サミット(ヨハネスブルク)
2003 (平成 15)	4月・「女性のキャリア形成支援に関する調査研究」開始 ・「女性と男性に関する統計の調査研究」開始 ・「生涯学習の活用と女性のキャリア形成に関する調査研究」開始 ・「女性研究者ネットワーク支援のための調査研究」を開始し、その一環として「女性研究者ネットワーク支援のための懇談会」を開催 ・「女性教育のための衛生通信システム等プログラム発信事業に関する調査」開始 6月・スエック公開シンポジウム「日韓女性の生涯学習／平生学習」開催 ・第1回「子育てネットワーク研究交流協議会」開催 7月・第1回「男女共同参画を進めるための学校教育セミナー」実施 9月・「家庭教育支援における行政と子育て支援団体との連携についての調査研究」実態調査開始(平成15年度文部科学省委託事業)	4月・男女共同参画会議、「女性のチャレンジ支援策の推進に向けた意見」決定 6月・男女共同参画会議、「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 7月・男女共同参画会議苦情処理・監視専門調査会「男女共同参画に関わる情報の収集・整理・提供に関する調査検討結果について」 ・「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 ・「性同一性障害者特例法」公布(2004年7月施行) ・「少子化社会対策基本法」公布(9月施行) 12月・労働政策審議会、仕事と家庭の両立支援対策の充実について建議	10月・人身売買禁止ネットワーク発足 12月・ジェンダー法学会創立総会	1月・ソウルに韓国女性の歴史を専門に扱う初の常設展示館が開館 6月・第29回国連女子差別撤廃委員会(日本政府報告に対する最終コメント)間接差別、女性に対する暴力、トラフィッキング(人身取引)マイノリティ女性・婚外子差別の問題を指摘 10月・イランの女性弁護士シリ・エパディ、ノーベル平和賞受賞
2004 (平成 16)	2月・第1回「女性関連施設相談担当者実務研修」実施 4月・第2代理事長に神田道子が就任 7月・第1回「キャリア形成支援推進セミナー」実施 ・「家庭教育に関する国際比較調査」開始 ・「男女共同参画社会形成のための学習プログラム研究」開始 6月・第1回「女性関連施設管理職セミナー」開催 7月・第1回「キャリア形成支援推進セミナー」開催 ・「女性の生涯学習国際フォーラム」開催 8月・「男女共同参画のための女性学・ジェンダー研究・交流フォーラム」開催 10月・NWECプログラム開始(第1回は「与謝野晶子の生き方」) 11月・第1回「国立女性教育会館地域セミナー」実施	4月・男女共同参画推進本部「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」決定 6月・「配偶者間における暴力防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正公布(12月施行)、元配偶者への拡大、暴力概念の拡大など ・「少子化社会対策大綱」決定 ・2003年の合計特殊出生率が1.29と初めて1.2台に ・「労働者派遣法」改正公布(2004年3月施行)、製造業への派遣解禁など 10月・「監視・影響調査専門調査会」設置 12月・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」施策 ・人身取引対策に関する関係省庁連絡会議において「人身取引対策行動計画」を策定 ・「刑法等の一部を改正する法律」(性犯罪について法定刑引上げ、集団強姦等の新設)公布(2005年1月施行) ・「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律」(2005年4月施行) ・少子化社会対策会議、「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について(子ども・子育て応援プラン)」を決定	4月・フェミニスト経済学日本フォーラム設立総会 7月・扇千景、女性初の参議院議長に 12月・第1回F.GENS(ジェンダー研究のフロンティア)シンポジウム(お茶の水女子大)	6月・米国務省の人身売買報告書で日本は監視対象国に 10月・マクタイ、アフリカ女性初のノーベル平和賞受賞

年	国内の動向			国際動向 (女性関連)
	国立女性教育会館の動き	女性に関する政策等	女性に関する動き	
2005 (平成 17)	<p>1月・「国別研修 カンボジア」開始</p> <p>4月・「人身取引とその防止・教育・啓発に関する調査研究」開始</p> <p>・「女性アーカイブセンター機能に関する調査研究」開始</p> <p>・「多様なキャリア形成を支援するための情報提供システムに関する調査研究」開始</p> <p>・女性のキャリア形成支援サイト構築</p> <p>8月・スウェット公開シンポジウム「女子高校生夏の学校」開催</p> <p>10月・第1回「女性のチャレンジ支援アドバイザー等研修」開催</p> <p>11月・日本統計協会から「統計活動奨励賞」を受賞</p> <p>・「配偶者からの暴力被害者支援基礎セミナー」開催</p> <p>12月・「女性の学習国際フォーラム」開催</p>	<p>2月・内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」で、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に反対する人が初めて賛成派を上回る</p> <p>6月・「刑法等の一部を改正する法律」公布(7月施行)、人身売買罪の新設</p> <p>7月・男女共同参画会議、男女共同参画基本計画の改定に向けた「基本的な考え方」を首相に答申</p> <p>9月・少子化と男女共同参画に関する専門調査会「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書」公表</p> <p>11月・「皇室典範に関する有識者会議」が女性・女系天皇容認の報告書</p> <p>12月・人事院、「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」の改定</p> <p>・「次世代育成支援対策推進法改正」公布・施行</p> <p>・女性の再チャレンジ支援策検討会議、「女性の再チャレンジ支援プラン」決定</p> <p>・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定</p>	<p>1月・永井多恵子、女性初のNHK副会長に</p> <p>2月・女性『九条の会』発足</p> <p>6月・有期雇用全国ネットワーク発足記念シンポジウム</p> <p>8月・わたしの戦争と平和資料館が東京都新宿区に開館</p>	<p>1月・コンドリーザ・ライス、アメリカ史上初の黒人女性国務長官誕生</p> <p>2月・ティモシエンコ、ウクライナ初の女性首相</p> <p>2月・国連女性の地位委員会49会期(北京+10)(ニューヨーク)</p> <p>5月・クウェート、女性参政権認められる</p> <p>6月・クウェート初の女性閣僚誕生</p> <p>・プムジレ・ムランボスカ、南アフリカ初の女性副大統領</p> <p>8月・第4回世界女性会議10周年記念会議(北京)</p> <p>11月・メルケル、ドイツ初の女性首相</p> <p>・エレン・ジョンソン・サーリーフ、リベリア初の女性大統領</p>
2006 (平成 18)	<p>1月・女子栄養大学と連携協定を締結</p> <p>・「配偶者からの暴力被害者支援応用セミナー」開催</p> <p>2月・日本女子体育大学と連携協定を締結</p> <p>・「人身取引問題に関する国際シンポジウム」開催</p> <p>・「配偶者からの暴力被害者支援管理職セミナー」開催</p> <p>3月・第1回「女子学生のキャリア教育・就活支援者セミナー」開催</p> <p>・「読売・NWEC女性アカデミア21」開催</p> <p>4月・第2期中期目標期間開始</p> <p>・国の行政改革により、非公務員化へ移行</p> <p>・韓国両性平等教育振興院と交流・協力協定を締結</p> <p>・女性情報ポータル「Winet」公開</p> <p>・女性アーカイブ構築開始</p> <p>・「女性関連施設に関する調査研究」、「家庭教育・次世代育成支援のためのプログラムに関する調査研究」、「女性のキャリア形成支援のためのプログラムに関する調査研究」、「男女共同参画に関する統計の調査研究」開始</p> <p>6月・利用者300万人を超える</p> <p>・第1回「女性関連施設・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」開催</p> <p>7月・第1回「女性のキャリア形成支援推進研修」開催</p> <p>・毎日小学生新聞70周年記念事業「めざせ!食育マイスター」開催</p>	<p>4月・男女共同参画推進本部、「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」決定</p> <p>6月・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)公布(10月施行)</p> <p>・「男女雇用機会均等法・労働基準法」改正公布(一部を除き、2007年4月施行)、妊娠・出産等を理由の不利益取扱い禁止の拡大、間接差別の限定列举など</p>	<p>5月・「らいてうの家」が長野県上田市にオープン</p> <p>6月・2005年の合計特殊出生率が1.25と、過去最低を更新</p>	<p>5月・マーガレット・ベケット、英国初の女性外相に</p> <p>・2006世界女性スポーツ会議(まもと(日本オリンピック委員会、JWS(ジュース)など)</p> <p>6月・東アジア男女共同参画担当大臣会合(東京)</p>

年	国内の動向			国際動向 (女性関連)
	国立女性教育会館の動き	女性に関する政策等	女性に関する動き	
2006 (平成 18)	<p>8月・第1回「男女共同参画のための研究と実践の交流推進フォーラム」開催</p> <p>・文部科学省委嘱事業「女子高校生夏の学校」開催</p> <p>9月・韓国女性開発院と研究交流・協力協定を締結</p> <p>12月・「国立女性教育会館・韓国両性平等教育振興院協定締結記念シンポジウム」開催</p>	<p>12月・男女共同参画会議、「女性の再チャレンジ支援プラン」改定</p>		<p>9月・日本・ノルウェー—男女共同参画ジョイントセミナー「2006年のノーラー女性がいかに社会を変えられるか」</p>
2007 (平成 19)	<p>1月・第1回「女性の教育推進セミナーⅡ」実施</p> <p>・第1回「配偶者からの暴力等に関する相談員研修」実施</p> <p>2月・第1回「アジア太平洋地域の女性リーダーエンパワーメントセミナー」実施</p> <p>・「女性のエンパワーメント国際フォーラム（読売・NWECC女性アカデミア21）」開催</p> <p>・「国別研修 アフガニスタン」開始</p> <p>4月・「人身取引の多面的防止・教育・啓発に関する調査研究」、「アーカイブの構築とその活用に関する実践的研究」、「女性の理工系進路選択に関する調査研究」開始</p> <p>9月・「国別研修 ナイジェリア」開始</p> <p>11月・開館30周年記念事業（国際シンポジウム、国際フォーラム）開催</p> <p>・女性アーカイブセンター開設先行展示実施</p> <p>・女性アーカイブデジタル・システム一部公開</p> <p>・開館30周年記念ウォーキングコース設置</p>	<p>5月・男女共同参画会議に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会設置</p> <p>7月・「配偶者暴力防止法」の一部改正</p>		<p>1月・ヒラリー・クリントン米国上院議員、大統領選挙への出馬表明</p>

開館 30 周年を迎える会館を紹介した新聞記事

国内外が認めるナショナルセンター

未来につなぐ 男女共同参画

国立女性教育会館 開館30年

〇一〇

日本の女性教育の拠点として、一九七七年に設立された国立女性教育会館（略称「又エック」）は、開館30周年を迎える。本誌の特集「男女共同参画」に、「又エック」の活動や、開館30周年を記念して行われる「又エック」の歴史を振り返る。また、開館30周年を記念して行われる「又エック」の歴史を振り返る。また、開館30周年を記念して行われる「又エック」の歴史を振り返る。また、開館30周年を記念して行われる「又エック」の歴史を振り返る。

広大な敷地にさまざまな施設

約十万人が参加している「又エック」は、開館30周年を迎える。本誌の特集「男女共同参画」に、「又エック」の活動や、開館30周年を記念して行われる「又エック」の歴史を振り返る。また、開館30周年を記念して行われる「又エック」の歴史を振り返る。また、開館30周年を記念して行われる「又エック」の歴史を振り返る。



日本庭園のS字橋から望む本館と宿泊棟

開館30周年を迎える「又エック」は、開館30周年を迎える。本誌の特集「男女共同参画」に、「又エック」の活動や、開館30周年を記念して行われる「又エック」の歴史を振り返る。また、開館30周年を記念して行われる「又エック」の歴史を振り返る。

▲平成 19 年 10 月 17 日 埼玉新聞教育面に掲載

2

歴代館長、運営委員、外部評価委員一覧

館長・理事長 歴代名簿

氏名	役職名	在任期間
縫田 暁子	館長	昭和52年7月1日～昭和57年7月9日
志熊 敦子	館長	昭和57年7月10日～昭和62年3月31日
前田 瑞枝	館長	昭和62年4月1日～平成7年3月17日
大野 曜	館長	平成7年4月1日～平成13年3月31日
	理事長	平成13年4月1日～平成16年3月31日
神田 道子	理事長	平成16年4月1日～現在

独立行政法人国立女性教育会館運営委員会委員 歴代名簿

<第1期>

任期：平成13年8月1日～平成15年7月31日		
氏名	所属等	備考
◎目黒 依子	上智大学教授	委員及び会長在任期間： 平成13年8月1日～平成15年3月31日
◎山本 和代	社団法人大学婦人協会会長	会長在任期間： 平成15年5月7日～7月31日
尼川 洋子	ドーンセンター企画推進グループディレクター	
荒井 桂	埼玉県東松山市教育委員会教育委員長	
小山 茂夫	株式会社サンルート常務取締役	外部評価に関するワーキンググループ委員
坂本 純子	新座子育て支援ネットワーク推進委員	外部評価に関するワーキンググループ委員
笹井 宏益	国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官	外部評価に関するワーキンググループ委員
汐見 稔幸	東京大学教授	
鈴木 恭子	ガールスカウト日本連盟千葉県支部83団リーダー	
墨 威宏	共同通信社記者	
高鳥 肇久	国連広報センター所長	委員在任期間： 平成13年8月1日～平成14年7月31日
田中 由美子	独立行政法人国際協力機構（JICA）国際協力専門員	外部評価に関するワーキンググループ委員
中田 和子	全国地域婦人団体連絡協議会理事	
中村 紀伊	全国女性会館協議会会長	
波平 恵美子	お茶の水女子大学ジェンダー研究センター長	
野上 武利	埼玉県経営者協会専務理事	
政野 澄子	福井県生活学習館（ユニーアイふくい）館長	

◎は会長、所属等は就任時のもの

<第2期>

任期：平成15年8月1日～平成17年7月31日		
氏名	所属等	備考
◎天野正子	東京女学館大学国際教養学部教授	
青木玲子	越谷市男女共同参画支援センター所長	
荒井桂	埼玉県東松山市教育委員会教育委員長	
池上清子	国連人口基金東京事務所長	
岩澤まり子	筑波大学図書館情報学系教授	
坂本純子	新座子育てネットワーク代表	外部評価に関するワーキンググループ委員
笹井宏益	国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官	外部評価に関するワーキンググループ委員
汐見稔幸	東京大学教育学研究科教授	
墨威宏	共同通信社文化部記者	委員在任期間：平成15年8月1日～平成17年2月10日 外部評価に関するワーキンググループ委員
田中由美子	独立行政法人国際協力機構（JICA）国際協力総合研修所国際協力専門員	外部評価に関するワーキンググループ委員
波平恵美子	お茶の水女子大学ジェンダー研究センター長	委員在任期間：平成15年8月1日～平成16年8月31日
館かおる	お茶の水女子大学ジェンダー研究センター長	委員在任期間：平成16年9月1日～平成17年7月31日
中田和子	全国地域婦人団体連絡協議会副会長	
中村紀伊	全国女性会館協議会会長	
野上武利	埼玉県経営者協会専務理事	外部評価に関するワーキンググループ委員
平松昌子	国際婦人年連絡会世話人	
広岡守穂	中央大学法学部教授	
政野澄子	福井県生活学習館（ユウ・アイふくい）館長	
村松泰子	東京学芸大学教育学部教授	
脇田直枝	電通EYE相談役	
渡邊秀樹	慶應義塾大学文学部教授	委員在任期間：平成15年8月1日～平成17年2月10日

◎は会長、所属等は就任時のもの

<第3期>

任期：平成17年8月1日～平成19年7月31日		
氏名	所属等	備考
◎天野正子	東京女学館大学国際教養学部教授	
青木玲子	越谷市男女共同参画支援センター所長	
稲葉喜徳	埼玉県教育委員会教育長	委員在任期間：平成17年8月1日～平成18年5月31日
島村和男	埼玉県教育委員会教育長	委員在任期間：平成18年6月1日～平成19年7月31日
岩田喜美枝	株式会社資生堂取締役執行役員	
岩田三代	日本経済新聞社編集局生活情報部編集委員	委員在任期間：平成17年8月1日～平成19年2月16日
江上節子	財団法人21世紀職業財団理事	
大日向雅美	恵泉女学園大学大学院教授	
北村節子	読売新聞調査研究本部主任研究員	
鈴木陽子	独立行政法人国際協力機構（JICA）国際協力専門員	
高山正也	慶應義塾大学文学部教授	
館かおる	お茶の水女子大学ジェンダー研究センター長	
中畔都舎子	全国地域婦人団体連絡協議会会長	
中村紀伊	全国女性会館協議会会長	
野上武利	埼玉県経営者協会専務理事	
平松昌子	国際婦人年連絡会世話人	
広岡守穂	佐賀県立女性センター・生涯学習センター（アバンセ）館長	
古野陽一	子育てネットワーク研究会世話人	
三輪建二	お茶の水女子大学文教育学部教授	

◎は会長、所属等は就任時のもの

<第4期>

任期：平成19年8月1日～平成21年7月31日		
氏名	所属等	備考
◎天野正子	東京女学館大学学長	
青木玲子	全国女性会館協議会常任理事	
江上節子	早稲田大学公共経営研究科 客員教授	
大島照美子	財団法人新潟県女性財団理事長	
大日向雅美	恵泉女学園大学・大学院教授	
北村節子	読売新聞調査研究本部主任研究員	
郷通子	国立大学法人お茶の水女子大学学長	
後藤祥子	日本女子大学理事長／学長	
鷺谷万里	日本IBM株式会社執行役員	
島村和男	埼玉県教育委員会教育長	
鈴木陽子	独立行政法人国際協力機構(JICA)国際協力専門員	
高山正也	独立行政法人国立公文書館理事	
中畔都舎子	全国地域婦人団体連絡協議会会長	
野上武利	社団法人埼玉県経営者協会専務理事	
平松昌子	国際婦人年連絡会世話人	
広岡守穂	中央大学教授	
古野陽一	子育てネットワーク研究会世話人	
三輪建二	国立大学法人お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授	
宗像道子	共同通信社編集委員	

◎は会長、所属等は就任時のもの

独立行政法人国立女性教育会館外部評価委員会委員名簿

任期：平成18年3月3日～平成20年3月31日		
氏名	所属等	備考
◎笹井宏益	国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官	
有馬真喜子	財団法人横浜市男女共同参画推進協会顧問	
鹿嶋敬	実践女子大学人間社会学部教授	委員在任期間：平成18年3月3日～19年6月1日
澤野由紀子	聖心女子大学文学部助教授	
松下俱子	独立行政法人国立少年自然の家理事長	
三隅佳子	財団法人アジア女性交流・研究フォーラム理事長	

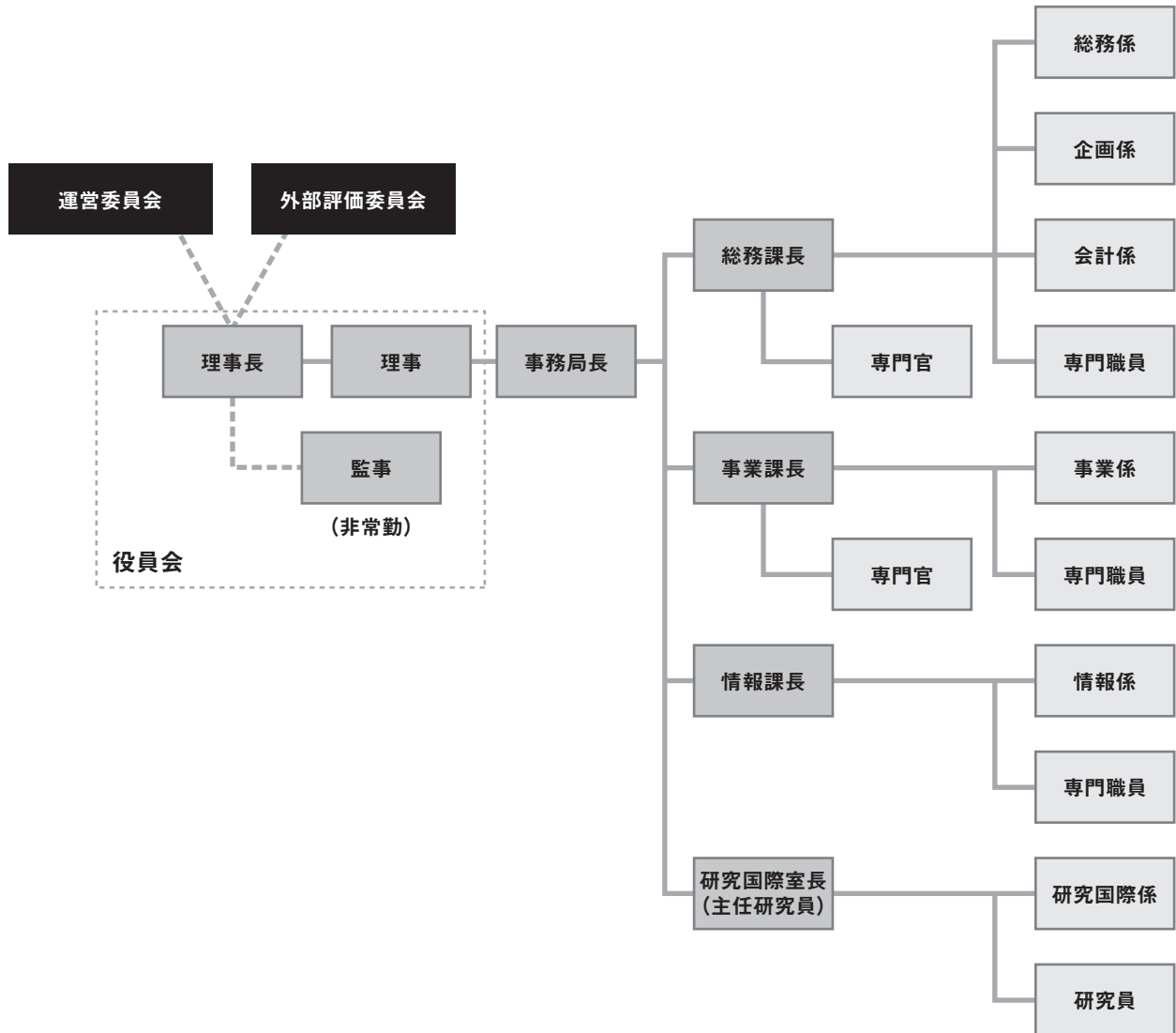
◎は委員長、所属等は就任時のもの

3

組織、法令、規程

組織図

(平成19年10月1日現在)



■ 組織の変遷

昭和52年(1977)年7月	国立婦人教育会館設置(文部省の附属機関として庶務課、事業課をもって発足)
昭和53年(1978)年4月	情報交流課設置
平成5年(1993)年4月	事業課に研究員配置
平成13年(2001)年1月	国立婦人教育会館から国立女性教育会館に改称
平成13年(2001)年4月	独立行政法人に移行
平成14年(2002)年4月	庶務課から総務課に改称
平成14年(2002)年11月	研究国際室設置(事業課の研究員を配置換え) 情報交流課から情報課に組織変更 (情報交流課にあった国際交流係を廃止し、研究国際室に国際企画係を設置)
平成19年(2007)年7月	国際企画係から研究国際係に変更

独立行政法人国立女性教育会館法（平成11年12月22日法律第168号）

目次

- 第一章 総則（第一条-第五条）
- 第二章 役員及び職員（第六条-第十条）
- 第三章 業務等（第十一条・第十二条）
- 第四章 雑則（第十三条）
- 第五章 罰則（第十四条・第十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人国立女性教育会館の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立女性教育会館とする。

（会館の目的）

第三条 独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）は、女性教育指導者その他の女性教育関係者（第十一条第一項において「女性教育指導者等」という。）に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする。

（事務所）

第四条 会館は、主たる事務所を埼玉県に置く。

（資本金）

第五条 会館の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

- 2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会館に追加して出資することができる。
- 3 会館は、前項又は附則第六条第一項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

（役員）

第六条 会館に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

- 2 会館に、役員として、理事一人を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して会館の業務を掌理する。

- 2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。
- 3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第九条 会館の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十条 会館の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

（業務の範囲）

第十一条 会館は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 女性教育指導者等に対する研修のための施設を設置すること。
- 二 前号の施設において女性教育指導者等に対する研修を行うこと。
- 三 第一号の施設を女性教育指導者等に対する研修のための利用に供すること。
- 四 女性教育指導者等に対する研修に関し、指導及び助言を行うこと。
- 五 女性教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。
- 六 女性教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- 七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

- 2 会館は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、同項第一号の施設を一般の利用に供することができる。

（積立金の処分）

第十二条 会館は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。
- 3 会館は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則 (主務大臣等)

第十三条 会館に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

第五章 罰則

第十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会館の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十二条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

附 則 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第二条 会館の成立の際現に文部科学省の機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、会館の成立の日において、会館の相当の職員となるものとする。

第三条 会館の成立の際現に前条の政令で定める機関の職員である者のうち、会館の成立の日において引き続き会館の職員となったもの（次条において「引継職員」という。）であって、会館の成立の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、会館の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、会館の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、会館の成立の前日の属する月の翌月から始める。

(会館の職員となる者の職員団体についての経過措置)

第四条 会館の成立の際現に存する国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十八条の二第一項に規定する職員団体であって、その構成員の過半数が引継職員であるものは、会館の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

- 2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、会館の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。
- 3 第一項の規定により労働組合となったものについては、会館の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

(権利義務の承継等)

第五条 会館の成立の際、第十条第一項に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、会館の成立の時において会館が承継する。

- 2 前項の規定により会館が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から会館に対し出資されたものとする。
- 3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、会館の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第六条 前条に規定するもののほか、政府は、会館の成立の時において現に建設中の建物等（建物及びその建物に附属する工作物をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものを会館に追加して出資するものとする。

- 2 前項の規定により政府が出資の目的とする建物等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、会館の設立に伴い必要な経過措置その他の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

文部科学省令第三十一号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十四条第一項、第三十七条、第三十八条第一項及び第四項、第四十八条第一項並びに第五十条、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第五条第二項並びに独立行政法人通則法等の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成十二年政令第三百二十六号）第三十九条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、独立行政法人国立女性教育会館に関する省令を次のように定める。

平成十三年三月三十日
文部科学大臣 町村 信孝

独立行政法人国立女性教育会館に関する省令

(業務方法書に記載すべき事項)

第一条 独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第百六十八号。以下「会館法」という。）第十条第一項第一号に規定する施設の設置に関する事項
- 二 会館法第十条第一項第二号に規定する研修に関する事項
- 三 会館法第十条第一項第三号に規定する施設の供用に関する事項
- 四 会館法第十条第一項第四号に規定する指導及び助言に関する事項
- 五 会館法第十条第一項第五号に規定する調査及び研究に関する事項
- 六 会館法第十条第一項第六号に規定する情報及び資料の収集、整理及び提供に関する事項
- 七 会館法第十条第一項第七号に規定する附帯業務に関する事項
- 八 会館法第十条第二項に規定する施設の供用に関する事項
- 九 業務委託の基準
- 十 競争入札その他契約に関する基本的事項
- 十一 その他会館の業務の執行に関して必要な事項

(中期計画の作成・変更に係る事項)

第二条 会館は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに（会館の最初の事業年度の属する中期計画については、会館の成立後遅滞なく）、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 会館は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(中期計画記載事項)

第三条 会館に係る通則法第三十条第二項第七号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 施設及び設備に関する計画
- 二 人事に関する計画
- 三 中期目標期間を超える債務負担
- 四 積立金の使途

(年度計画の作成・変更に係る事項)

第四条 会館に係る通則法第三十一条第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 会館は、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。（各事業年度の業務実績の評価に係る事項）

第五条 会館は、通則法第三十二条第一項の規定により各事業年度における業務の実績について独立行政法人評価委員会の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後三月以内に文部科学省の独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。

(中期目標期間終了後の事業報告書の文部科学大臣への提出に係る事項)

第六条 会館に係る通則法第三十三条の事業報告書には、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標期間の業務の実績の評価に係る事項)

第七条 会館は、通則法第三十四条第一項の規定により各中期目標期間における業務の実績について独立行政法人評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標期間の終了後三月以内に文部科学省の独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。

(会計の原則)

第八条 会館の会計については、この省令の定めるところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

- 2 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。
- 3 平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準は、この省令に準じるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

(会計処理)

第九条 文部科学大臣は、会館が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

(財務諸表)

第十条 会館に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表の閲覧期間)

第十一条 会館に係る通則法第三十八条第四項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。

(短期借入金の認可の申請)

第十二条 会館は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 借入れ又は借換えを必要とする理由
- 二 借入れ又は借換額の額
- 三 借入先又は借換先
- 四 借入れ又は借換の利率
- 五 償還の方法及び期限
- 六 利息の支払いの方法及び期限
- 七 その他必要な事項

(重要財産の範囲)

第十三条 会館に係る通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産は、土地及び建物並びに文部科学大臣が指定するその他の財産とする。

(重要財産の処分等の認可)

第十四条 会館は、通則法第四十八条第一項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下この条において「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 処分等に係る財産の内容及び評価額
- 二 処分等の条件
- 三 処分等の方法
- 四 会館の業務運営上支障がない旨及びその理由

(積立金の処分に係る申請書の添付書類)

第十五条 会館に係る独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第五条第二項に規定する文部科学省令で定める書類は、同条第一項に規定する中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該年度の損益計算書とする。

（評価に関する庶務）

第十六条 会館法附則第五条第三項及び第六条第二項に規定する評価に関する庶務は、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課において処理する。

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第十六条の規定は公布の日から施行する。

(成立の際の会計処理の特例)

第二条 会館の成立の際に会館法附則第五条第二項の規定により会館に出資されたものとされる財産のうち償却資産については、第九条第一項の指定があったものとみなす。

独立行政法人国立女性教育会館業務方法書

(目的)

第一条 独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）は、独立行政法人国立女性教育会館法（平成11年法律第168号。以下「会館法」という。）第3条に規定する目的を達成するため、その業務に関し、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第1項の規定に基づき、この業務方法書を定める。

(業務執行の基本原則)

第二条 会館の業務は、法令及びこの業務方法書の定めるところに従い、適正かつ確実な運営を期するとともに、女性教育指導者その他の女性教育関係者（以下「女性教育指導者等」という。）に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資するよう執行されなければならない。

(研修のための施設の設置)

第三条 会館は、会館法第11条第1項第1号に規定する施設として、次に掲げるものを設置する。

- 一 宿泊室
- 二 研修室・実技研修室
- 三 女性教育情報センター
- 四 体育館
- 五 プール
- 六 食堂
- 七 その他の附属施設

(施設運営の基本原則)

第4条 会館の研修のための施設は、常に良好な状態において管理され、適切かつ効率的に運営されなければならない。

(休業日等)

第5条 会館の休業日は、1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで、並びに前条の基本原則の達成のため、施設の利用状況を勘案し、あらかじめ施設・設備の整備を行う日として別に定める日とする。

2 会館は、前項に定める休業日の他、天災その他やむを得ない事情があるときは、臨時に利用者の受入れを行わないことができる。

(施設の貸付け)

第6条 会館は、特に必要があると認めるときは、施設を別に定める規定により、適当と認める者に適正な対価を徴収のうえ貸付け、これを運営させることができる。

(研修)

第7条 会館は、会館法第11条第1項第2号の業務として、次に掲げる業務を実施するものとする。

- 一 女性教育指導者等に対する研修事業
- 二 女性教育指導者等に対する交流事業（国際交流を含む。）

(研修利用の提供)

第8条 会館は、会館法第11条第1項第3号の業務として、第3条各号に規定する施設を女性教育指導者等の利用に供するものとする。

2 前項の利用に当たっては、第2条に規定する基本原則に適合するよう施設使用料その他の利用条件について利用規則を定めなければならない。

(指導及び助言)

第9条 会館は、会館法第11条第1項第4号の業務として、第3条各号に規定する施設を利用する女性教育指導者等に対し、研修及び施設利用に関する指導・助言等の業務を実施するものとする。

(調査及び研究)

第10条 会館は、会館法第11条第1項第5号の業務として、次に掲げる業務を実施するものとする。

- 一 女性教育に関する専門的な調査及び研究
- 二 家庭教育に関する専門的な調査及び研究
- 三 女性教育施設等への研究成果の普及

(情報及び資料の収集・整理・提供)

第11条 会館は、会館法第11条第1項第6号の業務として、第3条に規定する女性教育情報センターにおいて、女性教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供する業務を実施するものとする。

(附帯業務)

第12条 会館は、会館法第11条第1項第7号の業務として、次に掲げる業務を実施するものとする。

- 一 ボランティアの養成及び活動の場の提供
- 二 その他利用者の利便を図るための業務

(施設的一般利用)

第13条 会館は、会館法第11条第2項の規定に基づき、業務の遂行に支障のない範囲内で、第3条各号に規定する施設を一般の利用に供することができる。

2 前項の利用に当たっては、施設使用料その他の利用条件について第8条第2項に基づく利用規則において定める。

(業務委託の基準)

第14条 会館が、会館以外の者に委託する業務は、委託することが自ら実施するよりも所要時間、経済性等において有利であり、委託することによりすぐれた成果を得ることが十分に期待されるものでなければならない。

(競争入札その他契約に関する基本的事項)

第15条 会館は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付すものとする。ただし、予定価格が少額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。

(業務細則の作成)

第16条 会館は、この業務方法書に定めるものの他、会館の業務に関し必要な細則を定めることができる。

附 則

この業務方法書は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この業務方法書は、平成18年4月1日から施行する。

1 第1期中期目標・中期計画（平成13年度～17年度）

独立行政法人国立女性教育会館の中期目標

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人国立女性教育会館が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会にとっての最重要課題となっている。

男女共同参画社会を実現するためには、国民一人一人が男女共同参画についての意識や自立の意識を有することが不可欠であり、その意識の涵養のために、教育・学習の果たす役割は極めて重要である。

また、女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画するための資質と能力の向上を図ることが必要であり、このため、女性の多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応する教育・学習機会の充実が求められている。

さらに、男女が相互に人格を尊重し、相手の立場を理解し、助け合うような人間形成を図るため、男女共同参画の視点に立った家庭教育が求められている。

このような中で、独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）は、女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性の資質・能力の向上や地位の向上に資する女性教育の振興を図り、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）に基づく男女共同参画基本計画（平成12年12月12日閣議決定）を踏まえ、男女共同参画社会の形成を促進していく重要な役割を担っている。

このため、会館は、女性教育に関するナショナルセンターとして、国内外の女性関連施設・機関等と連携を図りつつ、次のような先駆的及び中核的拠点としての役割を果たしていく必要がある。

- (1) 女性教育関係者の実践的な研修機関としての役割
- (2) 女性教育・家庭教育に関する専門的・実践的な調査研究機関としての役割
- (3) 女性及び家庭・家族に関する国内外の情報センターとしての役割
- (4) 女性教育に関する国際交流・協力機関としての役割
- (5) 女性関連施設及び女性団体・グループ等のネットワーク形成及び交流の拠点としての役割

このような役割を果たすため、会館の中期目標は、以下のとおりとする。

I 中期目標の期間

会館が実施する業務は、女性教育に関するモデル的な学習プログラムや教材の研究開発等の調査研究など、その成果を得るまでに長期間を要するものが多いことから、中期目標の期間は、平成13年4月1日から平成18年3月31日までの5年間とする。

II 業務運営の効率化に関する事項

関係機関・団体等との連携・協力、外部委託の推進や業務運営の見直し等を通じ、経費の合理化を図る。

具体的には、運営費交付金を充当して行う業務については、国において実施されている行政コストの効率化を踏まえ、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%の業務の効率化を図る。

ただし、新規に追加される業務、拡充業務分等はその対象としない。

III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 研修事業の充実

(1) 男女共同参画及び女性の自発的学習を促進するため、全国の女性教育指導者その他女性教育関係者に対して研修を実施し、指導者としての資質・能力の向上及び女性団体、女性関連施設等における女性教育に関する事業活動の促進を図る。

(2) 国際的規模での男女共同参画社会の形成に資するため、海外の女性教育関連政府機関及びN G Oの指導者等に対する研修事業の充実を図り、国際協力の推進を図る。

(3) 会館が主催または共催する研修事業に参加した者のうち、毎年度平均で80%以上（任意抽出調査）が研修事業に満足し、研修効果が高まるよう、参加者のニーズに対応した研修内容・方法の充実を図る。

2 交流事業の充実

(1) 女性団体・グループ等のネットワーク形成及び交流の拠点として、国内外の女性教育関係者が幅広く参加し、相互に学習活動の発表や情報交換などができるよう交流機会の充実を図り、女性団体・グループ等における女性教育に関する事業活動の促進を図る。

(2) 会館が主催または共催する交流事業に参加した者のうち、毎年度平均で80%以上（任意抽出調査）が交流事業に満足し、交流事業の効果が高まるよう、参加者のニーズに対応した研修内容・方法の充実を図る。

3 調査研究事業の充実

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に資するため、専門的な研究課題の明確化を図り、その課題を解決するために有効な学習プログラムや教材の研究開発等に関する調査研究事業の充実を図る。
具体的には、特に、少子高齢化、高度情報化等社会の変化に対応した学習プログラム・教材の開発、男女共同参画の視点からの女性教育・家庭教育の内容と方法に関する調査研究及び女性情報に関する調査研究を進める。
調査研究の実施に当たっては、全国の女性関連施設、生涯学習関連施設・機関等の調査研究の状況を踏まえ、これらとの連携・協力を図る。
- (2) 国内外の研究機関との共同研究を推進し、調査研究内容の充実を図る。
- (3) 調査研究の成果を広く一般に普及するとともに、その成果の活用の促進を図る。
- (4) 調査研究体制の整備・充実を図る。

4 情報事業の充実

- (1) 男女共同参画社会の形成及び女性の多様な学習に必要な女性、家庭・家族に関する国内外の情報の収集・整理・提供を推進するため、女性教育情報センター機能の充実を図る。
- (2) 女性及び家庭・家族に関する情報について、平成17年度までに28万件をデータベース化し、利用者が必要とする情報をより効率的かつ正確に提供することができる女性情報システムを構築するとともに、会館ホームページへのアクセス件数について、平成17年度に20万件を達成するよう、情報提供サービスの充実を図る。
- (3) 学習者の多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応するため、インターネットや衛星通信システムを活用した遠隔発信事業の充実を図る。

5 受入事業の充実

- (1) 会館を利用した団体・個人等のうち、毎年度平均70%以上（任意抽出調査）が利用に対して満足するよう、各種サービスの質的向上を図る。
- (2) 利用者の視点に立った快適な研修環境の形成のための施設整備を進めることとし、特に、障害者、高齢者に配慮した施設とする。
- (3) 会館の事業活動における援助等を行う会館ボランティアの活動の充実を図ることにより、利用者へのサービスの向上を図る。

6 広報活動の充実

- (1) 女性教育に関するナショナルセンターとして、国民に広く会館の事業等を公表するため、広報資料の充実を図る。
- (2) 若い世代の男女共同参画意識を高めるとともに、女性教育指導者等の育成に資するため、若い年齢層を中心に新規利用者の利用促進を図る。

IV 財務内容の改善に関する事項

自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適切な財務内容の実現を図る。

1 自己収入の増加

積極的に外部資金、施設使用料等、自己収入の増加に努める。また、自己収入額の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努める。

2 固定的経費の節減

管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図る。

V その他業務運営に関する重要事項

1 施設・設備に関する事項

長期的な視野に立った計画的な施設整備を推進するとともに、施設・設備の維持保全を行い、安全性の確保を図る。

独立行政法人国立女性教育会館の中期計画

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第三十条の規定に基づき、独立行政法人国立女性教育会館の中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を定める。

独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）は、女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的としている。

このため、会館は、女性教育に関するナショナルセンターとして、会館の中期目標（平成13年4月1日から平成18年3月

31日までの5年間)に掲げられた役割を果たすため、業務の質の向上及び業務の効率化を目指し、特に次のようなことを実施していく必要がある。

- (1) 女性教育関係者の実践的な研修機関として、女性のエンパワーメントの促進及び男女共同参画意識の涵養を図るための研修を実施し、女性教育指導者等の資質・能力の向上を図るとともに、女性団体、女性関連施設等における女性教育に関する事業活動を促進する。
- (2) 女性教育・家庭教育に関する専門的・実践的な調査研究機関として、男女共同参画社会の形成の促進に資する教育・学習プログラム及び教材の開発に関する調査研究を実施するとともに、その研究成果を普及・活用する。
- (3) 女性及び家庭・家族に関する国内外の情報センターとして、学習者のニーズに対応した女性情報システムの整備・充実を行うなど女性教育情報センター機能の充実を図るとともに、インターネットや衛星通信システムを活用した遠隔発信事業を実施する。
- (4) 女性教育に関する国際交流・協力機関として、海外の女性情報に関する指導者等に対して研修事業を実施するとともに、国際交流事業を開催し、国際協力及び国際的な情報ネットワークの形成を促進する。
- (5) 女性関連施設及び女性団体・グループ等のネットワーク形成及び交流の拠点として、国内外の女性教育関係者が幅広く参加し、相互に学習活動の発表や情報交換などができる交流機会を提供し、女性団体・グループ等における女性教育に関する事業活動を促進する。
- (6) 上記の業務の実施に当たっては、関係機関・団体等との連携・協力を推進する。
このため、中期目標の期間中における会館の中期計画は、以下のとおりとする。

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

国において実施されている行政コストの効率化を踏まえ、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%の業務の効率化を図る。ただし、新規に追加される業務、拡充業務分等はその対象としない。

具体的には、以下に掲げることを通じて経費の合理化を図る。

- 1 関係機関等との共催事業の開催
会館が実施する主催事業について、女性会館・女性センター等の女性関連施設・団体等と連携・協力して共催事業を毎年度企画・実施する。
- 2 男女共同参画社会の形成の促進に資する学習プログラムの共同開発
男女共同参画社会の形成の促進に資する少子高齢化、高度情報化、国際化等の社会の変化に対応した学習プログラムについて、女性会館・女性センター等の女性関連施設・団体と連携・協力して学習プログラムの共同開発を行う。
- 3 生涯学習関連機関等との女性、家庭・家族に関するデータベースの共同構築
 - (1) 女性関連施設データベースの共同構築
女性会館・女性センター等の女性関連施設と連携・協力して、5年間で200件の女性関連施設に関するデータベースの共同構築を行う。
 - (2) 高等教育機関における女性学関連科目データベースの共同構築
大学・短大等の高等教育機関と連携・協力して、5年間で100件の女性学関連科目に関するデータベースの共同構築を行う。
- 4 外部委託の推進
 - (1) 利用受付・案内業務
会館利用者に対する利用の受付・案内業務の外部委託化について検討を行い、平成14年度から試行し、平成15年度から実施する。
 - (2) 施設使用料収納業務
会館利用者に対する施設使用料の収納業務の外部委託化について検討を行い、平成16年度から試行し、平成17年度から実施する。
- 5 事務、事業、組織、施設管理等の見直しによる業務運営の効率化
 - (1) 企画・事業運営分析機能の組織強化
法人組織として明確な方針の下に、事業が運営できるよう内部組織の見直しにより、企画、事業運営分析機能の強化を図る。
 - (2) 自己点検・評価及び外部有識者による評価体制の導入
業務運営に関して自己点検・評価及び外部評価を実施し、当該評価結果を反映した組織・業務運営を行う。

- (3) 施設の有効利用の推進
施設の利用状況を調査するとともに、施設の有効利用のための計画を策定し、施設の有効利用の推進を図る。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 研修事業の充実

- (1) 女性のエンパワーメント（自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となること。）の促進を図るため、女性教育指導者等を対象に、女性教育・家庭教育に関する事業の企画・立案及び団体・グループ等の活動の推進に必要な専門的知識・技術の習得などを図る研修事業を毎年度実施する。
- (2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の支援を図るため、家庭教育指導者等を対象に、男女が共に担う子育て及び地域活動への参加促進、子育て不安の解消などを図る研修事業を毎年度実施する。
- (3) 男女共同参画の意識を高めるため、女性教育指導者等を対象に、男女平等に関する教育の充実や地域の課題解決に向けた実践的な研修事業を毎年度実施する。
- (4) 女性会館・女性センター等女性関連施設の職員としての資質・能力の向上を図るため、事業の企画・運営等に必要な知識・技術を身につける研修事業を毎年度実施する。
- (5) アジア・太平洋地域における政府機関及びN G Oの女性情報に関する指導者の育成及びそのネットワークの形成の促進を図るため、情報処理・活用に関する知識及び技術の習得などを図る研修事業を毎年度実施する。
- (6) 研修効果を高めるため、参加者の研修事業に対するアンケート調査等により、その満足度を調査・分析し、その成果を研修事業の内容・方法に反映する。

2 交流事業の充実

- (1) 男女共同参画社会の形成に向けた研究、教育、実践活動を行っている団体・グループ等が多様なテーマによるワークショップ（100程度）を企画運営できる交流事業を毎年度実施し、女性のエンパワーメントと女性の人権の確立に資する活動の推進及びネットワーク形成の促進を図る。
- (2) 男女共同参画社会の形成に向けた多様な学習活動を展開している地域の女性教育関係団体関係者を対象に、日頃の学習成果の報告、実践活動の発表、情報交換などを行う全国的な交流事業を毎年度実施し、団体の学習活動の推進及びネットワーク形成の促進を図る。
- (3) 国際的な女性のエンパワーメントの促進に資するため、世界各国の女性の教育問題等に関して、国際的視野からの研究協議及び交流を行う「国際フォーラム」を毎年度実施し、国際的な情報ネットワーク形成の促進を図る。
- (4) 交流事業の効果を高めるため、参加者の交流事業に対するアンケート調査等により、その満足度を調査・分析し、その成果を交流事業の内容・方法に反映する。

3 調査研究事業の充実

- (1) 少子高齢化、高度情報化等の社会の変化に対応した学習プログラム・教材の開発に関する調査研究として、「高齢社会に向けての男女共同参画学習に関する調査研究」、「ジェンダー統計に関する調査研究」を実施する。
- ① 「高齢社会に向けての男女共同参画学習に関する調査研究」は、高齢期における豊かなライフスタイルの実現に向けた男女共同参画に関する学習を促進するため、男女共同参画の視点に立った高齢男女の生活と意識に関する調査研究を行い、高齢社会における家族等をテーマとした学習プログラムを平成13年度までに開発する。
- ② 「ジェンダー統計に関する調査研究」は、国内外で作成されている統計データを男女共同参画の視点から調査分析し、女性の現状を客観的に把握することができる統計資料を平成17年度までに作成する。
- (2) 男女共同参画の視点からの女性教育及び家庭教育の内容と方法に関する調査研究として、「女性のエンパワーメントのための生涯学習拡充方策に関する調査研究」、「ジェンダーの視点に立った家庭教育の内容と方法に関する調査研究」を実施する。
- ① 「女性のエンパワーメントのための生涯学習拡充方策に関する調査研究」は、女性の生涯学習の実態について男女共同参画の視点からの解明及び国際比較を行い、生涯学習としての女性のエンパワーメント達成に有効な学習プログラムを平成14年度までに開発する。
- ② 「ジェンダーの視点に立った家庭教育の内容と方法に関する調査研究」は、男女共同参画社会の形成に必要な基礎知識や学習支援方法について調査研究を行い、その成果をまとめ、家庭教育を支援する者向けの学習プログラム及び学習教材を平成13年度までに開発する。
- (3) 女性情報に関する調査研究として、「女性及び家族に関する学習情報の調査研究」、「女性教育シソーラスに関する調査研究」などを実施する。
- ① 「女性及び家族に関する学習情報の調査研究」は、高等教育機関における女性学関連分野の教育・研究動向を調査し、その

- 成果を踏まえて平成13年度までに報告書を作成するとともに、データベース化を図る。
- ② 「女性教育シソーラスに関する調査研究」は、情報機能の充実を図るため、女性教育関連用語の新しい概念構造を体系化し、それに基づいた女性教育シソーラスを平成13年度までに作成する。
 - ③ 「女性教育のための衛星通信システム等プログラム発信事業に関する調査研究」は、衛星通信システムやインターネットを介したビデオ・オン・デマンド方式等による情報発信事業の在り方等について調査研究し、遠隔情報発信に適切な教育・学習プログラムを平成17年度までに開発する。
- (4) 国内外の研究機関との共同研究として、女性の学習関心と学習行動に関する国際比較調査・研究を平成13年度から実施し、その成果を踏まえて、女性の社会参画に向けた知識・技術の習得のための学習プログラムを平成17年度までに開発する。
- (5) 調査研究の成果を広く一般に普及するため、研究紀要、調査研究報告書等を刊行するとともに、学習教材を広く提供する。また、その成果を公開シンポジウム等で発表するなど各種主催・共催事業に活用する。
- (6) 調査研究体制の整備・充実を図る。
- ① 平成13年度から客員研究員の拡充を図るとともに、平成17年度から研究課題の公募制等を導入する。
 - ② 科学研究費補助金等の外部資金を積極的に活用する。

4 情報事業の充実

- (1) 女性及び家庭・家族に関する分野における国内外の情報資料（図書、地方行政資料、逐次刊行物等）を計画的に収集・整理し、広く利用者に提供するとともに、レファレンスサービス（毎年度1,000件）、文献複写サービス（毎年度150件）などによる情報提供の充実を図る。
- (2) 女性関連施設等における情報活用方法、情報機能の連携の在り方等について研究協議を毎年度行い、各施設・職員間の情報ネットワークの形成の促進を図る。
- (3) 女性情報システムの構築・充実
- ① 女性情報関連のデータベース群、ホームページ等を合わせて一挙に検索することができる「女性情報CASS」と、国内外の女性情報に関するホームページを横断的に検索することができる「女性情報HP-CASS」の整備・充実を図る。
 - ② 女性関連施設のデータベースの整備・充実のため、情報提供施設自身等によるデータ更新により、迅速で正確な入力・更新を平成17年度までに450件実施する。
 - ③ 高等教育機関における女性学関連科目データベースの整備・充実のため、情報提供機関自身等によるデータ更新により、迅速で正確な入力・更新を平成17年度までに950件実施する。
 - ④ 女性の状況を把握する上で重要な550件の統計データベースの整備・充実を平成17年度までに実施する。
 - ⑤ 男女共同参画社会の形成に関する分野の有識者の人物データベースを整備するための調査、検討を行う。
- (4) 家庭教育に関する支援団体や関係機関からの情報提供（インターネットによる掲示板形式）を平成14年度までに整備し、双方向の情報発信の充実を図る。
- (5) 遠隔情報発信事業の実施
- ① 学習プログラムのより多くの人々への普及を図るために、インターネットによる24時間ビデオ オン デマンド（VOD）方式で各種プログラム発信事業を平成13年度から試行的に行い、平成17年度までに実施する。
 - ② 学習プログラムのより多くの人々への普及を図るために、衛星通信システムによる各種プログラム発信事業を平成13年度から試行的に行い、平成17年度までに実施する。

5 受入事業の充実

- (1) 会館利用に関するわかりやすい案内書等を平成13年度までに作成・配布するとともに、会館利用者に対する学習プログラム等に関する相談（毎年度2,000件）や学習に必要な情報の提供（毎年度1000件）の充実を図る。
- (2) 施設の夜間利用を進め、女性教育情報センターについては、平成13年度から夏期の金・土曜日は21時まで、研修施設については、平成15年度から原則21時まで延長する。
- (3) ホームページ等を活用した会館の事業情報・施設情報及びデータベースの情報提供サービスの充実を図る。
- (4) 体の不自由な利用者に配慮した施設整備を推進するため、エレベーター、トイレ等の改修を進め、利用者へのサービスの向上を図る。
- (5) 主催事業及び受入事業における受付案内、施設案内、実技指導等ボランティアの活動の場を充実することにより、利用者へのサービスの向上を図る。
- (6) 会館ボランティアの資質向上を図るための研修を毎年度4回実施する。

6 広報活動の充実

- (1) 事業実施成果に係る刊行物など広報関係資料の内容の充実を図る。
- (2) 関係機関、民間企業等から広報面等において可能な限り協力が得られるよう積極的に働きかけるものとする。
- (3) 若い年齢層等の利用者の新規開拓を図るため、学生向けの利用案内パンフレット等の作成や大学訪問など広報活動の充実を図る。

III 予算、収支計画及び資金計画

- 1 期間全体に係る予算（人件費の見積りを含む。）
別紙1のとおり
- 2 期間全体に係る収支計画
別紙2のとおり
- 3 期間全体に係る資金計画
別紙3のとおり

IV 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額：1億円
- 2 想定される理由
運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。

V 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

VI 剰余金の使途

- 1 研修事業の充実
- 2 情報資料の収集・提供の充実

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- 1 施設・設備に関する計画
別紙4のとおり
- 2 人事に関する計画
 - (1) 方針
幅広い人材を確保するため、関係機関・団体等との計画的な人事交流の推進を図る。
 - (2) 人員に係る指標
常勤職員については、その職員数の抑制を図る。
(参考1)
 - 1) 期初の常勤職員数 28人
 - 2) 期末の常勤職員数の見込み 28人
(参考2) 中期目標期間中の人件費総額
中期目標期間中の人件費総額見込み 1,084百万円
但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。
- 3 中期計画期間を超える債務負担
電子計算機の賃貸借期間平成15年度から18年度までの4年度間

別紙 1

平成13年度～平成17年度中期計画予算

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	3,783
施設整備費補助金	1,047
入場料等収入	239
受託収入	65
計	5,134
支出	
業務経費	1,959
うち研修関係経費	1,288
うち調査・研究関係経費	241
うち情報関係経費	430
施設整備費	1,047
受託経費	65
一般管理費	2,063
計	5,134

[人件費の見積り]

期間中総額1,084百万円を支出する。
但し、左記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]
別紙のとおり

<別紙>

1. 運営費交付金の算定ルール

毎事業年度に交付する運営費交付金（A）については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = \{P(y) + (R(y) - \varepsilon(y))\} \times a(\text{係数}) + \varepsilon(y) \cdot B(y) \times \lambda(\text{係数})$$

A(y)：当該事業年度における運営費交付金

a：効率化係数。各府庁の国家公務員について10年間で少なくとも10%の計画的削減を行うこととされている観点から、業務の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

λ：収入調整係数。過去の実績における自己収入に対する収益の割合を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

1) 人件費

毎事業年度の人件費（P）については、以下の数式により決定する。

$$P(y) = P(y-1) \times \sigma(\text{係数})$$

P(y)：当該事業年度における人件費。P(y-1)は直前の事業年度におけるP(y)。

σ：人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率、給与改善率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注) 当該法人における退職手当及び公務災害補償費については、国立女性教育会館役員退職手当規程、国家公務員退職手当法及び国家公務員災害補償法に基づいて支給することとし、毎事業年度に想定される金額を運営費交付金に加算する。

2) 業務経費

毎事業年度の業務経費（R）については、以下の数式により決定する。

$$R(y) = (R(y-1) - \varepsilon(y-1)) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数}) + \varepsilon(y)$$

R(y)：当該事業年度における業務経費。R(y-1)は直前の事業年度におけるR(y)。

ε(y)：特殊業務経費。施設・設備の改修工事、事故の発生等の事由により時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与える規模の経費。各事業年度の予算

編成過程において、当該経費を具体的に決定。ε(y-1)は直前の事業年度におけるε(y)。

β：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

γ：業務政策係数。自己収入に見合う支出を勘案し、また、研究開発の場合には、計画期間中の初期に大きな投資が必要であること、事業の進展により必要経費が変動すること等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

- 3) 受託事業等経費（受託事業実施に伴う間接経費を含む）
毎事業年度の受託事業経費（F）については、以下の数式により決定する。

$$F(y) = F(y-1) \times \omega \text{ (係数)}$$

F(y) : 当該事業年度における受託事業収入の見積り。F(y-1)は直前の事業年度におけるF(y)。

ω : 受託収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

- 4) 受託事業収入
毎事業年度の受託事業経費（F）については、以下のとおりとする。

$$F(y) = F(y-1) \times \omega \text{ (係数)}$$

- 5) 自己収入
毎事業年度の自己収入（B）の見積り額については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = B(y-1) \times \delta \text{ (係数)}$$

B(y) : 当該事業年度における自己収入の見積り。B(y-1)は直前の事業年度におけるB(y)。

δ : 自己収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

[注記] 前提条件

1. 運営費交付金の試算にあたっての係数値

- | | |
|------------------------------------|-----------------------------|
| α : 効率化係数 : $\triangle 1\%$ | β : 消費者物価指数 : 今回は勘案せず |
| γ : 業務政策係数 : 4% | δ : 自己収入政策係数 : 1% |
| ε : 特殊業務経費 : 今回は勘案せず | σ : 人件費調整係数 : 1% |
| λ : 収入調整係数 : 100% | |

2. 施設整備費補助金の算定

施設整備費補助金の金額は、改修（更新）等についての過去5年間の実績額の平均額（4ヶ年分）の982百万円を含んだものとして試算している。

別紙 2

平成13年度～平成17年度収支計画

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	4,109
業務費	2,024
一般管理費	2,024
減価償却費	61
財務費用	-
臨時損失	-
収益の部	
運営費交付金収益	3,744
入場料等収入	239
受託収入	65
寄付金収益	-
資産見返運営費交付金戻入	21
資産見返物品受贈額戻入	40
純利益	-
目的積立金取崩額	-
総利益	-

[注記]

当該法人における退職手当及び公務災害補償費については、独立行政法人国立女性教育会館役員退職手当規程、国家公務員退職手当法及び国家公務員災害補償法に基づいて支給することとし、毎事業年度に想定される全額を運営費交付金に加算する。

別紙 3

平成13年度～平成17年度資金計画

(単位:百万円)

区 別	金 額
資金支出	
業務活動による支出	4,048
投資活動による支出	1,086
次期中期目標の期間への繰越金	-
資金収入	
業務活動による収入	3,783
運営費交付金による収入	239
入場料等収入	65
受託収入	
投資活動による収入	
施設費による収入	1,047
前期中期目標の期間よりの繰越金	-

別紙 4

平成13年度～平成17年度施設・設備に関する計画

(単位:百万円)

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
機能性向上改修		
プール棟屋根及び外壁改修・その他防災改修工事	65	施設整備費補助金
計	65	

[注記] 金額については見込みである。

なお、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設整備が追加されることがあり得る。また、施設・設備の老朽度合等を勘案した改修（更新）等が追加される見込みである。

総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の「独立行政法人国立女性教育会館の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」及びその指摘事項を踏まえた文部科学省の見直し案

勧告の方向性（平成 16 年 12 月 10 日決定）	見直し案（平成 16 年 12 月 20 日決定）
<p>独立行政法人国立女性教育会館（以下「国立女性教育会館」という。）の主要な事務及び事業については、男女共同参画社会の形成の促進に資する業務の効率的かつ効果的な実施の推進を図るため、国立女性教育会館の業務の方向性を明確にした上で、国はもとより、地方公共団体、女性会館、男女共同参画推進センター等の関係機関等との役割分担を踏まえ、広範な地域からの利用を確保しつつ独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。</p>	<p>「勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標においては、以下の事項を掲げることにより、事務及び事業の改善を図る。なお、この考え方に従い、平成 18 年 3 月までの間に、男女共同参画社会の形成の促進に資する業務の更なる効果的・効率的な実施を図るため、国や地方の関係機関等との役割分担を踏まえ、基幹的女性教育指導者の育成、男女共同参画社会実現のための喫緊の課題への対応、女性アーカイブなど女性情報センター機能の充実、アジア太平洋地域・開発途上国など国際的な女性のエンパワーメント支援など、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、真に担うべき事務及び事業に特化・重点化を図り、他の事業については廃止・統合等を行い効率化を図るとの考え方に立って、具体的な検討を行い、次期中期目標・中期計画を策定する段階で具体的なものにするものとする。</p>
<p>第 1 研修事業の重点化 男女共同参画社会の形成を図る上で必要となる教育の推進を図るため、研修の対象者や課題等を厳選し、地方公共団体や民間に定着した事業は廃止するものとする。 また、研修成果を効率的かつ効果的に還元・波及していくため、研修の実効性を具体的に把握・評価し、その内容を見直ししていくものとする。</p> <p>1 女性教育指導者層の資質・能力の向上を図るための研修 研修対象者については、各地域において研修成果を具体的に・効率的に還元することが可能となるような女性関連施設の管理職や女性団体の基幹的指導者に厳選するものとする。 また、研修内容については、受講者が実際の業務や活動の中で活かせる研修となるよう、討議、演習、実習等の参加型の研修方法を中心としたより実践的な研修とするものとする。</p>	<p>第 1 研修事業の重点化 研修事業の範囲を次の 3 つに大別し、独立行政法人として真に実施すべき重要性の高い研修に重点化し、研修対象や課題等を厳選するとともに、地方公共団体や民間に定着した事業は廃止する。また、研修成果の還元・波及効果等について毎年フォローアップ調査を行い、厳正な評価を行うとともに、適宜、内容等を見直しを図る。</p> <p>①女性教育指導者層の資質・能力の向上を図るための研修 ②女性教育に関する喫緊の課題に関する研修 ③アジア太平洋地域・開発途上国等との国際協力・連携に資する研修</p> <p>1 女性教育指導者層の資質・能力の向上を図るための研修 ○対象者を男女共同参画を推進する上で地方公共団体等における拠点である女性関連施設の管理職及び全国又は地方において中核となる女性団体の基幹となる指導者に対象を厳選する。なお、研修成果を地方に普及させる観点から、研修受講者には、各県毎に研修会等を実施することを義務付ける。 ○実際の業務や活動の中で活かすことができるよう、参加型研修（演習・実習、討議等）を中心とした研修方法とする。 ○受講者に対し、研修成果の還元方策について地域での「還元方策計画書」の作成を義務付ける。</p> <p>【内容を見直した上で実施する研修】 ・「女性関連施設管理職研修」</p> <p>【新たに実施を検討する研修候補例】 ・「女性団体の基幹的指導者研修」</p> <p>【第 1 期中期目標期間をもって廃止】 ・「女性のエンパワーメント支援セミナー」</p>

勧告の方向性（平成 16 年 12 月 10 日決定）	見直し案（平成 16 年 12 月 20 日決定）
<p>2 女性教育に関する喫緊の課題に関する研修</p> <p>研修課題の設定に当たっては、男女共同参画社会の形成に向けての喫緊の課題について、地方公共団体や民間が必要な研修等を独自に行い得ることとするための企画・実施能力等の向上を目的とした、先駆的・モデル的な研修を行うものとする。</p> <p>研修対象者については、課題について密接に関連のある者のうち、波及・普及効果のある者に厳選するものとする。</p> <p>また、研修課題については、あらかじめ一定の時限を設けて終了させるとともに、定期的に地方公共団体や民間への普及状況や研修効果を評価し、研修内容の見直しを行うものとする。</p> <p>3 国際協力・連携に資する研修</p> <p>アジア太平洋地域や開発途上国の女性のエンパワーメント支援研修等については、研修の実効性を向上させるため、対象者や課題等を厳選するものとする。</p> <p>4 地域セミナー等</p> <p>国立女性教育会館が行っている研修事業のうち、地域セミナーや講演会など地方公共団体や民間において実施されている同種・類似の事業については廃止するものとする。</p>	<p>2 女性教育に関する喫緊の課題に関する研修</p> <p>○男女共同参画社会実現のための喫緊の課題（女性の社会参画への支援（チャレンジ支援）、DV（配偶者に対する暴力）、家庭教育支援、男性の意識啓発など）に特化し、地方公共団体や民間が必要な研修等を独自に行い得ることとするための企画・実施能力等の向上を目的とした先駆的・モデル的な研修とするとともに、研修対象者を課題解決に直接的に取り組み指導者に厳選する。</p> <p>○実際の業務や活動の中で活かすことができるよう、参加型研修（演習・実習、討議等）を中心とした研修方法とする。</p> <p>○研修課題は期限を設定し、一定期間実施の後、地方等へのプログラムの波及及び定着状況等を踏まえて見直しを行う。</p> <p>【内容を見直した上で実施する研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「キャリア形成支援推進研修」 ・「女性関連施設相談担当者研修」 ・「次世代育成支援指導者研修」 <p>【新たに実施を検討する研修候補例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画のための男性指導者研修」 <p>【第1期中期目標期間をもって廃止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子育てネットワーク研究交流協議会」 ・「女性関連施設等情報ネットワーク研究協議会」 <p>3 国際協力・連携に資する研修</p> <p>○アジア太平洋地域・開発途上国等の女性のエンパワーメント支援に重点化するとともに、対象者を国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）加盟国や開発途上国の女性教育行政担当者及びN G O等関係団体の指導者に厳選し、課題については女性のエンパワーメント支援に係る喫緊の課題（開発途上国の女性の資質向上など）に厳選する。</p> <p>○研修受講後にそれぞれの業務や活動の中で活かすことができるよう、討議、演習、実習等の参加型研修を中心とした内容に見直す。</p> <p>【内容を見直した上で実施する研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「女性教育行政官研修」 <p>【新たに実施を検討する研修候補例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国際女性指導者研修」 <p>【第1期中期目標期間をもって廃止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国際女性情報処理研修」 <p>4 地域セミナー等</p> <p>○国と地方、民間との役割分担を踏まえ、国立女性教育会館の研修事業として実施してきたもののうち、地方の女性関連施設や民間において実施されている同種・類似の事業については廃止する。</p> <p>【第1期中期目標期間をもって廃止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公開講演会」 ・「国立女性教育会館地域セミナー」

勧告の方向性（平成 16 年 12 月 10 日決定）	見直し案（平成 16 年 12 月 20 日決定）
<p>第2 調査研究事業の重点化</p> <p>男女共同参画社会の形成を図る上で必要となる教育の推進を図るため、その成果が研修、交流、情報及び受入事業を通じ利活用される調査研究に重点化するものとする。また、すべての調査研究テーマに時限を設けるものとする。</p>	<p>第2 調査研究事業の重点化</p> <p>調査研究事業を以下の2つに大別し、その成果が国立女性教育会館の他の機能（研修、情報、交流、受入）と連携が図られ、かつ広く国民に利活用される調査研究に重点化を図り、すべての調査研究テーマに時限を設ける。</p> <p>①女性教育の振興に関する基礎的な調査研究 ②学習プログラムの改善に資する調査研究</p> <p>1 女性教育の振興に関する基礎的調査研究</p> <p>○女性教育を振興する上で基礎となる様々なデータの収集・分析を行い、その成果が研修、交流、情報及び受入など国立女性教育会館の他の機能を通じて広く利活用される内容に重点化する。</p> <p>【見直し後に実施する調査研究例】 「女性と男性に関する統計」 男女共同参画社会の形成に向けて課題を明らかにするとともに、その解決策を検討していく上で不可欠である女性と男性に関する統計データ（ジェンダー統計）の充実を図るとともに、利用者のニーズに応じた使い易いデータの提供方法について調査研究を実施。「アジア太平洋地域等の女性教育に関する国際比較」 アジア太平洋地域・開発途上国等と日本との女性教育の現状に関する国際比較調査を実施。</p> <p>2 学習プログラムの改善に資する調査研究</p> <p>○調査研究テーマを男女共同参画社会実現のための喫緊の課題（少子社会の家庭教育、女子差別撤廃委員会の勧告への対応、女性に対する暴力等）に重点化する。</p> <p>【見直し後に実施する調査研究例】 「少子社会の家庭教育に関する学習プログラム」 急増する児童虐待や少年非行に対応し、孤立しがちな親等を対象とする家庭教育支援のための学習プログラムについて調査研究を実施。 「女性指導者育成のための教育訓練プログラム」 様々な年代の女性指導者の育成を図るための教育訓練プログラムについて国際比較調査を実施。 「人身取引問題に関する調査研究」 売買春防止に関する教育の充実を図るため、需要国と供給国の女性行政担当者等への研修プログラムや教材について調査研究を実施。</p> <p>3 成果の普及等</p> <p>○調査研究の成果は、研修プログラムに反映するとともに、インターネットによる情報提供、普及資料を作成し、関係機関・団体等へ普及を図る。 ○調査研究の内容、成果と他の事業における活用等について厳正な評価を実施する。</p> <p>【第1期中期目標期間をもって廃止】 ・「公開シンポジウム」</p>

勧告の方向性（平成 16 年 12 月 10 日決定）	見直し案（平成 16 年 12 月 20 日決定）
<p>第3 情報事業の重点化</p> <p>地域レベルでは収集が困難で、その保存・提供について国内外からニーズの高い全国的・専門的情報の収集・提供に重点化し、関係機関・団体等に関するデータベースについては、それぞれの機関との共同構築方式に見直すことにより、事務の合理化、経費の効率化及び情報の即時性を確保するものとする。</p> <p>また、利用者サービス向上の観点から、各種資料等の整備・提供に努めるものとする。</p>	<p>第3 情報事業の重点化</p> <p>情報事業の範囲を次の2つに大別し、女性教育に関する情報のうち、地域レベルでは困難な広域的・専門的な女性に関する資料等の収集・提供やデータベースの構築等に重点化を図るとともに、情報提供に当たっては、多くの利用者にとって利用し易いものとなるようにし、利用促進を図る。</p> <p>なお、既存のデータベースは地方公共団体、女性団体、子育てサークル等と連携し、共同構築方式とすることにより、経費の節減及び情報の即時性を確保する。</p> <p>①国内外の女性教育に関する各種資料等の情報 ②女性史料等に関する情報</p> <p>1 国内外の女性教育に関する各種資料等の情報 ○女性教育に関する各種資料等の充実を図る。 ○調査研究成果は、データベース化するなどインターネットにより速やかに情報提供・普及を図る。</p> <p>2 女性史料等に関する情報 ○全国各地の女性史料の収集・整理・保存及びデータベース化を推進し、国内外の関係機関と連携し、女性アーカイブ等の女性情報センターの機能の充実を図る。</p>
<p>第4 交流事業の重点化</p> <p>交流事業については、効率的かつ効果的なネットワークを形成するため、対象者や内容を厳選するものとする。</p>	<p>第4 交流事業の重点化</p> <p>交流事業の範囲を次の2つに大別し、効率的かつ効果的なネットワークの形成を図るため、対象者を男女共同参画に関する大学等の研究者や女性関連施設等の行政関係者、女性団体等指導者に厳選する。また、交流テーマは国内の交流では女性のチャレンジ支援など、国際的な交流では開発と女性などに厳選する。</p> <p>①国内の課題解決を図るための研究者と実践者の交流 ②国際的な課題解決を図るための研究者と実践者の交流</p> <p>【対象者、内容を見直し統合】 ・「女性学・ジェンダー研究フォーラム」と「ヌエック全国交流フェスティバル」を統合</p> <p>【内容を見直した上で実施】 ・「女性国際フォーラム」</p>

勧告の方向性（平成 16 年 12 月 10 日決定）	見直し案（平成 16 年 12 月 20 日決定）
<p>第5 受入事業での利用促進</p> <p>利用団体等における質の高い研修が広く行われるようにするため、利用者ニーズに応じたプログラムづくりの支援や多くの先駆的・モデル的研修プログラムについての情報提供を積極的に行い、より広範な地域からのより多くの団体等による利用促進を図るものとする。</p> <p>なお、施設設備の有効利用等の観点から、青少年関係団体等の受入れにも配慮するものとする。</p>	<p>第5 受入事業での利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国立女性教育会館職員の専門性を活かしたきめ細かな事前指導を充実し、利用者のニーズに応じた研修プログラム作成を支援するとともに、国立女性教育会館の持つ先駆的・モデル的プログラムについて情報提供を行い、より広範な地域からのより多くの団体等による利用促進を図る。 ○宿泊利用率の向上について目標値を定め（平成22年度までに50%以上）、利用促進の拡大方策について外部の専門家を含めた検討を行い、早期に結論を得ることとする。 <p>〔研修利用〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学生等の若年者層や企業関係者等研修利用者の拡大 ・男女共同参画に関する管理職研修 ・女性団体の全国大会や国際会議 ・女性教育関係学会等の学会活動 等 <p>〔一般利用〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行会社やカルチャーセンター等との連携 ・スポーツ・文化施設の資源の活用 ・青少年関係団体等一般利用者の拡大 ・企業や大学等の職員研修 等 <ul style="list-style-type: none"> ○受入団体に対するフォローアップ調査を実施し、研修の成果とその活用状況及び課題や改善点等を明確にし、利用団体に対する研修支援体制の改善を図る。
<p>第6 運営</p> <p>施設設備の維持管理等の定型的業務については、個々の施設設備の有用性を検証した上で民間委託の範囲を利用受付・案内、施設使用料徴収、宿泊施設の維持に関する業務等の全般に拡大し一層の効率化を図るとともに、施設利用の料金体系を見直すなどにより自己収入の増加を図るものとする。</p> <p>また、利用者サービス向上の観点から、予約システムの改善等を行うものとする。</p>	<p>第6 運営</p> <p>1 施設設備の維持管理等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国立女性教育会館の施設設備の維持管理等の定型的業務については、平成18年度中に民間委託の範囲を維持管理業務全般に拡大し包括的に委託するための措置を講ずることとし、一層の効率化を図る。 ○個々の施設については、設置目的、利用状況や将来の活用計画等の観点からその有用性について検証を行い、施設の有効活用について地方公共団体等における活用も含め具体的措置を検討する。 <p>2 自己収入の増加</p> <p>関係機関や民間施設を参考に施設利用料金（研修施設・宿泊施設）の見直しを行うとともに、受入事業において、女性教育や男女共同参画に関する研修を行う利用者とその他の利用者との利用料金に差を設けるなど料金体系の見直しを行う。料金体系の見直しは、平成17年度中に具体的検討を行い、平成18年度より実施する。</p> <p>3 外部資金の確保</p> <p>科学研究費補助金等の競争的資金や国、地方、民間等からの受託事業の積極的な受入れなど、外部資金の確保を図る。</p> <p>4 予約システムの改善</p> <p>利用者に対するサービス向上を図るため、施設利用の申込期間の見直しやインターネットによる利用18年度中に行う。</p>
<p>第7 非公務員による事務及び事業の実施</p> <p>国立女性教育会館の事務及び事業については、大学や民間により運営されている女性関連施設等との人事交流を促進し、より一層の成果をあげる観点から公務員以外の者が担うものとする。</p>	<p>第7 非公務員による事務及び事業の実施</p> <p>地方や民間の女性関連施設、大学等との円滑な人事交流を進め、より柔軟な組織体制の運営が可能となるよう公務員型（特定独立行政法人）から非公務員型（特定独立行政法人以外の独立行政法人）へ移行する。</p>

3 第2期中期目標・中期計画（平成18年度～22年度）

独立行政法人国立女性教育会館の中期目標

平成18年4月1日
文部科学大臣指示

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二十九条の規定により、独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

我が国における男女共同参画社会の形成は、男女共同参画社会基本法等の制定やそれに基づく男女共同参画基本計画等による施策の実施により着実な進展を見せてはいるものの、今後も課題解決のため不断の取組が必要である。

男女共同参画社会を実現するためには、国民一人一人が男女共同参画についての正しい意識や自立の意識を有することが不可欠であり、こうした意識の涵養のために、教育・学習の果たす役割は極めて重要である。

さらに、多様化、高度化した学習需要に対応し、女性のエンパワーメントに寄与するため、女性の生涯にわたる学習機会の充実、社会参画の促進を図る必要がある。

また、男女が互いを尊重し、相互に協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について認識を高めるため、男女共同参画の視点に立った家庭教育が求められている。

会館の役割は、男女共同参画社会の形成の促進に資する男女平等教育・女性のエンパワーメントを内容とする女性教育の振興である。第二期中期目標期間においてその役割を果たすため、会館は我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、男女共同参画及び女性教育に関する基幹的指導者の育成や喫緊の課題に関する学習プログラム等の開発・普及、広く国民一般をはじめ関係施設・団体に対する調査研究の成果や情報等の提供、広く利用者への理解の促進、関係機関・団体等との連携協力、国際貢献等に努力する必要がある。

会館は、女性の学習、社会参画の促進に向け女性教育関係者や家庭教育関係者への研修等の支援を行ってきているが、第二期においては上記の役割に基づく目標に沿い、さらに男女共同参画社会の形成の促進に大きな役割を果たすことを期待するものである。

以上のことを踏まえ、会館の第二期中期目標は、以下のとおりとする。

I 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間とする。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 基幹的な女性教育指導者等の資質、能力の向上

全国各地で男女共同参画及び女性教育を推進するための活動に携わる地方公共団体等の基幹的指導者に研修を行い、資質・能力の向上を目指す。

参加者の評価等も踏まえ、さらに効果的な研修を進めるために学習プログラム等について調査研究を行い、内容の工夫・改良に努めるとともに、研修を通じ全国に学習プログラム等の普及を図る。

なお、研修実施にあたり参加者の80%以上から研修や学習プログラム等についてプラス評価を得る。

2 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題に関する学習プログラム等の開発・普及

ナショナルセンターとして先駆的に男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題（例えば女性のチャレンジ支援や男女共同参画の視点に立った家庭教育・次世代育成支援等）について調査研究に取り組み、その成果に基づき学習プログラム等を開発する。

さらにそれに基づくモデル的な研修を各地の行政担当者等に行うとともに、研究者等の情報交換等のための交流機会を設け、参加者の80%以上からプラス評価を得られるよう、学習プログラム等内容の工夫・改良に努めることで、地方公共団体等が同課題に関する研修等を独自に担える力をつけられるよう支援する。

3 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する調査研究の成果や資料・情報の提供等

地域では取り組むことが困難な全国的調査研究等を行い、地域の女性教育施設等が関連の事業を行う際、企画・運営等で参考となるような情報等をより使いやすい形で提供し、効果的な事業実施が可能となるよう支援する。

なお、適時適切に調査研究成果や情報の提供を行う観点から、地域での活用状況等も踏まえ、期間を定めて計画的に調査研究内容を見直すものとする。

また、過去の歴史の検証に基づき現代の問題へのアプローチを可能にするため、女性の歴史の記録を次代に伝えていく女性アーカイブの構築を進める。

4 利用者への男女共同参画及び女性教育に関する理解の促進・利用の促進

多様な利用者に対し、男女共同参画及び女性教育に関する会館の豊富な資源を提供し、学習相談者の80%以上からプラス評価を得られるよう充実した学習支援を行うとともに、利用者の拡大に努力し、利用者の男女共同参画等に関する幅広い理解促進を図る。

- 5 女性関連施設等男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する国内の関係機関・団体等との連携協力の推進
女性関連施設等男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する国内の関係機関・団体等との連携協力を進め、研修等を効果的に行う。
- 6 男女共同参画及び女性教育に関する国際貢献、連携協力の推進
開発途上国、特に国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）加盟国の女性教育担当者等に対して、我が国の男女共同参画及び女性教育に関する知見を、研修等を通じて提供することにより国際貢献を行う。
また、交流機会の提供等により関係機関等との連携協力を進め、世界とりわけアジア地域における男女共同参画を推進する女性教育の人材育成の拠点となることを目指す。
その際には参加者の80%以上からプラス評価を得られるよう、工夫・改善に努め、充実した学習機会を提供する。
また、男女共同参画及び女性教育に関する地球規模の課題に関する調査研究を実施し、その成果に基づき学習プログラム等を開発・提供する。

Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項

- 1 積極的な広報の推進
国民に対する適切な情報公開、積極的な広報活動、利用しやすいホームページの構築や調査研究成果の公表に努め、男女共同参画及び女性教育に関する理解の促進を図る。
- 2 業務の効率化、他機関等との連携協力
業務運営の見直しをはじめ、関係機関等との連携・協力等により業務の効率化を図るとともに、外部資金の積極的導入等により自己収入を上げ、中期目標期間中に、一般管理費については平成17年度と比して15%以上、業務経費については平成17年度と比して5%以上の削減を図る。
ただし、新規に追加される業務、拡充業務分等はその対象としない。
なお、人件費については「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う。さらに、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組むものとする。
- 3 業務運営の点検・評価
業務全般について、参加者や利用者、所属先等の評価等を踏まえて自己点検・評価を実施する。また、適時適切に外部評価を受け、業務に関する客観的意見も取り入れ、業務の改善を不断に行う。

Ⅳ 財務内容の改善に関する事項

- 1 計画的な運営の実施
外部資金の積極的な導入や利用の拡大等による自己収入の確保に努める。また、効率的な運営等を行うことにより固定経費等の節減に努める。

Ⅴ その他業務運営に関する事項

- 1 長期的視野に立った施設・設備の整備、施設管理の実施
利用者の視点に立った快適な研修環境の形成のための施設整備を計画的に進めることとし、特に、障害者、高齢者に配慮した施設とする。
また、施設の有効活用にも努める。
- 2 柔軟な組織体制の構築
計画的な配置転換や人事交流等により柔軟な体制をとることで、組織の活性化を図るとともに、研修等を行い、職員の能力の向上を図る。
また、客員を迎える等の工夫により、職員との連携のもと、充実した体制とするよう努める。

独立行政法人国立女性教育会館の中期計画

平成18年4月1日
文部科学大臣認可

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

会館は、女性教育のナショナルセンターとしての役割を果たすため、男女共同参画社会基本法及び同法に基づく男女共同参画基本計画を視野に入れつつ、内外の関係機関・団体等とのネットワークの拡大を図り、会館が真に担うべき事業に重点化し、その成果の普及・活用を図る。

このため、中期目標期間中に以下の中期計画を進める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 地方公共団体等の基幹的指導者に対する男女共同参画及び女性教育を進めていく際に必要な総合的な知識等に関する研修の実施

地方公共団体や女性団体等の基幹的指導者に対し男女共同参画及び女性教育を進めていく際に必要な総合的な知識等に関して、参加型の実践的な研修を実施する。参加者に「研修成果の活用プラン」の事前作成を求めるとともに、成果の普及を義務付ける。また、事後に研修成果の活用状況についてフォローアップ調査を行い、業務への影響について参加者の80%以上からプラス評価を得る。また、同調査の結果等を踏まえ、研修の効果的な実施の観点から、適宜、研修内容等の見直しを行う。
- 2 基幹的指導者に対する研修に資する調査研究の実施、学習プログラム・参考資料の作成

男女共同参画及び女性教育に関する調査研究を調査研究テーマごとに一定の時限を設けて実施し、基幹的指導者の資質・能力向上を目的とする学習プログラムや参考資料を中期目標期間中に4以上作成し、研修等を通じて普及を図る。調査研究を活用した研修の参加者の80%以上から学習プログラム・参考資料に関するプラス評価を得る。
- 3 喫緊の課題に関する調査研究の実施、成果をもとにした学習プログラム・参考資料の作成

喫緊の課題（例えば女性のチャレンジ支援や男女共同参画の視点に立った家庭教育・次世代育成支援等）に関する先駆的・モデル的調査研究を調査研究テーマごとに一定の時限を設けて実施し、その成果をもとに学習プログラムや参考資料を中期目標期間中に4以上作成し、研修・交流事業を通じて普及を図る。調査研究を活用した研修・交流事業への参加者の80%以上から学習プログラム・参考資料に関するプラス評価を得る。
- 4 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題を担当する指導者に対する先駆的・モデル的研修の実施

男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題を担当する指導者に対して、同課題に係る先駆的・モデル的な参加型の実践的な研修を、一定の時限を設けて実施する。参加者に「研修成果の活用プラン」の事前作成を求めるとともに、事後に研修成果の活用状況についてフォローアップ調査を行い、業務への影響について参加者の80%以上からプラス評価を得る。また、同調査の結果等を踏まえ、研修の効果的な実施の観点から、適宜、研修内容等の見直しを行う。
- 5 課題解決に関する研究者や行政関係者・女性団体等指導者の交流機会の提供

男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題（例えば女性のチャレンジ支援や男女共同参画の視点に立った家庭教育・次世代育成支援等）の解決に関する研究者や行政関係者・女性団体等指導者の交流の機会を提供する。中期目標期間中に交流への参加を通じ新たな知識・情報が得られたかどうかについて、交流参加者の80%以上からプラス評価を得る。また、参加者が事後に継続して相互に情報のやりとりをするなど関係性を構築できるような支援する。
- 6 地域の機関で活用しうる男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する基礎研究の成果の提供

男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する基礎的、かつその成果が研修、交流、情報等の事業を通じて利活用される調査研究を重点的に行い、その成果を利用しやすい形態で提供する。また、活用状況等を踏まえ、期間を定めて計画的に調査研究内容を見直す。
- 7 男女共同参画及び女性・家庭・家族に関する基本的かつ全国的な資料・情報の収集、利用しやすいポータルとデータベースの構築・提供

男女共同参画及び女性・家庭・家族に関する基本的かつ全国的な資料・情報を収集・提供するとともに、利用しやすいポータルとデータベースの構築を図る。特に、全国の女性関連施設等の有する女性教育に関するプログラムなど地域レベルでは収集困難な広域的・専門的な国内外の資料・情報の収集、提供に重点化を図り、利用しやすいポータルとデータベースの構築を図る。中期目標期間中に、データベース化件数については44万7千件以上、アクセス件数については12万件以上を達成する。また、利用者の評価に基づき内容の見直しを図る。
- 8 女性アーカイブの構築

新たに女性アーカイブを構築し、学習、調査研究、情報提供に活用する。中期目標期間中に女性に関する史・資料を5千点以上収集する。収集史・資料は計画的に整理、デジタル加工を施すなどにより、インターネット等で提供する。
- 9 利用者への学習情報提供

職員の専門性を生かしたきめ細かな事前指導を充実し、利用者のニーズに応じた研修プログラム作成を支援するとともに、多様なニーズに対応できるプログラムを毎年3種類以上整備する。また、利用者のニーズ等に応じてプログラムや資料を提供し、利用者への支援の充実を図る。学習相談者の80%以上からプラス評価を得るとともに、会館が提供するプログラム等を利用した者にフォローアップアンケートを実施し、活用状況等を踏まえ、必要に応じプログラム等の内容を見直す。

10 利用者の拡大への努力

研修等による職員やボランティアの活動の質の向上を図ることにより、利用者に質の高いサービスを提供する。また、利用促進についての外部専門家による助言を得て、団体及び個人の利用や、利用者の多様性、地域分布にも配慮しつつ、より広範な地域から、より多くの団体等による利用の拡大を図るとともに、宿泊利用率については、平成22年度までに50%以上の達成を目指す。この際、青少年団体等の利用にも配慮する。

11 女性関連施設等男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する全国の関係機関・団体との連携協力体制の充実

女性関連施設等男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する全国の関係機関・団体等との連携協力体制を充実し、毎年6以上の機関等と共同で研修事業等に取り組み、効果的な事業の実施に努める。

12 男女共同参画及び女性教育に関する国際協力・連携に資する研修の実施

女性のエンパワーメント支援のために、開発途上国、特に国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）加盟国の女性教育行政担当者及びN G O等関係団体の指導者に対する男女共同参画及び女性教育に関する参加型の実践的な研修を実施する。また、研修成果の自国での活用について、参加者の80%以上からプラス評価を得る。また、同調査の結果等を踏まえ、研修の効果的な実施の観点から、適宜、研修内容等の見直しを行う。

13 海外の研究者や行政関係者・女性団体等指導者との交流及び研究機関・女性関連施設等との連携、相互の研究成果の交換・活用

世界とりわけアジア地域における男女共同参画を推進する女性教育の人材育成の拠点となることを目指して、開発と女性をめぐる地球規模の課題等をテーマとして、海外の研究者や行政関係者・女性団体等指導者との交流を進めるとともに、研究機関・女性関連施設等と連携し、相互の研究成果や研修の情報を交換しその活用を図る。海外の機関との連携協力関係の構築に努め、中期目標期間中に5機関以上と協力関係を結ぶとともに、参加者の80%以上からプラス評価を得る。また、参加者が事後に継続して相互に情報のやりとりをするなど関係性を構築できるよう支援する。

14 地球規模の課題に資する調査研究の実施、学習プログラム・参考資料の作成

男女共同参画及び女性教育に関する地球規模の課題に資する調査研究を実施し、その成果をもとに学習プログラム・参考資料を中期目標期間中に2以上作成する。また、調査研究を活用した参加者の80%以上から学習プログラムや参考資料に関するプラス評価を得る。

II 業務運営の効率化に関する事項

1 広報の充実

男女共同参画及び女性教育に関する理解促進を図るため、会館の活動について、インターネットやマスメディア等の新しい情報媒体等を開拓し、積極的に広報する。

また、ホームページ等の情報発信により、調査研究の成果等を広く一般国民に周知し、会館の利用促進や男女共同参画及び女性教育に関する理解促進を図る。

2 運営及び業務の効率化

会館の行う業務について、既存事業の徹底した見直し、効率化を進め、一般管理費については平成17年度と比して15%以上、業務経費については平成17年度と比して5%以上の削減を図る。ただし、新規に追加される業務、拡充業務分等は対象としない。

また、人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、退職手当、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）、及び今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除き、平成17年度と比して5年間で5%以上削減を図る。さらに、国家公務員の給与構造改革を踏まえて役職員の給与について必要な見直しを進める。

なお、人件費の範囲は国家公務員でいう基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費は含まない。

関係機関、団体との連携により、研修事業等の共同構築、共同開発等の推進により経費等の節減を図るとともに、施設設備の維持管理等の定型的業務について包括的な外部委託を進めるなど業務の効率化を図る。

3 外部資金の導入

科学研究費補助金等の申請や国や民間企業等からの受託事業等の積極的な受入れを行い、外部資金の確保に努める。

4 自己点検・評価等による業務の改善

毎年度、自己点検・評価を行うとともに、第三者による外部評価を中期目標期間中に実施し、業務の改善を図る。

特に、調査研究は内容、成果、他の事業における活用等について厳正な外部評価を行う。

III 予算・収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、外部資金等を積極的に導入することにより、計画的な運営を行う。また、管理業務の効率化を進める観点から、各事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。

Ⅳ 短期借入金の限度額

運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合や受託事業に係る立替えが生じた場合、短期借入することができることとし、限度額は1億円とする。

Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

Ⅵ 剰余金の使途

- 1 研修事業の充実
- 2 情報資料の収集・提供の充実
- 3 調査研究事業の充実
- 4 交流事業の充実

Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- 1 予算
別紙1のとおり
- 2 収支計画
別紙2のとおり
- 3 資金計画
別紙3のとおり
- 4 施設・設備の計画的整備、快適な環境構築
長期的視野に立った保守・管理を行うとともに障害者、高齢者等全ての利用者が安全で快適に利用できる環境を提供するため、必要な施設設備の改修等を計画的に進める。また、施設の有効活用のための工夫に努めるべく個々の施設の有用性についての検証を行い、具体的措置を検討する。
別紙4のとおり
- 5 関係機関・団体との人事交流や計画的な人事配置転換等、優秀な人材の確保
限られた人員による事業等の実施により効果を上げるため、職員の専門性を高めるとともに、柔軟な人事配置を行う。また、多様な人材の確保のため関係機関・団体等との人事交流を通じて組織の活性化を図る。必要に応じ客員研究員等外部人材の活用を図る。
・人員に係る指標
常勤職員については、その職員数の抑制を図る
(参考1)

期初の常勤職員数	28人
期末の常勤職員数の見込み	28人

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込み	981百万円
------------------	--------

但し、上記の額は、常勤の役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。
- 6 中期目標期間を超える債務負担
電子計算機の賃貸借期間平成19年度から23年度までの4年度間

別紙 1

平成18年度～平成22年度中期計画予算

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	3,204
施設整備費補助金	83
入場料等収入	467
受託収入	25
計	3,779
支出	
業務経費	1,991
うち研修関係経費	1,326
うち調査・研究関係経費	186
うち情報関係経費	479
施設整備費	83
受託経費	25
一般管理費	1,680
計	3,779

[人件費の見積り]
期間中総額981百万円を支出する。
但し、左記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]
別紙のとおり

<別紙>

1. 運営費交付金の算定ルール

毎事業年度に交付する運営費交付金（A）については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = (P1(y) \times a1(\text{係数})) + (P2(y) \times a2(\text{係数})) \\ + (R1(y) - \varepsilon1(y) \times a1(\text{係数})) + (R2(y) - \varepsilon2(y) \times a2(\text{係数})) \\ + \varepsilon1(y) + \varepsilon2(y) - B(y) \times \lambda(\text{係数})$$

A(y)：当該事業年度における運営費交付金

a1,2：効率化係数。各独立行政法人について計画的削減を行うこととされている観点から、業務の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

λ：収入調整係数。過去の実績における自己収入に対する収益の割合を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

1) 人件費

毎事業年度の管理経費の人件費（P1）及び事業経費の人件費（P2）については、以下の数式により決定する。

$$P1,2(y) = P1,2(y-1) \times \sigma(\text{係数})$$

P1,2(y)：当該事業年度における人件費。P1,2(y-1)は直前の事業年度におけるP1,2(y)。

σ：人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率、給与改善率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注) 当該法人における退職手当については、独立行政法人国立女性教育会館役員退職手当規程及び独立行政法人国立女性教育会館職員退職手当規程に基づいて支給することとし、毎事業年度に想定される金額を運営費交付金に加算する。

2) 業務経費

毎事業年度の管理経費の業務費（R1）及び事業経費の業務費（R2）については、以下の数式により決定する。

$$R1,2(y) = (R1,2(y-1) - \varepsilon(y-1)) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数}) + \varepsilon1,2(y)$$

R1,2(y)：当該事業年度における業務経費。R1,2(y-1)は直前の事業年度におけるR1,2(y)。

ε1,2(y)：特殊業務経費（管理及び事業経費）。施設・設備の改修工事、事故の発生等の事由により時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。ε1(y-1)は直前の事業年度におけるε1(y)。

β：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

γ : 業務政策係数。自己収入に見合う支出を勘案し、また、研究開発の場合には、計画期間中の初期に大きな投資が必要であること、事業の進展により必要経費が変動すること等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

- 3) 受託事業等経費（受託事業実施に伴う間接経費を含む）
毎事業年度の受託事業経費（F）については、以下の数式により決定する。

$$F(y) = F(y-1) \times \omega \text{ (係数)}$$

F(y) : 当該事業年度における受託事業収入の見積り。F(y-1)は直前の事業年度におけるF(y)。

ω : 受託収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

- 4) 受託事業収入
毎事業年度の受託事業経費（F）については、以下のとおりとする。

$$F(y) = F(y-1) \times \omega \text{ (係数)}$$

- 5) 自己収入
毎事業年度の自己収入（B）の見積り額については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = B(y-1) \times \delta \text{ (係数)}$$

B(y) : 当該事業年度における自己収入の見積り。B(y-1)は直前の事業年度におけるB(y)。

δ : 自己収入政策係数。過去の実績等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

【注記】前提条件

1. 運営費交付金の試算にあたっての係数値

$\alpha 1$: 効率化係数：△3.20%

β : 消費者物価指数：0%

ω : 受託収入政策係数：勘案せず

σ : 人件費調整係数：0%

$\alpha 2$: 効率化係数：△1.03%

γ : 業務政策係数：0%

δ : 自己収入政策係数：4.0%

λ : 収入調整係数：0%

2. 施設整備費補助金の算定

施設整備費補助金の金額は、平成18年度のみ試算している。

別紙 2

平成18年度～平成22年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	3,730
業務費	2,016
一般管理費	1,694
減価償却費	20
財務費用	-
臨時損失	-
収益の部	
運営費交付金収益	3,182
入場料等収入	467
受託収入	25
施設費収益	36
寄附金収益	-
資産見返運営費交付金戻入	15
資産見返物品受贈額戻入	5
純利益	-
目的積立金取崩額	-
総利益	-

【注記】

当該法人における退職手当については、独立行政法人国立女性教育会館役員退職手当規程及び独立行政法人国立女性教育会館職員退職手当規程に基づいて支給することとし、毎事業年度に想定される全額を運営費交付金に加算する。

別紙 3

平成18年度～平成22年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	
業務活動による支出	3,710
投資活動による支出	69
次期中期目標の期間への繰越金	-
資金収入	
業務活動による収入	
運営費交付金による収入	3,204
入場料等収入	467
受託収入	25
投資活動による収入	
施設費による収入	83
前期中期目標の期間よりの繰越金	-

別紙 4

平成18年度～平成22年度施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
機能性向上改修		
機能性向上改修工事	83	施設整備費補助金
計	83	

[注記] 金額については見込みである。

なお、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設整備が追加されることがあり得る。また、施設・設備の老朽度合等を勘案した改修（更新）等が追加される見込みである。

「男女共同参画基本計画（第2次）」会館掲名箇所抜粋

「第2部 施策の基本的方向と具体的施策」

7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

（5）人身取引への対策の推進

エ 調査研究等の推進（P83）

○ 調査研究等の推進

- ・ 独立行政法人国立女性教育会館その他の機関においては、人身取引の防止を図る観点から必要な調査研究・教材の開発等を行う。

10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

（1）男女平等を推進する教育・学習

オ 男女共同参画社会の形成に資する調査・研究等の充実（P107）

○ 独立行政法人国立女性教育会館における調査研究

- ・ 独立行政法人国立女性教育会館においては、調査研究・情報事業及び大学等の研究の成果を、研修・交流事業に活用し、地方公共団体、男女共同参画センター等の女性関連施設、及び社会教育施設と連携を図りつつ事業を展開する。これにより男女共同参画社会の形成に資する研究の成果の全国的な還元を図る。

（2）多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

イ エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実（P109）

○ 独立行政法人国立女性教育会館の事業の充実等

- ・ 独立行政法人国立女性教育会館においては、国内外の女性教育のナショナルセンターとして、基幹的女性教育指導者の育成、女性のチャレンジ支援のための情報提供やDV問題教育プログラム開発など喫緊の課題への対応、アジア太平洋地域等の女性のエンパワーメント支援、女性アーカイブセンター機能の充実等を行う。

「第3部 計画の推進」

2 国の地方公共団体、NPO、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化

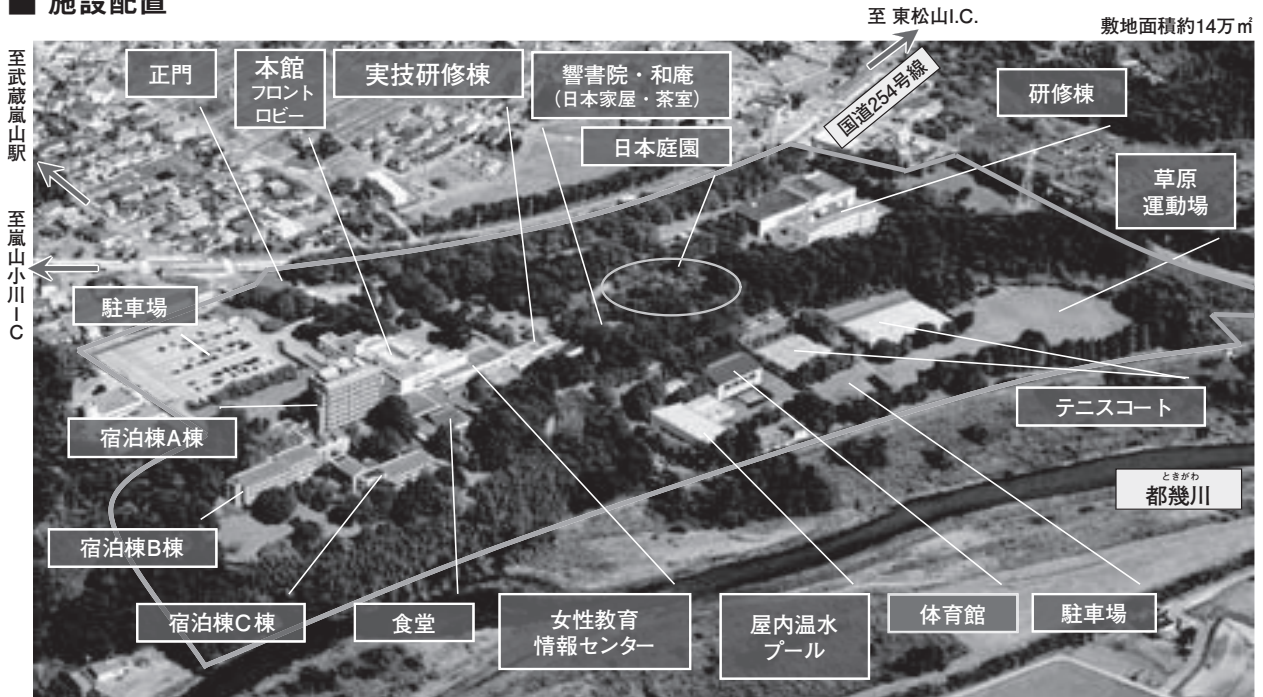
- ・ 男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設の充実（P133）

独立行政法人国立女性教育会館は、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、①拠点施設を支える人材の育成・研修、②調査・研究に基づく先導的な学習プログラムの開発・提供、③国内外の統計データその他必要な情報の提供、④全国各地の拠点の間の交流の促進などを通じて、地域との連携を図りつつ、女性教育の推進に一層努めていく必要がある。

5

施設配置等

施設配置



建築概要

- 所在地…………… 埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷728番地
- 設計…………… 日建設計
- 監理…………… 建設省関東地方建設局 営繕部 日建設計
- 敷地面積…………… 138,556㎡
- 建築総面積…………… 13,144㎡
- 延床総面積…………… 28,262㎡

交通案内

1.電車では
 東武東上線武蔵嵐山駅から徒歩で15分
 武蔵嵐山駅へは
 ①池袋駅から東武東上線急行で60分
 ②小川町駅から東武東上線で7分
 ※地下鉄有楽町線の和光市駅から東武東上線に乗換えが出来ます。
 ※タクシー利用
 東武東上線森林公園駅、小川町駅から約15分、武蔵嵐山駅から約5分

2.自動車では
 練馬I.C.から関越自動車道で35分の東松山I.C.から国道254号で15分、新潟方面からは嵐山小川I.C.から国道254号で15分。
 ※リムジンバス利用
 成田空港及び羽田空港から、リムジンバスを利用して森林公園まで来る方法があります。熊谷地区へ向かうリムジンバスを使用。

●休館日：原則として毎月第1・3月曜日及び12月28日から1月4日

独立行政法人 国立女性教育会館 開館30周年記念誌

発行 平成19年11月20日

編集 独立行政法人 国立女性教育会館

〒355-0292 埼玉県比企郡嵐山町菅谷728番地

TEL : 0493-62-6711 (代表)

URL : <http://www.nwec.jp>

印刷 株式会社 石井印刷

独立行政法人 国立女性教育会館
National Women's Education Center of Japan